

官報

号外

平成四年六月四日

○第百二十三回 衆議院會議録 第二十九号

平成四年六月四日(木曜日)

議事日程 第二十四号

午後零時三十分開議

第一 金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件
日程第一 金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)

午後零時三十二分開議
○議長(櫻内義雄君) これより會議を開きます。

日程第一 金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)

○議長(櫻内義雄君) 日程第一、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律案を議題といたします。
委員長の報告を求めます。大蔵委員長太田誠一君。

金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔太田誠一君登壇〕

○太田誠一君 ただいま議題となりました法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

この法律案は、金融の自由化、国際化等の進展に対応し、金融機関及び証券会社の有効かつ適正な競争の促進等による金融・資本市場の効率化及び活性化並びに諸外国と調和のとれた制度の構築を図るため、金融制度及び証券取引制度の包括的な改革を実施しようとするもので、その主な内容は、

第一に、金融機関及び証券会社が、子会社によ

り他の業務分野へ参入できるようにするとともに、信用金庫等が本體で信託業務を営むことができることとしたしております。

第二に、有価証券の定義を整備し、新しい有価証券に、情報開示制度等を適用するほか、公募について人数基準の明確化等を図るとともに、私募についての法整備を行うこととしたしております。

第三に、信用金庫等が社債等の募集の受託業務を、また、信用協同組合、労働金庫、農業協同組合等が国債等の窓口販売業務及び外国為替業務等を行うことができるよう、協同組織金融機関の業務規制の緩和等を図ることとしたしております。

以上のほか、銀行等の自己資本比率規制、大口信用供与規制、子会社との間の取引規制等について所要の措置を講ずることとしたしております。

本案につきましては、五月十四日羽田大蔵大臣から提案理由の説明を聴取し、翌十五日から質疑に入り、参考人から意見を聴取するほか、五月二十五日には、大阪府及び北海道において地方公聴会を開催するなど慎重に審査を進め、昨日質疑を終了いたしました。

次いで、採決いたしましたところ、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されておりますことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(櫻内義雄君) 本日は、これにて散会いたします。

午後零時三十六分散会

出席國務大臣

大蔵大臣 羽田 孜君

○朗読を省略した議長の報告

(法律公布案上及び通知)

一、去る五月二十八日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

国際海上物品運送法の一部を改正する法律
職業能力開発促進法の一部を改正する法律

(通知書受領)

一、去る五月二十九日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律
絶滅のおそれのある野生動物植物の種の保存に関する法律

証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律
電波法の一部を改正する法律

民事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律
特定債権等に係る事業の規制に関する法律

地方交付税法等の一部を改正する法律
(報告書受領)

一、去る五月二十九日、内閣から次の報告書を受領した。

交通安全対策基本法第十三条の規定に基づく平成三年度交通事故の状況及び交通安全施策の現況の報告書
交通安全対策基本法第十三条の規定に基づく平成四年度において実施すべき交通安全施策に関する計画の報告書

(政府委員承認)

一、去る一日、櫻内議長は、宮澤内閣総理大臣申し出の次の者を、第百二十三回国会政府委員に任命することを承認した。

外務省中近東アフリカ局長 小原 武

(政府委員任命)

一、去る一日、宮澤内閣総理大臣から櫻内議長あて、一日議長において承認した小原武を、同日第百二十三回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(政府委員退任)

一、去る一日、宮澤内閣総理大臣から櫻内議長あて、第百二十三回国会政府委員中左記のとおり異動があり、政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

記 氏 名 異動後の異動年月日

異動前の官職名

外務省中近東アフリカ局長

事務代理

野上 義二 (解 職) 平四・三

(理事補欠退任)

一、去る五月二十九日、決算委員会において、次のとおり理事を補欠退任した。

理事 宮地 正介君 (理事宮地正介君去る五月二十九日委員退任につきその補欠)

(常任委員退任及び補欠退任)

一、去る五月二十八日、議長において、次のとおり常任委員の退任を許可し、その補欠を指名した。

商工委員

辞任

補欠

尾身 幸次君

北村 正治君

北村 直人君

細田 博之君

補欠

細田 博之君

北村 直人君

北村 正治君

尾身 幸次君

科学技術委員

辞任

今井 勇君

中馬 弘毅君

尾身 幸次君

仲村 正治君

中馬 弘毅君

井上 義久君

平田 米男君

井上 義久君

井上 義久君

井上 義久君

井上 義久君

井上 義久君

井上 義久君

井上 義久君

井上 義久君

井上 義久君

井上 義久君

井上 義久君

井上 義久君

井上 義久君

井上 義久君

井上 義久君

井上 義久君

井上 義久君

井上 義久君

井上 義久君

井上 義久君

井上 義久君

井上 義久君

井上 義久君

井上 義久君

井上 義久君

井上 義久君

井上 義久君

井上 義久君

井上 義久君

井上 義久君

井上 義久君

井上 義久君

井上 義久君

井上 義久君

予算委員

辞任

小岩井 清君

後藤 茂君

小岩井 清君

小岩井 清君

小岩井 清君

小岩井 清君

小岩井 清君

小岩井 清君

小岩井 清君

小岩井 清君

小岩井 清君

小岩井 清君

小岩井 清君

小岩井 清君

小岩井 清君

小岩井 清君

小岩井 清君

小岩井 清君

小岩井 清君

小岩井 清君

小岩井 清君

小岩井 清君

小岩井 清君

小岩井 清君

小岩井 清君

小岩井 清君

小岩井 清君

小岩井 清君

小岩井 清君

小岩井 清君

小岩井 清君

小岩井 清君

小岩井 清君

小岩井 清君

小岩井 清君

小岩井 清君

小岩井 清君

小岩井 清君

小岩井 清君

小岩井 清君

小岩井 清君

大蔵委員

辞任

河村 建夫君

関谷 勝嗣君

池田 元久君

東 祥三君

坂本 剛二君

古屋 圭司君

光武 顯君

大島 章宏君

森本 晃司君

池田 元久君

東 祥三君

東 祥三君

東 祥三君

東 祥三君

東 祥三君

東 祥三君

東 祥三君

東 祥三君

東 祥三君

東 祥三君

東 祥三君

東 祥三君

東 祥三君

東 祥三君

東 祥三君

東 祥三君

東 祥三君

東 祥三君

東 祥三君

東 祥三君

東 祥三君

東 祥三君

東 祥三君

東 祥三君

東 祥三君

東 祥三君

東 祥三君

東 祥三君

東 祥三君

東 祥三君

東 祥三君

大蔵委員

辞任

河村 建夫君

関谷 勝嗣君

池田 元久君

東 祥三君

坂本 剛二君

古屋 圭司君

光武 顯君

大島 章宏君

森本 晃司君

池田 元久君

東 祥三君

東 祥三君

東 祥三君

東 祥三君

東 祥三君

東 祥三君

東 祥三君

東 祥三君

東 祥三君

東 祥三君

東 祥三君

東 祥三君

東 祥三君

東 祥三君

東 祥三君

東 祥三君

東 祥三君

東 祥三君

東 祥三君

東 祥三君

東 祥三君

東 祥三君

東 祥三君

東 祥三君

東 祥三君

東 祥三君

東 祥三君

東 祥三君

東 祥三君

東 祥三君

東 祥三君

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第八〇号)

以上二件 商工委員会 付託

(議案送付)

一、去る五月二十八日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(竹村幸雄君外十名提出)

製造物の欠陥による損害の賠償に関する法律案(日笠勝之君外八名提出)

(議案通知)

一、去る五月二十八日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

国際海上物品運送法の一部を改正する法律案
職業能力開発促進法の一部を改正する法律案

(議案通知書受領)

一、去る五月二十九日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律案
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律案
証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律案
電波法の一部を改正する法律案
民法訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案

特定債権等に係る事業の規制に関する法律案
地方交付税法等の一部を改正する法律案

(質問書提出)

一、去る五月二十九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

恩給及び援護年金等並びに各種手当金の前日支払い措置に関する質問主意書(近江巳記夫君提提出)

(答弁書受領)

一、去る五月二十九日、内閣から次の答弁書を受領した。

この条約は、きわめて重要な内容をもっている。休暇をとることのできる教育の種類は、職業訓練にとどまらない。「一般教育、社会教育及び市民教育」、また「労働組合教育」も含まれている。さらに条約前文で、「世界人権宣言第二六条が、すべて人は、教育を受ける権利を有すると宣言していることに留意し」と述べられていることでも明らかなように、この条約は、労働者の権利の一環として有給教育休暇を保障しようとしているのである。

労働者の全人格の発達にかかわる教育を、有給に保障するような制度は、我が国においても早期に実現しなければならないし、そのためにも、この条約の即時批准が求められている。ところが政府は、この条約の採択に賛成しておきながら、それから一八年たった現在も批准しようとはしていない。

一 政府はこれまで、条約の批准に踏み切れない理由として、条約の解釈を検討すべき点があり、それをILOにも質問していることを明らかにしてきた。第一一六回国会では「批准するに際しましては、最低限度の程度の施策を実施する、あるいは実施している必要があるか、そういった点についても明らかにしておく必要がある」と答弁している。また「参議院決算委員会」と答弁している。また第一一八回国会では、「条約の解釈上等の問題につきまして、その点でもう少し検討すべき点が残っております。実は率直に申し上げまして、ILO当局の方にそういう疑義解釈を投げかけたわけでございますが、私もまだ返事をいただけていない(衆議院予算委員会第四分科会)と答えている。

① ILO条約の解釈権についていえば、一昨年の総会でILO専門委員会が報告を行い、国際司法裁判所によって反するものとされない限り、専門委員会の見解が有効かつ一般的に認められるべきものとしている。政府は、条約の解釈権に関して、この総会への報告を認めるべきであると考えているが、どうか。

② 昨年のILO総会には、専門委員会が「有給教育休暇に関する第二四〇号条約及び第一四八号勧告の報告についての一般調査」(以下「一般調査」という。)を提出している。この「一般調査」では、ある政府から賛成解釈の問い合わせがあったことも紹介しつつ、有給教育休暇の定義、解釈が具体的に示されている。これによって、条約の解釈の問題を批准の障害とすることはできなくなったのではない。

③ 「一般調査」が出されてすでに一年近くが経過しており、政府が検討する十分な時間があったが、この「一般調査」の内容と、我が国の現行法規、国内慣行との関係について、検討の到達点を示していただきたい。

二 政府は、条約が有給休暇の対象としている

「職業訓練」についていえば、有給教育訓練休暇を与えている企業が少なくないことが、批准の障害であるとしてきた。第一〇二回国会では、「(低)普及率の中では、事業主主体の社会のコンセンサスといえましょうか、事業主サイドのものでございますが、なかなか得にくい状態でございます。したがって、もう少し社会の理解を得られた段階で検討をさせていただきたい(衆議院社会労働委員会)と答えている。

① 有給教育訓練休暇の実施率が低いことが問題だというなら、普及率を高めるために努力することこそ、政府に求められていることではないのか。

② 条約を批准するうえで必要なのは、対応する国内法令の整備である。これまで実施率などが問題にされたことはない。職業訓練についていえば、「職業能力開発促進法」が有給教育訓練休暇を規定し、国の助成の制度も定めており、国内法令は整備されている。この条約に限って休暇の実施率を批准の要件にするのは適当ではないと考えるが、どうか。

三 政府は、第一一八回国会で「社会教育について、定義、内容につきまして不明確であるというところが現在問題点でございます(参議院外務委員会)と述べている。

① 我が国には社会教育法があり、そのなかで社会教育とは「学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。)」と定義されている。定義は明確ではないか。この定義では何か不都合なことでもあるのか。

② 社会教育法に基づき、青少年及び成人が積極的に社会教育活動に参加することは、政府としては大いに奨励すべきことだと考えるが、どうか。これを有給とすることは、社会教育活動への参加を奨励する、重要な手段の一つになるのではないか。

③ 社会教育活動等への参加のために、いわゆるボランティア休暇制度を導入する企業が増えている。政府としては、このような制度を奨励する考えはあるか。

四 先の「一般調査」によると、労働組合教育のための休暇は、多くの国が法律や労働協約で保障している。ところが日本政府は、「わが国の労働組合法第七条に不当労働行為がずっと並んでおりまして、その中に、使用者が「労働組合の運営のための経費の支払につき経理上の援助を与えること。」「こういうことになっておりまして、使用者の負担、すなわち有給ということとは使用者の負担でありますから、使用者の負担で労働組合が労働組合教育を行うということを目的とするこの教育について、やはりどうしても抵触をしてくる(第九一回国会・衆議院予算委員会)と答弁している。労働者の権利の擁護を目的とした労働組合法を、労働者の権利擁護の障害とする態度は、はなはだ遺憾である。

① 行政庁等の主催する労働者教育、及び労働組合が組合員の福利、厚生のために開催する教育への参加を有給で保障することは、全く問題はないと考えるが、どうか。

② 戦後の労使協議の積み重ねのなかで、労働組合の大会等への参加を有給で保障するようになってきている例は少なくない。それは、労働組合法の基本的な前提が使用者による労働組合への支配、介入を防ぐことにあり、大会等への参加の保障は、そうした支配、介入に当たらないからである。政府は、すでに実施されているこれらの例が、使用者による労働組合への支配、介入になつていないと考えているのか。

③ 労働組合の行う教育活動も、法律上はこの種の大会等と同じ扱いになると考えるが、どうか。

右質問する。

内閣衆質一二三第八号
平成四年五月二十九日
内閣総理大臣 宮澤 喜一
衆議院議長 櫻内 義雄殿

衆議院議員金子清広君提出ILO第一四〇号条約(有給教育休暇に関する条約)の批准促進に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。
(別紙)

衆議院議員金子清広君提出ILO第一四〇号条約(有給教育休暇に関する条約)の批准促進に関する質問に対する答弁書

一の①について
政府としては、条約については、文脈によりかつその趣旨及び目的に照らして与えられる用語の通常の意味に従い、誠実に解釈することとしている。

一の②について
有給教育休暇に関する条約(以下「条約」という。)の批准については、関係省庁において、条約の解釈及び国内法制との整合性について検討中であり、御指摘の「一般調査」も参考しつつ、更に検討を進めてまいりたい。

一の③について
御指摘の「一般調査」を見ても、条約の「有給教育休暇」の目的である「一般教育、社会教育及び市民教育」及び「労働組合教育」の範圍並びに当該有給教育休暇の付与に關して批准に際し最小限実施すべき施策の程度が依然として明らかになつていないと言えず、引き続き検討が必要である。

二の①について
政府としては、昭和六十一年度より有給教育訓練休暇(職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第十條第二項に規定するものをいう。以下同じ。)中の資金や教育訓練費用に對して助成する自己啓発助成給付金制度を設け、有給教育訓練休暇の普及促進を図るとともに、同法第十二条に基づき事業所において選任され

る職業能力開発推進者等に対する各種講習会等を通じて周知に努めるほか、都道府県職業能力開発協会において事業主及び労働者個人に対して相談に応ずるなど種々の機会をとらえて、有給教育訓練休暇に関する広報啓発を行っているところである。

二の②について
条約の規定を我が国内に適用するに当たり必要となる法的措置については、現行の職業能力開発促進法で十分か否かを含め、関係省庁において検討してまいりたい。

三の①について
条約中の定義、内容が不明確な用語については、我が国内法による類似の用語の定義、内容等も踏まえつつ、今後とも、その明確化に努めてまいりたい。

三の②について
教育基本法(昭和二十二年法律第二十五号)、社会教育法(昭和二十四年法律第二十七号)等の定めるところにより、国民が社会教育に参加することは、奨励すべきことである。

三の③について
一般に、労働者が社会教育に参加する場合に有給休暇を付与することは、企業等の理解と協力にかかわる問題であるが、社会教育への参加を奨励する一つの方法であると考えている。

四の①について
一般に、ボランティア活動に参加することは労働者生活を充実させるものとして有意義なものと考えられるが、いわゆるボランティア休暇制度についてその普及促進を図ることについては、今後の検討課題であると考えている。

行政庁等主催の労働者教育に労働時間中に出席した場合に使用者が賃金を支払うことは、一般に、労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)第七條により禁止される「労働組合の運営のための経費の支払につき経理上の援助を与えること」(以下「経費援助」という。)には該当しないものとする。

また、労働者が労働時間中に労働組合が行う教育活動に参加したときに、使用者がその賃金を支払うことは、一般に、経費援助に該当するものとするが、同条第三号ただし書に該当する場合においては、同条に抵触することにはならないものとする。

四の②について
労働者が労働時間中に労働組合の大会等に参加したときに、使用者がその賃金を支払うことは、一般に、経費援助に該当するものとする。

四の③について
労働者が労働時間中に労働組合の行う教育活動に参加したときに、使用者がその賃金を支払うことは、一般に、経費援助に該当するものとするが、労働組合法第七條第三号ただし書に該当する場合においては、同条に抵触することにはならないものとする。

平成四年五月十一日提出
質 問 第 九 号
じん肺対策に関する質問主意書
提出者 児玉 健次

じん肺対策に関する質問主意書
じん肺は、炭鉱、鉱山、トンネル掘削現場、鋳物工場などで長期にわたり大量の粉じんを吸い込むことによって発生する職業病である。現在も患者が増え続け、療養者は約二万名に達している。現在においても根本的な治療方法がみつからず、粉じん職場を離れた後も進行することが明らかな疾病である。じん肺患者は症状が進行するなかで、激しい咳、たん、息切れ、呼吸困難の苦しみ、自殺に追い込まれる患者があとを絶たない。

政府の石炭政策によって、北海道の炭鉱はいっく閉山に追い込まれ、炭鉱職業者が急増した。八〇年以降だけでも一万四〇〇〇人にももの炭鉱職

職者がつくりだされている。炭鉱で長年働いてきた労働者は、離職後一〇年、一五年経過して、じん肺が発症する場合が多い。九一年度で、全国の新規労災認定者は一八五五名(合併症を含む)であるが、北海道はじん肺最多発地域であり、労災認定される患者は全国の一割を超えている。じん肺の症状・所見を有しながら労災認定されない管理Ⅱ、管理Ⅲの患者は、認定者の数倍いると指摘され、その多くは炭鉱職業者であるとされているが、その正確な実態すら明らかにされていない。

粉じん産業からの離職時に行為される健康診断の際、管理Ⅱの離職者は、管理手帳の交付を受け、年一回、無料でじん肺診断を受診することができ、管理Ⅰ、管理Ⅲの症状・所見を有する離職者は放置され症状悪化を招いている。このことは、随時申請によるじん肺の労災認定がじん肺労災認定全体の大半を占めていることから明らかである。

全国に多数存在する潜在患者にとって、まず自らがじん肺であるか否かを知ることが重要である。そのため集団検診の実施など離職後の早期発見、早期治療のための施策、予防、社会復帰対策など抜本的対策が急務である。

以下具体的に質問する。
一 粉じん産業から離職後に症状が進行し増悪する例が多く、じん肺の随時申請による合併症を含む労災認定がじん肺労災認定全体の八五・九〇(九〇年度)であり、離職者に対する健康管理を急がなければならない。

(1) じん肺の定期健康診断は無料とし、粉じん作業従事者、じん肺有所見者に最低年一回の受診を制度化すべきではないか。また、粉じん産業からの離職者にはじん肺健康診断管理手帳を交付し離職後もじん肺健康診断を定期的に受診できるように改善すべきではないか。

(2) 自治体で単独事業として実施しているじん肺検診に対する国の補助制度を検討すべきではないか。

(3) 北海道・九州における炭鉱職業者からのじん肺発生の実態を明らかにされたい。
(4) 北海道のじん肺労災認定者は八七年以降急増し、九〇年度では一二九名のぼっている。発病するまでに長期間が経過することからも、炭鉱職業者を放置状況におくことは症状悪化を常態化するものである。炭鉱職業者に対するじん肺の啓蒙、予防、検診など早期発見、早期治療のための具体的な施策を検討すべきではないか。

二 じん肺法では、肺結核、結核性胸膜炎、続発性気管支炎、続発性気管支拡張症、続発性気胸に限定して合併症と認められている。しかし、じん肺による合併症は、法的に定められた症状に限られたものではなく、肺病、消化性潰瘍、腎疾患、肝疾患、脳障害など全身性の疾患である。医学的知見の進展に伴い、合併症の範囲についても再検討の必要があると思うが、政府の検討状況を明らかにされたい。

三 じん肺患者の生活の安定を図るため、九〇年一月、北海道庁から労働省に対し、じん肺法に基づく就労施設等の整備について要請が行われた。じん肺法第三十五條において、政府は「就労の機会を与えるための施設」、「労働能力の回復を図る」ための就労施設等の整備を行うことになっているが、これらの施設の整備状況を示されたい。

なお、就労施設等の整備が行われていないとすればその理由は何か。
四 じん肺は、粉じんを長期間にわたって吸入することによって発生するものでありその原因は明確である。作業環境の改善、適切な防じんマスクの着用、早期発見のじん肺診断の実施など総合的な対策によって、確実に予防できる疾病であり、絶対になくさなければならない病気である。

(1) 粉じん作業従事労働者約五〇万二〇〇〇人のうちじん肺健康診断を受診する労働者は四

二%（九〇年度）という低さである。この状況を改善するために、労働基準監督官の粉じん事業所への立ち入り調査を強化し、予防、早期発見の上でも健康診断の受診率を引き上げる指導が重要である。最近の粉じん事業所への立ち入り調査の件数を示すとともに、違反の状況、指導件数を明らかにされたい。

(2) 粉じん産業の屋内作業については管理濃度（作業環境評価基準）が指標として示されているが、鉱山、トンネル掘削現場などの「屋外」作業には基準が設けられていない。これらの「屋外」作業についても粉じんの法的許容濃度を定め、粉じん作業の労働環境が許容濃度以下となる作業規制を行うべきではないか。

五 北海道石炭じん肺訴訟は企業責任の立証段階に入っている。筑豊じん肺訴訟において福岡地裁飯塚支部は、昨年九月、「生きているうちに救済されるものなら救済すべきと考えます」と和解の勧告を行った。国はこの和解勧告に応ずるべきではないか。

右質問する。

内閣衆質一二三第九号
平成四年五月二十九日
衆議院議長 櫻内 義雄殿
衆議院議員児玉健次君提出じん肺対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員児玉健次君提出じん肺対策に関する質問に対する答弁書
一の(1)について
常時粉じん作業に従事する労働者等に対する

じん肺健康診断については、じん肺法（昭和三十五年法律第三十号）に基づき事業者が実施を義務付けているところであり、その費用は事業者が負担すべきものである。

また、常時粉じん作業に従事する労働者でじん肺管理区分が管理二又は管理三のもの等については、じん肺法により一年以内ごとに一回のじん肺健康診断の実施を事業者が義務付けているところであり、その他の労働者については、医学的知見により、最低年一回のじん肺健康診断の実施を事業者が義務付ける必要はないと考えている。

常時粉じん作業に従事していた者で、離職の日まで一年を超えて使用していたものから請求があった場合には、じん肺法に基づき、当該離職の際のじん肺健康診断の実施を事業者が義務付けている。

また、じん肺管理区分が管理三である者に対し、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）に基づき健康診断の際に又は離職の後に、申請に基づき健康診断手帳を交付し、定期的に健康診断を受ける機会を与えているところである。その他の離職者については、随時、じん肺管理区分が管理三である者に対しては、健康診断手帳を交付することとしているところであり、離職者について定期的な健康診断を制度化する必要はないと考えている。

一の(2)について
労働安全衛生法に基づき、昭和四十七年度より健康診断手帳制度を設け、じん肺管理区分が管理三の離職者について、じん肺健康診断の無

料受診の機会を与えることとしており、さらに、昭和六十一年度より中小企業共同安全衛生改善事業助成制度を設け、じん肺健康診断についても都道府県労働基準局長が指定した中小企業者の集団に対して補助を行っているところである。

自治体の施策については、当該自治体の判断に基づき独自に実施されているものと考えている。

一の(3)について
じん肺法第十二条の規定による書面の提出並びに同法第十五条及び第十六条の規定による申請によりじん肺管理区分が管理二以上と決定された石炭鉱業に係る労働者は、平成二年においては、在職者も含め北海道六百四十六名、九州三百九十七名である。

一の(4)について
御指摘の北海道のじん肺労災認定者は、昭和六十二年度百五十一名、昭和六十三年度百二十八名、平成元年度百三十三名、平成二年度百二十九名となっている。

炭鉱離職者を含め常時粉じん作業に従事する労働者であった者については、随時、じん肺管理区分が管理三である者に対しては、健康診断の際に又は離職の後に、申請に基づき健康診断手帳を交付の上、健康診断を受ける機会を与えているところである。

今後とも本制度のより一層の活用を図るため、その周知徹底に努めてまいりたい。

えて定められているところであり、日頃より各方面から医学的知見の集積に努めているところである。

三について
職業訓練のための施設及び労災病院等の療養施設又はリハビリテーション施設について、すべての労働者を対象として整備しているところであり、じん肺患者に対してもこれらの施設を効果的に活用しているところである。

四の(1)について
じん肺健康診断は、毎年粉じん作業に従事するすべての労働者に対して実施することが義務付けられているものではなく、粉じん作業従事労働者約五十万人（平成二年）の中には、三年以内ごとに一回じん肺健康診断の実施を義務付けられている者が大多数を占めており、このため見かけ上受診率が低くなっているものである。

政府としては、粉じん作業を行う事業場も含め、的確な臨検監督を実施しているところであり、平成二年において、粉じん作業を行う事業場を含め臨検監督を行った事業場数は、十五万六千四百一件である。また、じん肺法に定める健康診断に関する規定についての違反件数は、合計千九百九十七件である。

なお、じん肺健康診断については、業界団体等への指導を通じ、その実施の徹底を図ることとし、特にじん肺健康診断の実施が不十分な中小企業者については、中小企業共同安全衛生改善事業助成制度の活用等により一層の徹底を図ることとしている。

四の(2)について

鉱山、トンネル等における屋外作業においては、作業場所、作業環境が日々変化すること、自然環境の影響を受けること等の状況により、客観的な作業環境の良否の判断の指標となる作業環境の評価基準を定めることは現状では困難である。

これらの作業においては、呼吸用保護具の着用、通気設備の設置等の対策を講ずることにより、労働者への暴露の低減を図っているところである。

五について

平成三年九月十八日に福岡地方裁判所飯塚支部において開かれた御指摘の筑豊じん肺訴訟の第三十二回口頭弁論期日において、裁判長から、話し合いによる解決に向けて努力されたい旨の発言があったが、国としては、この発言は、裁判所として和解を勧告したものではないと認識している。

(答弁通知書受領)

一、去る二日、内閣から、衆議院議員新村勝雄君提出齒科材料の製造認可基準と保険導入手続き及び補綴技術料に関する再質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成四年六月十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律案
右
国会に提出する。

平成四年三月十七日

内閣総理大臣 宮澤 喜一

金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律

(銀行法の一部改正)

第一条 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 業務(第十条―第十六条)」を

「第二章 業務(第十条―第十六条)」「第三章の二 子会社(第十六条の二―第十六条の四)」に改める。

第二条第四項中「積金者」の下に「(前項に規定する掛金の掛金者を含む。)」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 この法律において「定期積金等」とは、定期積金のほか、一定の期間を定め、その中途又は満了の時において一定の金額の給付を行うことを約して、当該期間内において受け入れられる掛金をいう。

第三条中「定期積金」を「定期積金等」に改める。
第四条第五項中「相互銀行」を削る。
第九条を次のように改める。
第九条 削除
第十条第一項第一号中「定期積金」を「定期積金等」に改め、同条第二項第二号中「有価証券の売買」を「有価証券(第五号に規定する証券をもつて表示される金銭債権に該当するものを除く。第六号において同じ。の売買)」に改め、同

項中第十一号を第十二号とし、第六号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 有価証券の私募の取扱い

第十条第五項中「第二項第十一号」を「第二項第十二号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 第二項第五号に掲げる業務には、同号に規定する証券をもつて表示される金銭債権のうち有価証券に該当するものについて、証券取引法第二条第八項各号(定義)に掲げる行為を行う業務を含むものとする。

6 第二項第六号の「有価証券の私募の取扱い」とは、有価証券の私募(証券取引法第二条第八項第六号(定義)に規定する私募をいう。)の取扱いをいう。

第十三条第三項中「前二項」を「前各項」に改め、「第一項」の下に「及び第二項」を加え、「同項」を「これら」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 第二項の場合において、同項に規定する同一人に対する信用の供与の合計額が合計信用供与限度額を超えることとなつたときは、その超える金額は、子銀行の株式を所有する銀行の信用の供与の額とみなす。

第十三条第一項の次に次の一項を加える。
2 銀行が第十六条の二第一項の認可を受けて他の銀行の株式を所有する場合に、当該銀行及び当該他の銀行(以下この条において「子銀行」という。)の同一人に対する信用の供与

の合計額は、政令で定める区分ごとに、次に掲げる金額の合計額(第四項において「合計信用供与限度額」という。)を超えてはならない。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

一 当該銀行の信用供与限度額

二 当該子銀行の資本及び準備金(準備金として政令で定めるものをいう。)の合計額から、当該合計額のうち当該銀行の持分に相当する金額として大蔵省令で定める額を控除した残額に、政令で定める率を乗じて得た金額

第十四条の次に次の一条を加える。

(経営の健全性の確保)

第十四条の二 大蔵大臣は、銀行の業務の健全な運営に資するため、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかその他経営の健全性を判断するための基準を定めることができる。

第二章の次に次の一章を加える。

第二章の二 子会社

(証券会社等の株式の所有)

第十六条の二 銀行は、証券取引法第二条第九項(定義)に規定する証券会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)により同法第一条第一項(兼営の認可)に規定する信託業務を営む銀行その他の銀行(大蔵省令で定めるものに限る。)の株式(議決権のあるものに限る。以下この章において同じ。)については、大蔵大臣の認可を受けて、その発行済株式(議決権のあるものに限る。)の総数の百分の五十を超え

る数の株式を取得し、又は所有することができ
る。

2 前項の場合において、銀行が取得し、又は所有する株式には、当該銀行が担保権の実行により取得し、又は所有する株式その他大蔵省令で定める株式を含まないものとし、信託財産である株式で、当該銀行が委託者又は受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行うことができるものを含むものとする。

(子会社との間の取引等)

第十六条の三 銀行は、その子会社等(当該銀行が前条第一項の認可を受けて株式を所有する同項に規定する証券会社又は信託業務を営む銀行その他の当該銀行と政令で定める特殊の関係のある者をいう。以下この条において同じ。)又は顧客との間で、次に掲げる取引又は行為をしてはならない。ただし、当該取引又は行為をすることにつき公益上必要がある場合において、大蔵大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

一 子会社等との間で、その条件が当該銀行の取引の通常の条件に照らして当該銀行に不利な与えるものと認められる取引をすること。

二 子会社等との間又は子会社等に係る顧客との間で行う取引又は行為のうち前号に掲げるものに準ずる取引又は行為で、当該銀行の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれのあるものとして大蔵省令で定める取引又は行為

(海外現地法人の株式等の所有)

第十六条の四 銀行は、次に掲げる会社の株式又は持分(以下この条において「株式等」という。)については、大蔵大臣の認可を受けて、その発行済株式(議決権のあるものに限る。)の総数又は出資の総額の百分の五十を超える数又は額の株式等を取得し、又は所有することができ。

一 銀行業を営む外国の会社

二 証券業(証券取引法第二十条第八号(定義)に掲げる行為のいずれかを行う営業をいう。)を営む外国の会社(前号に掲げる会社に該当するものを除く。)

2 前項の規定は、銀行が同項の認可を受けて同項各号に掲げる会社の株式等を所有している場合において、当該会社が当該各号のうち他の号に掲げる会社になるときに当該銀行が所有する当該株式等について準用する。

8 第十六条の二第二項の規定は、前二項の場合において銀行が取得し、又は所有する株式等について準用する。

第十八条中「金銭による利益の配当額」を「利益の処分として支出する金額」に改める。

第二十四条第二項中(商法第二百一十一條ノ二第一項(子会社による親会社の株式の取得の制限)に規定する子会社(同条第三項の規定により子会社とみなされるものを含む。)のうち大蔵省令で定める会社をいう。以下この条及び次条において同じ。))を削り、同条に次の二項を加える。

4 前二項において「子会社」とは、銀行がその発行済株式(議決権のあるものに限る。)の総

数又は出資の総額の百分の五十を超える数又は額の株式(議決権のあるものに限る。)又は持分(次項において「株式等」という。)を所有する会社のうち大蔵省令で定めるものをいう。

5 第十六条の二第二項の規定は、前項の場合において銀行が所有する株式等について準用する。

第二十五条第二項中「子会社」の下に(前条第四項に規定する子会社をいう。第五項において同じ。))を加える。

第三十条第一項中「が第四条第五項に規定する銀行等(以下「銀行等」という。))である合併を削り、「銀行等である合併に限る」を「銀行であるものに限るものとし、金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)第三条(合併)の規定による合併に該当するものを除く」に改める。

第三十一条第一号中「銀行等」の下に(第四条第五項に規定する銀行等をいう。以下同じ。))を加え、同条第三号中「銀行等」を「銀行」に改める。

第三十七条第一項第二号中「規定する合併」の下に「及び金融機関の合併及び転換に関する法律(第三条(合併)の規定による合併)を加える。

第四十三条第一項及び第二項中「定期積金」を「定期積金等」に改める。

第四十七条第二項ただし書中「第九条」を「第十三条第二項及び第四項」に改め、「第十四条第二項」の下に「第十六条の二、第十六条の四」を加え、「第二十四条第二項及び第三項」を「第二十四條第二項から第五項まで」に改める。

第五十三条第三号中「第九条第二項」を「第十六条の四第二項」に、「同条第二項に規定する外国の会社が銀行業を営むこととなつた」を「同項各号に掲げる会社が当該各号のうち他の号に掲げる会社になつた」に改める。

第五十五条中「第九条第二項」を「第十六条の四第二項」に、「同条第二項に規定する外国の会社が銀行業を営むに至らなかつた」を「同項各号に掲げる会社が当該各号のうち他の号に掲げる会社になつた」に改める。

第六十五条第一号中若しくはは第九條第一項」を「第十六条の二第一項若しくはは第十六条の四第一項」に、「同条第二項に規定する外国の会社が銀行業を営むこととなつた」を「同項各号に掲げる会社が当該各号のうち他の号に掲げる会社になつた」に改め、「当該外国の会社の株式若しくは持分を」を削り、「を超えて保有を」の当該会社の株式若しくは持分を所有」に改め、同条第十一号中「第九條第一項」を「第十六条の二第一項、第十六条の四第一項」に改める。

(長期信用銀行法の一部改正)

第二条 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

第十三条の次に次の一条を加える。

(証券会社等の株式の所有)

第十三条の二 長期信用銀行は、証券取引法第二條第九項(定義)に規定する証券会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)により同法第一條第一項(兼営の認可)に規定する信託業務を営む銀行(銀行法第二條第一項(定義等)に規定する銀行をいう。以下この項において同じ。))

その他の銀行（大蔵省令で定めるものに限る。）の株式（議決権のあるものに限る。以下この条において同じ。）については、大蔵大臣の認可を受けて、その発行済株式（議決権のあるものに限る。）の総数の百分の五十を超える数の株式を取得し、又は所有することができ

2 前項の場合において、長期信用銀行が取得し、又は所有する株式には、当該長期信用銀行が担保権の実行により取得し、又は所有する株式その他大蔵省令で定める株式を含まないものとし、信託財産である株式で、当該長期信用銀行が委託者又は受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行うことができるものを含むものとする。

第十四条中「が合併」の下に「第十七条において準用する銀行法第三十条第一項（合併又は営業等の譲渡若しくは譲受けの認可等）に規定する合併に限る。」を加える。

第十五条の見出しを「（営業の譲受け）」に改め、同条中「合併又は営業の全部若しくは一部」を「営業の全部又は一部」に改め、「以下同じ」を削り、同条後段を削る。

第十七条中「（業務の範囲）」の下に「第十六条の二（証券会社等の株式の所有）」を加える。

第二十條中「第九條第二項」を「第十六條の四第二項」に、「取得」を「所有」に、「同條第二項に規定する外国の会社が銀行業を営むに至らなかつた」を「同項各号に掲げる会社が当該各号のうち他の号に掲げる会社にならなかつた」に改める。

第二十七條第四号を削り、同條第三号中「条

件」の下に「第十三條の二第一項の規定又は」を加え、「第九條第一項」を「第十六條の四第一項」に、「又は」を「若しくは」に改め、同号を同條第四号とし、同條第二号の次に次の一号を加える。

三 第十三條の二第一項の規定若しくは銀行法第五條第三項、第六條第三項、第八條若しくは第十六條の四第一項の規定による大蔵大臣の認可を受けずにこれらの規定に規定する行為をしたとき又は同條第二項において準用する同條第一項の規定による大蔵大臣の認可を受けずに、同項各号に掲げる会社が当該各号のうち他の号に掲げる会社となつた後において、同項に規定する数若しくは額の当該会社の株式若しくは持分を所有したとき。

（外国為替銀行法の一部改正）

第三條 外国為替銀行法（昭和二十九年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第六條第四項第一号中「有価証券の売買」を「有価証券（第四号に規定する証券をもつて表示される金銭債権に該当するものを除く。第五号において同じ。）の売買」に改め、同項中第十号を第十一号とし、第五号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 有価証券の私募の取扱い

第六條第七項中「第四項第十号」を「第四項第十一号」に改め、同項を同條第九項とし、同條第六項の次に次の二項を加える。

7 第四項第四号に掲げる業務には、同号に規定する証券をもつて表示される金銭債権のう

ち有価証券に該当するものについて、証券取引法第二條第八項各号（定義）に掲げる行為を行う業務を含むものとする。

8 第四項第五号の「有価証券の私募の取扱い」とは、有価証券の私募（証券取引法第二條第八項第六号（定義）に規定する私募をいう。）の取扱いをいう。

第九條の八中「が合併」の下に「（第十一條において準用する銀行法第三十條第一項（合併又は営業等の譲渡若しくは譲受けの認可等）に規定する合併に限る。）」を加え、同條を第九條の九とする。

第九條の七の次に次の一條を加える。

（証券会社等の株式の所有）

第九條の八 外国為替銀行は、証券取引法第二條第九項（定義）に規定する証券会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）により同法第一條第一項（兼営の認可）に規定する信託業務を営む銀行（銀行法第二條第一項（定義等）に規定する銀行をいう。以下この項において同じ。）その他の銀行（大蔵省令で定めるものに限る。）の株式（議決権のあるものに限る。以下この条において同じ。）については、大蔵大臣の認可を受けて、その発行済株式（議決権のあるものに限る。）の総数の百分の五十を超える数の株式を取得し、又は所有することができ

2 前項の場合において、外国為替銀行が取得し、又は所有する株式には、当該外国為替銀行が担保権の実行により取得し、又は所有する株式その他大蔵省令で定める株式を含まな

いものとし、信託財産である株式で、当該外国為替銀行が委託者又は受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行うことができるものを含むものとする。

第十條の見出しを「（営業の譲受け）」に改め、同條中「合併又は営業の全部若しくは一部」を「営業の全部又は一部」に改め、「以下同じ」を削り、同條後段を削る。

第十一條中「（業務の範囲）」の下に「第十六條の二（証券会社等の株式の所有）」を加える。

第十四條中「第九條第二項」を「第十六條の四第二項」に、「取得」を「所有」に、「同條第二項に規定する外国の会社が銀行業を営むに至らなかつた」を「同項各号に掲げる会社が当該各号のうち他の号に掲げる会社にならなかつた」に改める。

第二十一條第一号中「第六條第三項若しくは」を「第六條第三項、第九條の八第一項若しくは」に、「第九條第一項」を「第十六條の四第一項」に、「同條第二項に規定する外国の会社が銀行業を営むこととなつた」を「同項各号に掲げる会社が当該各号のうち他の号に掲げる会社になつた」に改め、「当該外国の会社の株式若しくは持分」を削り、「を超えて保有」を「の当該会社の株式若しくは持分を所有」に改め、同條第四号中「第六條第三項」の下に「第九條の八第一項」を加え、「第九條第一項」を「第十六條の四第一項」に改める。

（相互銀行法の廃止）

第四條 相互銀行法（昭和二十六年法律第九十九号）は、廃止する。

(信用金庫法の一部改正)

第五條 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五章の二 全国連合会の債券の発行(第五十四條の二・第五十四條の十四)」を「第

五章の二 全国連合会の債券の発行(第五十四條の三 信用金庫連合会の子会社(第五十四條の二・第五十四條の十四)」に改める。

第二十四條第六項中「これらの規定中監査役に係る部分を除く。」を削る。

第二十八條中「監査役に係る部分を除く。」を削る。

第三十二條第三項及び第四項を次のように改める。

3 役員は、総会の議決(設立当初の役員にあつては、創立総会の議決)によつて、選任する。

4 理事の定数の小ななくとも三分の二(信用金庫連合会の理事について定款で定数の二分の一を超える数を定めたときは、その数)は、

会員又は会員たる法人の業務を執行する役員(設立当初の理事にあつては、会員にならうとする者又は会員にならうとする法人の業務を執行する役員)でなければならぬ。

第三十二條に次の一項を加える。

5 理事又は監事のうち、その定数の三分の一を超えるものが欠けたときは、三月以内に補充しなければならない。

第三十九條中「第三十五條 商法」を「第三十五條 商法第二百六十條ノ三第一項(監査役の取締役会出席権)、第二百七十四條(業務監査

権、調査権)及び」に改め、「並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項及び第三項(報告を求め調査をする権限)」、「(第二百五十九條ノ二及び第二百五十九條ノ三中監査役に係る部分を除く。)」及び「(監査役に係る部分を除く。)」を削る。

第五十二條第三項中「(監査役に係る部分を除く。)」を削る。

第五十三條第三項第二号中「有価証券の売買」を「有価証券(第五号に規定する証券をもつて表示される金銭債権に該当するものを除く。第六号において同じ。の売買)」に改め、同項中第十号を第十一号とし、第六号から第九号までを一

号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 有価証券の私募の取扱

第五十三條第十三項中「第三項第六号」を「第三項第七号」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十二項を第十五項とし、第十一項を第十四項とし、同条第十項中「第三項第七号」を「第三項第八号」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第八項及び第九項を削り、同条第七項中「第四項」を「第六項」に改め、同項を同条第十項とし、同項の次に次の二項を加える。

11 信用金庫が第七項の規定により同項に規定する信託業務を行おうとする場合には、当該信用金庫は、当該信託業務の種類及び方法を定めて、大蔵大臣の認可を受けなければならない。当該認可を受けた信託業務の種類又は方法を變更しようとするときも、同様とする。

12 信用金庫は、第八項の規定により同項に規定する業務を行おうとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

第五十三條第六項を同条第九項とし、同条第五項を削り、同条第四項中「前三項」を「第一項から第三項まで」に改め、「(昭和二十三年法律第二十五号)」を削り、「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の二項を加える。

7 信用金庫は、第一項から第三項までの規定により行う業務のほか、第一項各号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)により同法第一条第一項(兼営の認可)に規定する信託業務を行うことができる。

8 信用金庫は、第一項から第三項までの規定により行う業務のほか、第一項各号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、会員、地方公共団体その他大蔵省令で定める者のために、次に掲げる業務を行うことができる。

一 地方債又は社債その他の債券の募集の受託

二 担保附社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)により行う担保付社債に関する信託業務

第五十三條第三項の次に次の二項を加える。

4 前条第五号に掲げる業務には、同号に規定する証券をもつて表示される金銭債権のうち有価証券に該当するものについて、証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第八項各号(定義)に掲げる行為を行う業務を含む

ものとする。

5 第三項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引、それぞれ証券取引法第二条第十四項から第十六項まで(定義)に規定する有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引をいう。

二 政府保証債 政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券をいう。

三 有価証券の私募の取扱 有価証券の私募(証券取引法第二条第八項第六号に規定する私募をいう。)の取扱をいう。

四 金融先物取引等の受託等 金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)第二条第八項(定義)に規定する金融先物取引等の受託等をいう。

第五十三條に次の一項を加える。

17 信用金庫は、第八項に規定する業務に関しては、商法、担保附社債信託法、商法中改正法律施行法(昭和十三年法律第七十三号)その他の政令で定める法令の適用については、政令で定めるところにより、会社又は銀行とみなす。この場合においては、信託業法(大正十一年法律第六十五号)第三条第二項ただし書(商号)の規定は、適用しない。

第五十四條第四項第二号中「有価証券の売買」を「有価証券(第五号に規定する証券をもつて表示される金銭債権に該当するものを除く。第六号において同じ。の売買)」に改め、同項中第十

号を第十一号とし、第六号から第九号までを一

号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 有価証券の私募の取扱

第五十三條第十三項中「第三項第六号」を「第三項第七号」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十二項を第十五項とし、第十一項を第十四項とし、同条第十項中「第三項第七号」を「第三項第八号」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第八項及び第九項を削り、同条第七項中「第四項」を「第六項」に改め、同項を同条第十項とし、同項の次に次の二項を加える。

11 信用金庫が第七項の規定により同項に規定する信託業務を行おうとする場合には、当該信用金庫は、当該信託業務の種類及び方法を定めて、大蔵大臣の認可を受けなければならない。当該認可を受けた信託業務の種類又は方法を變更しようとするときも、同様とする。

12 信用金庫は、第八項の規定により同項に規定する業務を行おうとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

第五十三條第六項を同条第九項とし、同条第五項を削り、同条第四項中「前三項」を「第一項から第三項まで」に改め、「(昭和二十三年法律第二十五号)」を削り、「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の二項を加える。

7 信用金庫は、第一項から第三項までの規定により行う業務のほか、第一項各号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)により同法第一条第一項(兼営の認可)に規定する信託業務を行うことができる。

8 信用金庫は、第一項から第三項までの規定により行う業務のほか、第一項各号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、会員、地方公共団体その他大蔵省令で定める者のために、次に掲げる業務を行うことができる。

一 地方債又は社債その他の債券の募集の受託

二 担保附社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)により行う担保付社債に関する信託業務

号を第十一号とし、第六号から第九号までを一
号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加え
る。

六 有価証券の私募の取扱い

第五十四条中第八項を削り、第七項を第九項
とし、第六項を第八項とし、第五項の次に次の
二項を加える。

6 信用金庫連合会は、第一項から第四項まで
の規定により行う業務のほか、第一項各号に
掲げる業務の遂行を妨げない限度において、
金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に
より同法第一条第一項(兼営の認可)に規定す
る信託業務を行うことができる。

7 信用金庫連合会は、第一項から第四項まで
の規定により行う業務のほか、第一項各号に
掲げる業務の遂行を妨げない限度において、
次に掲げる業務を行うことができる。

一 地方債又は社債その他の債券の募集の受
託

二 担保付社債信託法により行う担保付社債
に関する信託業務

第五十四条に次の三項を加える。

10 信用金庫連合会が第六項の規定により同項
に規定する信託業務を行おうとする場合に
は、当該信用金庫連合会は、当該信託業務の
種類及び方法を定めて、大蔵大臣の認可を受
けなければならない。当該認可を受けた信託
業務の種類又は方法を変更しようとするとき
も、同様とする。

11 信用金庫連合会が第七項の規定により同項
に規定する業務を行おうとするときは、大蔵
大臣の認可を受けなければならない。

12 前条第四項、第五項及び第十三項から第十
七項までの規定は、信用金庫連合会について
準用する。この場合において、同条第四項中
「前項第五号」とあるのは「次条第四項第五号」
と、同条第五項中「第三項」とあるのは「次条
第四項」と、同条第十三項中「第三項第八号」
とあるのは「次条第四項第八号」と、同条第十
六項中「第三項第七号」とあるのは「次条第四
項第七号」と、同条第十七項中「第八項」とあ
るのは「次条第七項」と読み替えるものとす
る。

第五章の二の次に次の一章を加える。

第五節の三 信用金庫連合会の子会社

(信用金庫連合会の証券会社等の株式の所有)
第五十四条の十五 信用金庫連合会は、証券会
社(証券取引法第二条第九項(定義)に規定す
る証券会社をいう。以下この条において同
じ。)又は信託業務を営む銀行(銀行法(昭和五
十六年法律第五十九号)第二条第一項(定義
等)に規定する銀行のうち、金融機関の信託
業務の兼営等に関する法律により同法第一条
第一項(兼営の認可)に規定する信託業務を営
むものをいう。以下この条において同じ。)の
株式(議決権のあるものに限る。以下この章
において同じ。)については、大蔵大臣の認可
を受けて、その発行済株式(議決権のあるも
のに限る。)の総数の百分の五十を超える数の
株式を取得し、又は所有することができる。
2 前項の場合において、信用金庫連合会が取
得し、又は所有する株式には、当該信用金庫
連合会が担保権の実行により取得し、又は所
有する株式その他大蔵省令で定める株式を含

まないものとし、信託財産である株式で、当
該信用金庫連合会が委託者又は受益者として
議決権を行使し、又は議決権の行使について
指図を行うことができるものを含むものとす
る。

3 信用金庫連合会は、第一項の規定により証
券会社又は信託業務を営む銀行の同項に規定
する株式を取得し、又は所有しようとする
ときは、その旨を定款で定めなければならない
い。

4 信用金庫連合会が第一項の規定による認可
を受けて証券会社又は信託業務を営む銀行の
同項に規定する株式を所有している場合に
は、当該信用金庫連合会の理事は、当該証券
会社又は信託業務を営む銀行の業務及び財産
の状況を、大蔵省令で定めるところにより、
総会に報告しなければならない。
(信用金庫連合会の海外現地法人の株式等の
所有)

第五十四条の十六 信用金庫連合会は、次に掲
げる会社の株式又は持分(以下この条におい
て「株式等」という。)については、大蔵大臣の
認可を受けて、その発行済株式(議決権のあ
るものに限る。)の総数又は出資の総額の百分
の五十を超える数又は額の株式等を取得し、
又は所有することができる。

一 銀行業(銀行法第二条第二項(定義等)に
規定する銀行業をいう。)を営む外国の会社
二 証券業(証券取引法第二条第八項各号(定
義)に掲げる行為のいずれかを行う営業を
いう。)を営む外国の会社(前号に掲げる会
社に該当するものを除く。)

2 前項の規定は、信用金庫連合会が同項の認
可を受けて同項各号に掲げる会社の株式等を
所有している場合において、当該会社が当該
各号のうち他の号に掲げる会社になるときに
当該信用金庫連合会が所有する当該株式等
について準用する。

3 前条第二項の規定は、前二項の場合におい
て信用金庫連合会が取得し、又は所有する株
式等について準用する。

4 前条第三項及び第四項の規定は、信用金庫
連合会が第一項各号に掲げる会社の株式等を
取得し、又は所有する場合について準用する。
第五十九条第二項を次のように改める。

2 前項の規定による役員任期は、最初の通
常総会の日までとする。

第五十九条に次の一項を加える。

4 第一項の規定による役員任期については
は、第三十二条第四項の規定を準用する。
第八十六条中「(昭和五十六年法律第五十九
号)」を削る。

第八十七条第二号中「実行したとき」の下に
「(第五十四条の十六第二項において準用する同
条第一項の規定による認可にあつては、同項各
号に掲げる会社が当該各号のうち他の号に掲
げる会社になつたとき)」を加える。

第八十七条の三「実行しなかつたとき」の下
に「(第五十四条の十六第二項において準用する
同条第一項の規定による認可にあつては、信用
金庫連合会が当該認可を受けた日から六月以内
に、同項各号に掲げる会社が当該各号のうち他
の号に掲げる会社になつたとき)」を加え
る。

第八十九条第一項中「取締役に対する信用の供与」の下に「経営の健全性の確保」を加え、「第十三条を」第十三条第一項、第三項及び第五項に改め、「信用金庫について」の下に「同条及び同法第十六条の三(子会社との間の取引等)の規定は信用金庫連合会について」を加える。

第九十一条第二十二号を同条第二十四号とし、同条第二十一号中「第三十一条」の下に「第五十四条の十五第一項、第五十四条の十六第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同号を同条第二十三号とし、同条第十八号から第二十号までを二号ずつ繰り下げ、同条第十七号を同条第十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

十九 第五十四条の十五第一項若しくは第五十四条の十六第一項の規定による大蔵大臣の認可を受けないでこれらの規定に規定する行為をしたとき又は同条第二項において準用する同条第一項の規定による大蔵大臣の認可を受けないで、同項各号に掲げる会社当該各号のうち他の号に掲げる会社になつた後において、同項に規定する数若しくは額の当該会社の株式若しくは持分を所有したとき。

第九十一条中第十六号を第十七号とし、第十一号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、同条第十号中「株式会社」の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第三項を「商法第二百七十四條第二項」に、「準用する商法」を「準用する同法」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第九号を削り、第八号の二を第十号とし、

し、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 第三十二条第五項の規定に違反して役員

の補充のために必要な手続を採らなかつたとき。

(労働金庫法の一部改正)

第六条 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 事業(第五十八條)」を「第五章の二 労働金庫連合会の子会社(第五十八條の二)」に、「第九章 登記(第六十九條 第八十九條)」を「第九章 登記(第六十九條 第八十九條の二)」に、「第九條の二」を「第九條の二」に、「第九條の二」を「第九條の二」に改める。

第三十三條中「大蔵大臣及び労働大臣の定める」を「大蔵省令・労働省令で定める」に改める。第三十四條第四項中「別段の定め」を「別段の定め」に、「但し」を「ただし」に、「五分の一をこえて」を「五分の一(労働金庫連合会の理事にあつては、定数の三分の一)を超えて」に改める。第五十八條第二項第一号を次のように改める。

一 為替取引
第五十八條第二項第二号から第四号までを削り、同項第五号中「この条を」この章に改め、同号を同項第二号とし、同項第六号から第八号までを三号ずつ繰り上げ、同項第十号を同項第十七号とし、同項第九号中「この条を」この章に改め、同号を同項第六号とし、同号の次に次の十号を加える。

七 債務の保証又は手形の引受け(会員のた

めにするものその他の大蔵省令・労働省令で定めるものに限る。)

八 有価証券(第十一号に規定する証券をも

つて表示される金銭債権に該当するものを除く。第十二号において同じ。)の売買、有

価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引(投資の

目的をもつてするものに限る。)

九 有価証券の貸付け(会員のたにするもの

のその他の大蔵省令・労働省令で定めるものに限る。)

十 国債、地方債若しくは政府保証債(以下

この章において「国債等」という。)の引受け

(売出しの目的をもつてするものを除く。)

又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱

い

十一 金銭債権(譲渡性預金証書その他の大

蔵省令・労働省令で定める証券をもつて表

示されるものを含む。)の取得又は譲渡

十二 有価証券の私募の取扱い

十三 住宅金融公庫、国民金融公庫、雇用促

進事業団その他の大蔵大臣及び労働大臣の指

定する者の業務の代理

十四 国、地方公共団体、会社等の金銭の収

納その他金銭に係る事務の取扱い

十五 有価証券、貴金属その他の物品の保護

預り

十六 両替

第五十八條第三項を削り、同条第四項中「第

二項第八号」を「前項第五号」に改め、同項を同

条第三項とし、同条第八項から第十項までを削

り、同条第七項中「第二項第二号」を「第二項第

十四号」に改め、同項を同条第十二項とし、同

条第六項を削り、同条第五項中「第二項第九号」

を「第二項第六号」に改め、同項を同条第四項と

し、同項の次に次の七項を加える。

五 第二項第十一号に掲げる業務には、同号に

規定する証券をもつて表示される金銭債権の

り、同条第七項中「第二項第二号」を「第二項第

十四号」に改め、同項を同条第十二項とし、同

条第六項を削り、同条第五項中「第二項第九号」

を「第二項第六号」に改め、同項を同条第四項と

し、同項の次に次の七項を加える。

五 第二項第十一号に掲げる業務には、同号に

規定する証券をもつて表示される金銭債権の

うち有価証券に該当するものについて、証券

取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条

第八項各号(定義)に掲げる行為を行う業務を

含むものとする。

六 第二項において、次の各号に掲げる用語の

意義は、当該各号に定めるところによる。

一 有価証券指数等先物取引、有価証券オプ

ション取引又は外国市場証券先物取引、そ

れぞれ証券取引法第二条第十四項から第十

六項まで(定義)に規定する有価証券指数等

先物取引、有価証券オプション取引又は外

国市場証券先物取引をいう。

二 政府保証債 政府が元本の償還及び利息

の支払について保証している社債その他の

債券をいう。

三 有価証券の私募の取扱い 有価証券の私

募(証券取引法第二条第八項第六号に規定

する私募をいう。)の取扱いをいう。

四 金融先物取引等の受託等 金融先物取引

法(昭和六十三年法律第七十七号)第二条第

八項(定義)に規定する金融先物取引等の受

託等をいう。

七 労働金庫は、第一項から第四項までの規定

により行う業務のほか、第一項各号に掲げる

業務の遂行を妨げない限度において、証券取

引法第六十五条第二項各号(金融機関の証券業務の特例)に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行ふ業務(第二項の規定により行ふ業務を除く。)を行ふことができる。

8 労働金庫は、第一項から第四項までの規定により行ふ業務のほか、第一項各号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)により同法第一条第一項(兼営の認可)に規定する信託業務を行ふことができる。

9 労働金庫は、第二項第十号に掲げる業務のうち同号に規定する募集の取扱ひの業務を行おうとするときは、大蔵大臣及び労働大臣の認可を受けなければならない。

10 労働金庫が第七項の規定により同項に規定する業務を行おうとする場合には、当該労働金庫は、不特定かつ多数の者を相手方とする当該業務については、その内容及び方法を定めて、大蔵大臣及び労働大臣の認可を受けなければならない。当該認可を受けた業務の内容及び方法を変更しようとするときも、同様とする。

11 労働金庫が第八項の規定により同項に規定する信託業務を行おうとする場合には、当該労働金庫は、当該信託業務の種類及び方法を定めて、大蔵大臣及び労働大臣の認可を受けなければならない。当該認可を受けた信託業務の種類又は方法を変更しようとするときも、同様とする。

第五十八条に次の一項を加える。

13 労働金庫は、外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)の適用については、銀行とみなす。

第五十八条の二 労働金庫連合会は、前条第一項の業務のほか、次に掲げる業務及びこれに付随する業務を併せ行ふことができる。

一 為替取引
二 国等の預金の受入れ
三 会員以外のもの(国等を除く。)の預金の受入れ
四 会員以外のものに対する資金の貸付け

五 債務の保証又は手形の引受け(会員のたしめにするものその他の大蔵省令・労働省令で定めるものに限る。)
六 有価証券(第九号に規定する証券をもつて表示される金銭債権に該当するものを除く。第十号において同じ。)の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引(投資の目的をもつてするものに限る。)

七 有価証券の貸付け(会員のためにするものその他の大蔵省令・労働省令で定めるものに限る。)
八 国債等の引受け(売出しの目的をもつてするものを除く。又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱ひ)
九 金銭債権(譲渡性預金証券その他の大蔵省令・労働省令で定める証券をもつて表示されるものを含む。)の取得又は譲渡
十 有価証券の私募の取扱ひ
十一 住宅金融公庫、国民金融公庫、雇用促進事業団その他大蔵大臣及び労働大臣の指定する者の業務の代理
十二 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱ひ
十三 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
十四 両替
十五 金融先物取引等の受託等

2 労働金庫連合会は、前項第三号又は第四号に掲げる業務を行おうとするときは、大蔵大臣及び労働大臣の認可を受けなければならない。

3 労働金庫連合会は、前条第一項の規定及び第一項の規定により行ふ業務のほか、同条第一項各号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、証券取引法第六十五条第二項各号(金融機関の証券業務の特例)に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行ふ業務(第一項の規定により行ふ業務を除く。)を行ふことができる。

4 労働金庫連合会は、前条第一項の規定及び第一項の規定により行ふ業務のほか、同条第一項各号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項(兼営の認可)に規定する信託業務を行ふことができる。

5 労働金庫連合会は、前条第一項の規定及び第一項の規定により行ふ業務のほか、同条第一項各号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、次に掲げる業務を行ふことができる。

一 地方債又は社債その他の債券の募集の受託
二 担保附社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)により行ふ担保付社債に関する信託業務

6 労働金庫連合会は、第一項第八号に掲げる業務のうち同号に規定する募集の取扱ひの業務を行おうとするときは、大蔵大臣及び労働大臣の認可を受けなければならない。

7 労働金庫連合会が第三項の規定により同項に規定する業務を行おうとする場合には、当該労働金庫連合会は、不特定かつ多数の者を相手方とする当該業務については、その内容及び方法を定めて、大蔵大臣及び労働大臣の認可を受けなければならない。当該認可を受けた業務の内容及び方法を変更しようとするときも、同様とする。

8 労働金庫連合会が第四項の規定により同項に規定する信託業務を行おうとする場合には、当該労働金庫連合会は、当該信託業務の種類及び方法を定めて、大蔵大臣及び労働大臣の認可を受けなければならない。当該認可を受けた信託業務の種類又は方法を変更しようとするときも、同様とする。

9 労働金庫連合会が第五項の規定により同項に規定する業務を行おうとするときは、大蔵大臣及び労働大臣の認可を受けなければならない。

10 労働金庫連合会は、第五項に規定する業務に關しては、商法、担保附社債信託法、商法中改正法律施行法(昭和十三年法律第七十三号)その他の政令で定める法令の適用について

ては、政令で定めるところにより、会社又は銀行とみなす。この場合においては、信託業法(大正十一年法律第六十五号)第三条第二項ただし書(商号)の規定は、適用しない。

11 前条第五項、第六項、第十二項及び第十三項の規定は、労働金庫連合会について準用する。この場合において、同条第五項中「第二項第十一号」とあるのは「次条第一項第九号」と、同条第六項中「第二項」とあるのは「次条第一項」と、同条第十二項中「第二項第十四号」とあるのは「次条第一項第十二号」と読み替えるものとする。

第五章の次に次の一章を加える。

第五節の二 労働金庫連合会の子会社

(労働金庫連合会の証券会社等の株式の所有)
第五十八条の三 労働金庫連合会は、証券会社(証券取引法第二条第九項(定義)に規定する証券会社をいう。以下この条において同じ。)、又は信託業務を営む銀行(銀行法昭和五十六年法律第五十九号)第二条第一項(定義等)に規定する銀行のうち、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項(兼営の認可)に規定する信託業務を営むものをいう。以下この条において同じ。の株式(議決権のあるものに限る。以下この条において同じ。)(については、大蔵大臣及び労働大臣の認可を受けて、その発行済株式(議決権のあるものに限る。)(の総数の百分の五十を超える数の株式を取得し、又は所有することができる。

2 前項の場合において、労働金庫連合会が取得し、又は所有する株式には、当該労働金庫

連合会が担保権の実行により取得し、又は所有する株式その他大蔵省令・労働省令で定める株式を含まないものとし、信託財産である株式で、当該労働金庫連合会が委託者又は受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行うことができるものを含むものとする。

3 労働金庫連合会は、第一項の規定により証券会社又は信託業務を営む銀行の同項に規定する株式を取得し、又は所有しようとするときは、その旨を定款で定めなければならない。

4 労働金庫連合会が第一項の規定による認可を受けて証券会社又は信託業務を営む銀行の同項に規定する株式を所有している場合には、当該労働金庫連合会の理事は、当該証券会社又は信託業務を営む銀行の業務及び財産の状況を、大蔵省令・労働省令で定めるところにより、総会に報告しなければならない。第六十三条第二項ただし書中「但し」を「ただし」、「別段の定め」を「別段の定め」に、「五分の一をこえて」を「五分の一(労働金庫連合会の理事にあつては、定数の三分の一)を超えて」に改める。

第九章の次に次の一章を加える。

第九章の二 全国労働金庫協会

(全国労働金庫協会)
第八十九条の二 金庫は、金庫を会員として全国を通じて一の全国労働金庫協会と称する民法第三十四条(公益法人の設立)の規定による法人を設立することができる。

2 全国労働金庫協会は、労働金庫の業務の健

全かつ適切な運営に資するため、会員たる労働金庫の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。

3 第一項の法人以外の者は、全国労働金庫協会という名称を用いてはならない。

第九十条中「(昭和五十六年法律第五十九号)」を削る。

第九十一条第三号中「大蔵大臣及び労働大臣」を「大蔵省令・労働省令」に改める。

第九十四条第一項中「取締役に対する信用の供与」の下に、「経営の健全性の確保」を加え、「第十三条」を「第十三条第一項、第三項及び第五項」に改め、「労働金庫について」の下に「同条及び同法第十六条の三(子会社との間の取引等)」の規定は労働金庫連合会について「を加える。

第一百一条第十四号の二を削り、同条第十九号を同条第二十三号とし、同条第十八号中「第十三条」の下に「第五十八条の三第一項」を加え、同号を同条第二十二号とし、同条第十五号から第十七号までを四号ずつ繰り下げ、同条第十四号の四中「第五十八条第五項」を「第五十八条第四項」に改め、同号を同条第十六号とし、同号の次に次の二号を加える。

第十七 第五十八条の二第二項の規定に違反したとき。

十八 第五十八条の三第一項の認可を受けな

い同項に規定する株式を取得し、又は所有したとき。
第一百一条第十四号の三中「第五十八条第四項」を「第五十八条第三項」に改め、同号を同条第十五号とする。

第二百二条の次に次の一条を加える。

第二百三条 第八十九条の二第三項の規定に違反して、全国労働金庫協会という名称を用いた者は、十万円以下の過料に処する。

(中小企業等協同組合法の一部改正)

第七條 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第九條の八第二項第一号を次のように改める。

一 為替取引

第九條の八第二項中第二号から第六号までを削り、第七号を第二号とし、第八号を第三号とし、第九号を第四号とし、第十二号を第十七号とし、第十一号を第十六号とし、第十号を第五号とし、同号の次に次の十号を加える。

六 債務の保証又は手形の引受け(組合員のためにするものその他の大蔵省令で定めるものに限る。)

七 有価証券(第十号に規定する証券をもつて表示される金銭債権に該当するものを除く。第十一号において同じ。)(の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引(投資の目的をもつてするものに限る。))

八 有価証券の貸付け(組合員のためにするものその他の大蔵省令で定めるものに限る。)

九 国債、地方債若しくは政府保証債(以下この号において「国債等」という。)(の引受け(売出しの目的をもつてするものを除く。))又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱

十 金銭債権(譲渡性預金証書その他の大蔵省令で定める証書をもつて表示されるものを含む。)の取得又は譲渡

十一 有価証券の私募の取扱い

十二 国民金融公庫その他大蔵大臣の指定する者の業務の代理

十三 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い

十四 有価証券、貴金屬その他の物品の保護預り

十五 両替

第九条の八第三項中「前項第九号」を「前項第四号」に改め、同条第四項中「第二項第十号」を「第二項第五号」に改め、同条第五項を次のように改める。

5 第二項第十号の事業には、同号に規定する証書をもつて表示される金銭債権のうち有価証券に該当するものについて、証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第八項各号(定義)に掲げる行為を行う事業を含むものとする。

第九条の八第六項中「第二項第二号」を「第二項第十三号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第五項の次に次の四項を加える。

6 第二項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引、それぞれ証券取引法第二条第十四項から第十六項まで(定義)に規定する有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引をいう。

一 政府保証債 政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券をいう。

三 有価証券の私募の取扱い 有価証券の私募(証券取引法第二条第八項第六号に規定する私募をいう。)の取扱いをいう。

四 金融先物取引等の受託等 金融先物取引法(昭和六十二年法律第七十七号)第二条第八項(定義)に規定する金融先物取引等の受託等をいう。

7 信用協同組合は、第一項及び第二項の規定により行う事業のほか、第一項第一号から第三号までの事業の遂行を妨げない限度において、証券取引法第六十五條第二項各号(金融機関の証券業務の特例)に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行う事業(第二項の規定により行う事業を除く。)を行うことができる。

8 信用協同組合は、第一項及び第二項の規定により行う事業のほか、第一項第一号から第三号までの事業の遂行を妨げない限度において、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)により同法第一条第一項(兼営の認可)に規定する信託業務に係る事業を行うことができる。

9 信用協同組合は、第一項及び第二項の規定により行う事業のほか、第一項第一号から第三号までの事業の遂行を妨げない限度において、組合員、地方公共団体その他大蔵省令で定める者のために、次の事業を行うことができる。

一 地方債又は社債その他の債券の募集の受託

二 担保附社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)により行う担保付社債に関する信託事業

第九条の八に次の二項を加える。

11 信用協同組合は、外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)の適用については、銀行とみなす。

12 信用協同組合は、第九項に規定する事業に關しては、商法、担保附社債信託法、商法中改正法律施行法(昭和十三年法律第七十三号)その他の政令で定める法令の適用については、政令で定めるところにより、会社又は銀行とみなす。この場合においては、信託業法(大正十一年法律第六十五号)第三条第二項ただし書(商号)の規定は、適用しない。

第九条の九第二項中「附帯する事業」の下に「並びに第五項の事業を加え、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「前条第二項(第八号を除く。)及び第三項から第六項まで」を「前条第三項から第六項まで及び第十項から第十二項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 第一項第一号の事業を行う協同組合連合会は、次の事業を行うことができる。この場合において、第二号から第四号までの事業については、同項第一号及び第二号の事業の遂行を妨げない限度において行わなければならない。

一 前条第二項第一号、第二号及び第四号から第十七号までの事業

二 証券取引法第六十五條第二項各号(金融機関の証券業務の特例)に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行う事業(前号の事業を除く。)

三 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により行う同法第一条第一項(兼営の認可)に規定する信託業務に係る事業

四 前条第九項各号の事業

第四十二條中「第三十八條の二、」を「第三十八條の二及び」に改め、「連帯責任」の下に「の規定を、信用協同組合及び第九條の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会以外の監事については、」を加える。

第五十五條第七項中「事項」の下に「(次条において「合併等」という。)を加え、同条の次に次の一条を加える。

(信用協同組合等の総代会の特例)

第五十五條の二 信用協同組合又は第九條の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会の総代会においては、前条第七項、第五十七條の三第一項、第六十二條第一項及び第六十三條第一項の規定にかかわらず、合併等について議決することができる。

2 前項に規定する組合は、総代会において合併等の議決をしたときは、その議決の日から十日以内に、組合員に議決の内容を通知しなければならない。

3 前項の通知をした組合にあつては、当該通知に係る事項を会議の目的として、第四十七條第二項又は第四十八條の規定により総会を招集することができる。この場合において、第四十七條第二項の規定による書面の提出又

は第四十八条後段の場合における承認の申請は、当該通知に係る事項についての総代会の議決の日から三十日以内にしなければならない。

4 前項の総会において当該通知に係る事項を承認しなかつた場合には、総代会における当該事項の議決は、その効力を失う。

第五十六条第二項中「且つ、預金者及び定期積金の積金者」を「かつ、預金者、定期積金の積金者その他政令で定める債権者」に改める。

第五十七条の五第一号中「相互銀行」を削り、「水産加工協同組合連合会」を「水産加工業協同組合連合会」に、「受入」を「受入れ」に改める。

第百十五條第二号の三及び第二号の四中「第九條の九第五項」を「第九條の九第六項」に改める。

(協同組合による金融事業に関する法律の一部改正)

第八條 協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第百八十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「信用協同組合又は」を「信用協同組合等(信用協同組合又は信用協同組合連合会(以下「信用協同組合等」と総称する)をいう。以下同じ。をいう。以下同じ」に改め、同条第二項中「同項の協同組合連合会」を「信用協同組合連合会」に改める。

第三条第一号中「(同法第九條の九第五項において準用する場合を含む。を削り、「事業」の下に「(同法第九條の九第五項の規定により行う同号に掲げる事業を含むものとし、外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二

十八号)第十條第一項(外国為替業務の認可等)の認可を受けて行う事業を除く。を」を加え、同条中第五号を第九号とし、第四号を第八号とし、同条第三号中「とき」の下に「(大蔵省令で定める場合に該当するときは除く。を」を加え、同号を同条第七号とし、同条第二号中「第九條の九第五項において準用する同法第九條の八第二項第九号又は第十号」を「第九條の九第五項の規定により同法第九條の八第二項第四号又は第五号に改め、同号を同条第六号とし、同条第一号の次に次の四号を加える。

二 中小企業等協同組合法第九條の八第二項第九号に掲げる事業(同法第九條の九第五項の規定により行う同号に掲げる事業を含む。ののうち同号に規定する募集の取扱いの事業を行うおととするとき。

三 中小企業等協同組合法第九條の八第七項の規定により同項に規定する事業を行うおとする場合(同法第九條の九第五項の規定により同項第二号に掲げる事業を行うおとする場合を含む。において、不特定かつ多数の者を相手方としてこれらの事業を行うおとするとき。

四 中小企業等協同組合法第九條の八第八項の規定により同項に規定する信託業務に係る事業を行うおとするとき(同法第九條の九第五項の規定により同項第三号に掲げる事業を行うおとするときを含む。。

五 中小企業等協同組合法第九條の八第九項の規定により同項に規定する事業を行うおとするとき(同法第九條の九第五項の規定により同項第四号に掲げる事業を行うおと

するときを含む。。

第三条に次の二項を加える。

2 信用協同組合等は、前項第三号の事業については、その内容及び方法を定めて、同項の認可を受けなければならない。当該認可を受けた業務の内容及び方法を変更しようとするときも、同様とする。

3 信用協同組合等は、第一項第四号の信託業務の種類及び方法を定めて、同項の認可を受けなければならない。当該認可を受けた信託業務の種類又は方法を変更しようとするときも、同様とする。

第四条を次のように改める。

(信用協同組合連合会の証券会社等の株式の所有)

第四条 信用協同組合連合会は、証券会社(証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二條第九項(定義)に規定する証券会社をいう。以下この条において同じ。又は信託業務を営む銀行(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二條第一項(定義等)に規定する銀行のうち、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)により同法第一條第一項(兼営の認可)に規定する信託業務を営むものをいう。以下この条において同じ。の株式(議決権のあるものに限る。以下この条において同じ。については、行政庁の認可を受けて、その発行済株式(議決権のあるものに限る。の総数の百分の五十を超える数の株式を取得し、又は所有することができ

2 前項の場合において、信用協同組合連合会

が取得し、又は所有する株式には、当該信用協同組合連合会が担保権の実行により取得し、又は所有する株式その他大蔵省令で定める株式を含まないものとし、信託財産である株式で、当該信用協同組合連合会が委託者又は受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行うことができるものを含むものとする。

3 信用協同組合連合会は、第一項の規定により証券会社又は信託業務を営む銀行の同項に規定する株式を取得し、又は所有しようとするときは、その旨を定款で定めなければならない。

4 信用協同組合連合会が第一項の規定による認可を受けて証券会社又は信託業務を営む銀行の同項に規定する株式を所有している場合には、当該信用協同組合連合会の理事は、当該証券会社又は信託業務を営む銀行の業務及び財産の状況を、大蔵省令で定めるところにより、総会に報告しなければならない。

第六條第一項中「(昭和五十六年法律第五十九号)を削り、「取締役に對する信用の供与」の下に「經營の健全性の確保」を加え、「第二十四條第二項及び第三項、第二十五條第二項及び第五項並びに」を削り、「第十三條」を「第十三條第一項、第三項及び第五項」に改め、「信用協同組合について」の下に「同条及び同法第十六條の三(子会社との間の取引等)の規定は信用協同組合連合会について」を加え、同条第二項中「銀行法の規定」の下に「同法第十四條の二の規定を除く。」を加え、同条の次に次の一條を加える。

(商法の準用)

第六条の二 商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百六十条ノ三第二項(監査役の取締役会出席権)及び第二百七十四条(業務監査権、調査権)の規定は、信用協同組合等の監事について準用する。

2 次の各号に掲げる規定中監査役に係る部分は、信用協同組合等の当該各号に定める事項について準用する。

一 商法第二百四十七條から第二百五十二條まで(決議取消し又は不存在若しくは無効確認の訴え) 創立總會及び總會

二 商法第二百五十九條ノ二及び第二百五十九條ノ三(取締役会の招集)並びに第二百六十條ノ四第一項及び第二項(取締役会の議事録) 理事会

三 商法第三百八十條(資本減少無効の訴え) 出資一口の金額の減少

四 商法第四百二十八條(設立無効の訴え) 設立無効の訴え

第七條第一項中「前條第一項」を「第六條第一項」に、「第七條の五」を「第八條」に改め、「含む。」の下に「及び同法第二十五條第二項」を加える。

第八條の前の見出し及び同條を削り、第七條の五を第八條とし、第七條の四を第七條の五とし、第七條の三を第七條の四とし、第七條の二の次に次の一條を加える。

(認可等の条件)

第七條の三 行政庁は、この法律の規定による認可又は承認(次項において「認可等」という。)に条件を付し、及びこれを変更すること

ができる。

2 前項の条件は、認可等の趣旨に照らして、又は認可等に係る事項の確実な実施を図るため必要最小限のものでなければならぬ。

第九條の前に見出しとして「(罰則)」を付する。

第十條第二号中「第二十四條第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、同條第三号中「以下この号において同じ。」を「若しくは銀行法第二十五條第二項に、又は銀行法第二十五條第一項を、又はこれらに改める。」

第十一條中「前三條」を「前二條」に改める。

第十二條第一号中「第三條」を「第三條第一項」に、「同條」を「同項第一号又は第六号から第九号まで」に改め、同條中第四号を第七号とし、第三号を第六号とし、第二号を第四号とし、同條の次に次の一號を加える。

五 第七條の三第一項の規定により付した案件(第三條第一項第七号から第九号まで若しくは第四條第一項の規定又は銀行法第三十七條第一項第三号の規定による認可に係るものに限る。)に違反したとき。

第十二條第一号の次に次の二號を加える。

二 第四條第一項の認可を受けないで同項に規定する株式を取得し、又は所有したとき。

三 第六條の二第一項において準用する商法第二百七十四條第二項の規定による調査を妨げたとき。

(農業協同組合法の一部改正)

第九條 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

第十條第六項第一号及び第三号を次のように改める。

二 為替取引

三 債務の保証又は手形の引受け

第十條第六項第三号の二を削り、同項第四号を次のように改める。

四 有価証券の貸付け

第十條第六項第五号を同項第八号とし、同項第四号の次に次の三號を加える。

五 国債、地方債若しくは政府保証債(以下この号において「国債等」という。)の引受け

(売出しの目的をもつてするものを除く。)

又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱

い。

六 金銭債権(譲渡性貯金証書その他の省令で定める証書をもつて表示されるものを含む。)の取得又は譲渡

七 有価証券の私募の取扱

第十條第六項に次の五號を加える。

九 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納

その他金銭に係る事務の取扱

十 有価証券、貴金屬その他の物品の保護預り

十一 両替

十二 金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)第二條第八項に規定する金融先物取引等の受託等

十三 前各号の事業に附帯する事業

第十條第十三項中「同項第一号又は第二号」を「同号又は同項第二号」に、「第六項」を「第六項から第九項まで」に、「の外」を「のほか」に改め、同條第十二項中「第八項ただし書及び第九項」を

「第二十項ただし書及び第二十一項」に改め、同條第十一項中「組合は」の下に「第二十項の規定にかかわらず」を加え、同條第九項中「者に第一項第一号」の下に「及び第六項第一号」を加え、同條第八項を次のように改める。

組合は、定款の定めるところにより、組合員以外の者にその施設(第六項第三号及び第四号並びに第九項の規定による施設にあつては、省令で定めるものに限る。)を利用させることができる。ただし、第六項第二号から第十三号まで及び第七項から第九項までの規定による施設に係る場合を除き、一事業年度における組合員以外の者の事業の利用分量の額(第一項第一号及び第六項第一号の事業を併せ行う場合には、これらの事業の利用分量の額の合計額。以下この条において同じ。)は、当該事業年度における組合員の事業の利用分量の額の五分の一(政令で定める事業については、政令で定める割合)を超えてはならない。

第十條第七項中「前項第四号」を「第六項第九号」に改め、「商法」の下に「(明治三十二年法律第四十八号)」を、「並びに有限会社法」の下に「(昭和十三年法律第七十四号)」を、「商業登記法」の下に「(昭和三十三年法律第二百五号)」を加え、同項の次に次の二項を加える。

組合は、外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)の適用については、銀行とみなす。

農業協同組合連合会は、第九項に規定する事業に関しては、商法、担保附信託法、商法中改正法律施行法(昭和十三年法律第七

十三号)その他の政令で定める法令の適用については、政令で定めるところにより、会社又は銀行とみなす。この場合においては、信託業法(大正十一年法律第六十五号)第三条第二項ただし書の規定は、適用しない。

第十條第六項の次に次の十項を加える。

第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う組合は、これらの事業の遂行を妨げない限度において、証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第六十五條第二項各号に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行う事業(前項の規定により行う事業を除く。)を行うことができる。

第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う組合は、これらの事業の遂行を妨げない限度において、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)により同法第一條第一項に規定する信託業務に係る事業を行うことができる。

第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う農業協同組合連合会は、これらの事業の遂行を妨げない限度において、次の事業を行うことができる。

一 地方債又は社債その他の債券の募集の受託

二 担保附社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)により行う担保付社債に関する信託事業

第六項第五号の「政府保証債」とは、政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券をいう。

第六項第六号の事業には、同号に規定する

証書をもつて表示される金銭債権のうち有価証券に該当するものについて、証券取引法第二條第八項各号に掲げる行為を行う事業を含むものとする。

第六項第七号の「有価証券の私募の取扱い」とは、有価証券の私募(証券取引法第二條第八項第六号に規定する私募をいう。)の取扱いをいう。

組合は、第六項第五号の事業のうち同号に規定する募集の取扱いの事業を行おうとするときは、行政庁の認可を受けなければならない。

組合が第七項の規定により同項に規定する事業を行おうとするときは、当該組合は、不特定かつ多数の者を相手方とする当該事業については、その内容及び方法を定めて、行政庁の認可を受けなければならない。当該認可を受けた事業の内容及び方法を変更しようとするときも、同様とする。

組合が第八項の規定により同項に規定する信託業務に係る事業を行おうとするときは、当該組合は、当該信託業務の種類及び方法を定めて、行政庁の認可を受けなければならない。当該認可を受けた信託業務の種類又は方法を変更しようとするときも、同様とする。

農業協同組合連合会は、第九項の規定により同項に規定する事業を行おうとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

第十一條第一項中「以て」を「もつて」に、「因つて」を「よつて」に改め、第二章第二節中同条を第十一條の十五とする。

第十條の十三を削る。

第十條の十二第一項中「行なう」を「行おう」に改め、同条を第十一條の十四とする。

第十條の十一を第十一條の十三とする。

第十條の十中「行なう」を「行おう」に改め、同条第四号中「第十條の六第一項」を「第十一條の八第一項」に改め、同条を第十一條の十二とする。

第十條の九中「行なう」を「行おう」に改め、「信託法」の下に「(大正十一年法律第六十二号)」を加え、同条を第十一條の十一とする。

第十條の八中「行なう」を「行おう」に改め、同条を第十一條の十とする。

第十條の七中「行なう」を「行おう」に改め、同条を第十一條の九とする。

第十條の六第一項中「行なう」を「行おう」に改め、同条を第十一條の八とする。

第十條の五中「よる外」を「よるほか」に改め、同条を第十一條の七とする。

第十條の四を第十一條の六とし、第十條の三を第十一條の五とする。

第十條の二第一項中「前條第一項第八号」を「第十條第一項第八号」に改め、同条を第十一條の四とする。

第十條の次に次の三條を加える。

第十一條 組合が、前條第一項第二号の事業を行おうとするときは、信用事業規程を定め、行政庁の承認を受けなければならない。

前項の信用事業規程には、信用事業(前條第一項第一号及び第二号の事業(これらの事業に附帯する事業を含む。))並びに同條第六項から第九項までの事業をいう。以下同じ。の

種類及び事業の実施方法に関して省令で定める事項を記載しなければならない。

信用事業規程の変更又は廃止は、行政庁の承認を受けなければならない。

第十一條の二 主務大臣は、第十條第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う組合の信用事業の健全な運営に資するため、当該組合がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかその他経営の健全性を判断するための基準を定めることができる。

第十一條の三 第十條第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う組合の同一人に対する信用の供与(当該同一人と政令で定める特殊の関係のある者に対する信用の供与を含む。以下この条において同じ。)は、政令で定める区分ごとに、当該組合の出資金及び準備金(出資金及び準備金として政令で定めるものをいう。)(以下この条において「信用供与限度額」という。)を超えてしてはならない。ただし、信用の供与を受けている者が合併をし又は営業を譲り受けたことにより当該組合の同一人に対する信用の供与の額が信用供与限度額を超えることとなる場合その他政令で定めるやむを得ない理由がある場合において、行政庁の承認を受けたときは、この限りでない。

第十條第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う農業協同組合連合会が第十一條の十六第一項の認可を受けて同項に規定する信託業務を営む銀行の株式を所有する場合には、当該農業協同組合連合会及び当該信託業務を営

む銀行の同一人に対する信用の供与の合計額は、政令で定める区分ごとに、次に掲げる金額の合計額(第四項において「合計信用供与限度額」という。)を超えてはならない。この場合において、前項ただし書の規定を準用する。

一 当該農業協同組合連合会の信用供与限度額

二 当該信託業務を営む銀行の資本及び準備金(準備金として政令で定めるものをいう。)(の合計額から、当該合計額のうち当該農業協同組合連合会の持分に相当する金額として省令で定める額を控除した残額に、政令で定める率を乗じて得た金額

前二項の規定は、国及び地方公共団体に対する信用の供与、政府が元本の返済及び利息の支払について保証している信用の供与その他これらに準ずるものとして政令で定める信用の供与については、適用しない。

第二項の場合において、同項に規定する同一人に対する信用の供与の合計額が合計信用供与限度額を超えることとなつたときは、その超える金額は、同項の農業協同組合連合会の信用の供与の額とみなす。

前各項に定めるもののほか、第一項に規定する出資金及び準備金の合計額、第二項に規定する資本及び準備金の合計額並びに信用供与限度額の計算方法その他これらの規定の適用に関し必要な事項は、省令で定める。

第二章第二節の次に次の一節を加える。

第二節の二 信用事業を行う農業協同組合連合会の子会社

第十一条の十六 第十条第一項第一号及び第二

号の事業を併せ行う農業協同組合連合会は、証券会社(証券取引法第二十九条に規定する証券会社をいう。以下この節において同じ。)(又は信託業務を営む銀行(銀行法昭和五十六年法律第五十九号)第二条第一項に規定する銀行のうち、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項に規定する信託業務を営むものをいう。以下この節において同じ。)(の株式(議決権のあるものに限る。以下この節において同じ。))については、主務大臣の認可を受けて、その発行済株式(議決権のあるものに限る。)(の総数の百分の五十を超える数の株式を取得し、又は所有することができる。

前項の場合において、農業協同組合連合会が取得し、又は所有する株式には、当該農業協同組合連合会が担保権の実行により取得し、又は所有する株式その他省令で定める株式を含まないものとし、信託財産である株式で、当該農業協同組合連合会が委託者又は受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行うことができるものを含むものとする。

農業協同組合連合会は、第一項の規定により証券会社又は信託業務を営む銀行の同項に規定する株式を取得し、又は所有しようとするときは、その旨を定款で定めなければならない。

第一項の規定により認可を受けた農業協同組合連合会が証券会社又は信託業務を営む銀行の同項に規定する株式を取得し、又は所有したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に

届け出なければならない。

農業協同組合連合会が第一項の規定による認可を受けて証券会社又は信託業務を営む銀行の同項に規定する株式を所有している場合には、当該農業協同組合連合会の理事は、当該証券会社又は信託業務を営む銀行の業務及び財産の状況を、省令で定めるところにより、総会に報告しなければならない。

第十一条の十七 第十条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う農業協同組合連合会は、その証券子会社等(当該農業協同組合連合会が前条第一項の認可を受けて株式を所有する同項に規定する証券会社又は信託業務を営む銀行をいう。以下この条及び次条において同じ。)(又は利用者との間で、次に掲げる取引又は行為をしてはならない。ただし、当該取引又は行為をすることにつき公益上必要がある場合において、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

一 証券子会社等との間で、その条件が当該農業協同組合連合会の取引の通常の条件に照らして当該農業協同組合連合会に不利益を与えらるものと認められる取引をすること。

二 証券子会社等との間又は証券子会社等に係る利用者との間で行う取引又は行為のうち前号に掲げるものに準ずる取引又は行為で、当該農業協同組合連合会の事業の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれのあるものとして省令で定める取引又は行為第十二条第二項中「左に」を「次に」に改め、同項第三号中「及び農業協同組合中央会」を、農業

協同組合中央会並びに第十条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う農業協同組合連合会にあつては当該農業協同組合連合会の証券子会社等に改める。

第三十三条第一項中「規約」の下に「信用事業規程」を加え、「内国為替取引規程」を削る。

第三十五条第一項中「規約」の下に「信用事業規程」を加え、「宅地等供給事業実施規程及び内国為替取引規程」を「及び宅地等供給事業実施規程」に改める。

第三十八条第二項中「規約」の下に「信用事業規程」を加え、「宅地等供給事業実施規程若しくは内国為替取引規程」を「若しくは宅地等供給事業実施規程」に改める。

第四十四条第一項第二号中「規約」の下に「信用事業規程」を加え、「宅地等供給事業実施規程及び内国為替取引規程」を「及び宅地等供給事業実施規程」に改める。

第五十条の二第二項中「同項第一号及び第二号の事業(これらの事業に附帯する事業を含む。)(並びに同条第六項の事業をいう。以下同じ。)(を削る。

第五十二条の三「第十条の三乃至第十条の五」を「第十一条の三、第十一条の五から第十一条の七まで」に、「の外」を「のほか」に改める。

第二章第四節に次の一条を加える。

第五十四条の二 第十条第一項第二号の事業を行う組合は、事業年度ごとに、信用事業及び信用事業に係る財産の状況に関する事項を記載した説明書類を作成して、主要な事務所に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。ただし、信用秩序を損なうおそれのある事

項、貯金者その他の取引者の秘密を害するおそれのある事項及び当該組合の事業の遂行上不当な不利益を与えるおそれのある事項並びにその記載のため過大な費用の負担を要する事項については、この限りでない。

第六十四条第六項中「共済事業」を「信用事業又は共済事業」に改める。

第七十一条第二項中「第十条第一項第八号」を「第十条第一項第二号又は第八号」に改める。

第九十三条中「基いて」を「基づいて」に改め、「規約」の下に「信用事業規程」を加え、「宅地等供給事業実施規程若しくは内国為替取引規程」を「若しくは宅地等供給事業実施規程」に改め、同条に次の三項を加える。

主務大臣は、第十条第一項第二号の事業を行う農業協同組合連合会が法令、法令に基づいて行政庁の処分、定款、規約又は信用事業規程を守つていのかどうかを知るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該農業協同組合連合会の子会社当該農業協同組合連合会が発行済株式（議決権のあるものに限る。）の総数又は出資の総額の百分の五十を超える数又は額の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分（次項において「株式等」という。）を所有する会社のうち省令で定めるものをいう。以下この条、次条及び第百条において同じ。）に対し、当該農業協同組合連合会の業務又は会計の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

第十一条の十六第二項の規定は、前項の場合において農業協同組合連合会が所有する株

式等について準用する。

農業協同組合連合会の子会社は、正当な理由があるときは、第二項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

第九十四条第一項中「基いて」を「基づいて」に改め、「規約」の下に「信用事業規程」を加え、「宅地等供給事業実施規程若しくは内国為替取引規程」を「若しくは宅地等供給事業実施規程」に改め、同条第二項中「疑が」を「疑いが」に改め、同条第二項中「基いて」を「基づいて」に改め、「規約」の下に「信用事業規程」を加え、「宅地等供給事業実施規程若しくは内国為替取引規程」を「若しくは宅地等供給事業実施規程」に改め、同条に次の二項を加える。

主務大臣は、前各項の規定により第十条第一項第二号の事業を行う農業協同組合連合会の業務又は会計の状況を検査する場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該農業協同組合連合会の子会社の業務又は会計の状況を検査することができる。

前条第四項の規定は、前項の規定による子会社の検査について準用する。

第九十四条の二第二項中「規約」の下に「信用事業規程」を加え、「宅地等供給事業実施規程若しくは内国為替取引規程」を「若しくは宅地等供給事業実施規程」に改める。

第九十五条第一項中「基いて」を「基づいて」に改め、「規約」の下に「信用事業規程」を加え、「宅地等供給事業実施規程若しくは内国為替取引規程」を「若しくは宅地等供給事業実施規程」に改め、同条に次の三項を加える。

に改め、同条第三項中「組合が」の下に「信用事業規程」を加え、「宅地等供給事業実施規程又は内国為替取引規程」を「又は宅地等供給事業実施規程」に、「第十条の二第二項、第十条の六第一項、第十条の十二第二項又は第十条の十三第一項」を「第十一条第一項、第十一条の四第三項、第十一条の八第一項又は第十一条の十四第一項」に改める。

第九十七条の次に次の一条を加える。

第九十七条の二 行政庁は、この法律の規定による認可又は承認（次項において「認可等」という。）に条件を付し、及びこれを変更することができる。

前項の条件は、認可等の趣旨に照らして、又は認可等に係る事項の確実な実施を図るため必要最小限のものでなければならぬ。

第九十八条第一項中「第十条第九項」を「第十条第二十一項」に改める。

第一百条第二項中「又は中央会の代表者」を「若しくは中央会又は第十條第一項第二号の事業を行う農業協同組合連合会の子会社（以下この項において「組合等」という。）の代表者」に、「その組合若しくは農事組合法人又は中央会」を「その組合等」に、「罰する外」を「罰するほか」に改める。

第一百一条第二号中「第十条の二第二項又は第十條の三乃至第十條の五」を「第十一条第一項」に改め、同条第二号の二中「第十條の六第一項」を「第十一条の四第一項又は第十一条の五から第十一条の七まで」に改め、同条第二号の三中「第十條の十二第二項」を「第十一条の八第一項」に改め、同条第二号の四中「第十條の十三第一

項」を「第十一条の十四第一項」に改め、同号の次に次の二号を加える。

二の五 第十一条の十六第一項の認可を受けないで同項に規定する株式を取得し、又は所有したとき。

二の六 第十一条の十六第四項の規定に違反したとき。

第一百一条第十九号を第二十号とし、第十八号の次に次の一号を加える。

十九 第九十七条の二第一項の規定により付した条件（第十一条の十六第一項の規定による認可に係るものに限る。）に違反したとき。

（水産業協同組合法の一部改正）

第十條 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十八條」を「第五十八條の二」に改める。

第十一條第七項中「組合は」の下に、「第七項の規定にかかわらず」を加え、同項を同条第九項とし、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項中「（第七項の規定によるものを除く。）」を削り、同項を同条第七項とし、同条第四項中「前項第五号」を「第三項第五号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う組合は、これらの事業の遂行を妨げない限度において、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）により同法第一条第一項に規定する信託業務（以下

「信託業務」という。)に係る事業を行うことができる。

5 組合が前項の規定により信託業務に係る事業を行おうとするときは、当該組合は、当該信託業務の種類及び方法を定めて、行政庁の認可を受けなければならない。当該認可を受けた信託業務の種類又は方法を変更しようとするときも、同様とする。

第十六条の二の見出しを「(内国為替取引規程等)」に改め、同条第三項中「前二項を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「内国為替取引規程」の下に「又は信託業務規程」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 組合は、信託業務に係る事業を行おうとするときは、信託業務の種類及び実施方法に関する事項を信託業務規程で定め、行政庁の認可を受けなければならない。

第十六条の三「第十一條第七項」を「第十一條第九項」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(経営の健全性の確保)

第十六条の四 主務大臣は、第十一條第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う組合の信用事業(同項第一号及び第二号の事業(これらの事業に附帯する事業を含む)並びに同条第三項及び第四項の事業をいう。第五十四條の二、第五十八條の二及び第三十條第一項第十号において同じ。))の健全な運営に資するため、当該組合がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかその他経営の健全性を判断するための基準を定めることができる。

(同一人に対する信用の供与)

第十六条の五 第十一條第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う組合の同一人に対する信用の供与(当該同一人と政令で定める特殊の関係のある者に対する信用の供与を含む。以下この条及び第八十七條の三において同じ。))は、政令で定める区分ごとに、当該組合の出資金及び準備金(出資金及び準備金として政令で定めるものをいう。))の合計額に政令で定める率を乗じて得た額(以下この条及び第八十七條の三において「信用供与限度額」という。))を超えてしてはならない。ただし、信用の供与を受けている者が合併をし又は営業を譲り受けたことにより当該組合の同一人に対する信用の供与の額が信用供与限度額を超えることとなる場合その他政令で定めるやむを得ない理由がある場合において、行政庁の承認を受けたときは、この限りでない。

2 前項の規定は、国及び地方公共団体に対する信用の供与、政府が元本の返済及び利息の支払について保証している信用の供与その他これらに準ずるものとして政令で定める信用の供与については、適用しない。

3 前二項に定めるもののほか、第一項に規定する出資金及び準備金の合計額並びに信用供与限度額の計算方法その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、省令で定める。

第三十五條の二第一項中「内国為替取引規程」の下に「信託業務規程」を加える。

第四十二條第一項中「及び内国為替取引規程」を、「内国為替取引規程及び信託業務規程」に改

める。

第四十四條第二項中「若しくは内国為替取引規程」を、「内国為替取引規程若しくは信託業務規程」に改める。

第四十八條第一項第二号中「及び内国為替取引規程」を、「内国為替取引規程及び信託業務規程」に改める。

第五十四條の二第一項中「同項第一号及び第二号の事業(これらの事業に附帯する事業を含む。))並びに同条第三項の事業をいう。以下この条及び第三十條第一項第十号において同じ。))を削る。

第五十七條の三「第十五條の五まで」の下に「第十六條の五」を加える。

第二章第三節に次の一条を加える。

(信用事業及び財産の状況に関する説明書類の縦覧)

第五十八條の二 第十一條第一項第二号の事業を行う組合は、事業年度ごとに、信用事業及び信用事業に係る財産の状況に関する事項を記載した説明書類を作成して、主要な事務所(備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。ただし、信用秩序を損なうおそれのある事項、貯金者その他の取引者の秘密を害するおそれのある事項及び当該組合の事業の遂行上不当な不利益を与えるおそれのある事項並びにその記載のため過大な費用の負担を要する事項については、この限りでない。))に備え置き、同条第八項中「連合会は」の下に「第八項の規定にかかわらず」を加え、同項を同条第十項とし、同条第七項を同条第九項と

し、同条第六項中「(第八項の規定によるものを除く。))」を削り、同項を同条第八項とし、同条第五項中「前項第五号」を「第四項第五号」に、「第十一條第四項」を「第十一條第六項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う連合会は、これらの事業の遂行を妨げない限度において、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により信託業務に係る事業を行うことができる。

6 連合会が前項の規定により信託業務に係る事業を行おうとする場合には、第十一條第五項の規定を準用する。

第八十七條の二の次に次の三条を加える。

(同一人に対する信用の供与)

第八十七條の三 第八十七條第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う連合会の同一人に対する信用の供与については、第十六條の五第一項の規定を準用する。

2 前項に規定する連合会が次条第一項の認可を受けて同項に規定する信託業務を営む銀行の株式を所有する場合においては、当該連合会及び当該信託業務を営む銀行の同一人に対する信用の供与の合計額は、政令で定める区分ごとに、次に掲げる金額の合計額(第四項において「合計信用供与限度額」という。))を超えてはならない。この場合においては、第十六條の五第一項ただし書の規定を準用する。

一 当該連合会の信用供与限度額

二 当該信託業務を営む銀行の資本及び準備金(準備金として政令で定めるものをい

う。の合計額から、当該合計額のうち当該連合会の持分に相当する金額として省令で定める額を控除した残額に、政令で定める率を乗じて得た金額

3 前二項の規定は、国及び地方公共団体に対する信用の供与、政府が元本の返済及び利息の支払について保証している信用の供与その他これらに準ずるものとして政令で定める信用の供与については、適用しない。

4 第二項の場合において、同項に規定する同一人に対する信用の供与の合計額が合計信用供与限度額を超えることとなつたときは、その超える金額は、同項の連合会の信用の供与の額とみなす。

5 前各項に定めるもののほか、第一項において準用する第十六条の五第一項に規定する出資金及び準備金の合計額、第二項に規定する資本及び準備金の合計額並びに信用供与限度額の計算方法その他これらの規定の適用に関し必要な事項は、省令で定める。

(証券子会社等の株式の所有)

第八十七条の四 第八十七条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う連合会は、証券会社(証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第九項に規定する証券会社をいう。以下この条及び次条において同じ。)(又は信託業務を営む銀行(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第一項に規定する銀行のうち、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により信託業務を営むものをいう。以下この条及び次条において同じ。)(の株式(議決権のあるものに限る。以下この条及び次条にお

いて同じ。))については、行政庁の認可を受けて、その発行済株式(議決権のあるものに限る。)(の総数の百分の五十を超える数の株式を取得し、又は所有することができ。

2 前項の場合において、連合会が取得し、又は所有する株式には、当該連合会が担保権の実行により取得し、又は所有する株式その他省令で定める株式を含まないものとし、信託財産である株式で、当該連合会が委託者又は受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行うことができるものを含むものとする。

3 連合会は、第一項の規定により証券会社又は信託業務を営む銀行の同項に規定する株式を取得し、又は所有しようとするときは、その旨を定款で定めなければならない。

4 第一項の規定により認可を受けた連合会は、証券会社又は信託業務を営む銀行の同項に規定する株式を取得し、又は所有したときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

5 連合会が第一項の規定による認可を受けて証券会社又は信託業務を営む銀行の同項に規定する株式を所有している場合には、当該連合会の理事は、当該証券会社又は信託業務を営む銀行の業務及び財産の状況を、省令で定めるところにより、総会に報告しなければならない。

(証券子会社等との間の取引等)

第八十七条の五 第八十七条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う連合会は、その証券子会社等(当該連合会が前条第一項の認可を

受けて株式を所有する証券会社又は信託業務を営む銀行をいう。以下この条及び第百条第一項において同じ。)(又は利用者との間で、次に掲げる取引又は行為をしてはならない。ただし、当該取引又は行為をすることににつき公益上必要がある場合において、行政庁の承認を受けたときは、この限りでない。

一 証券子会社等との間で、その条件が当該連合会の取引の通常の条件に照らして当該連合会に不利な与えるものと認められる取引をすること。

二 証券子会社等との間又は証券子会社等に係る利用者との間で行う取引又は行為のうち前号に掲げるものに準ずる取引又は行為で、当該連合会の事業の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれのあるものとして省令で定める取引又は行為

第九十二条第一項中「第十六条の三まで」を「第十六条の四まで」に、「第十一条第七項」を「第十一条第九項」に、「第八十七条第八項」を「第八十七条第十項」に改め、「所屬員」との下に「第八十六条の四」中「第十一条第一項第一号及び第二号」とあるのは「第八十七条第一項第一号及び第二号」と、同条第三項及び第四項」とあるのは「同条第四項及び第五項」とを加え、同条第三項中「第五十八条を」第五十八條の二」に改め、「第五十四条の二第一項」の下に「及び第五十八條の二」を加え、「同条第三項」とあるのは「同条第四項」とを削る。

第九十三条第六項中「組合は」の下に「第六項の規定にかかわらず」を加え、同項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第

四項中「(第六項の規定によるものを除く。)」を削り、同項を同条第六項とし、同条第三項中「前項第五号」を「第二項第五号」に、「第十一条第四項」を「第十一条第六項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う組合は、これらの事業の遂行を妨げない限度において、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により信託業務に係る事業を行うことができる。

4 組合が前項の規定により信託業務に係る事業を行おうとする場合には、第十一条第五項の規定を準用する。

第九十六条第一項中「第十六条の三まで」を「第十六条の五まで」に、「第十一条第七項」を「第十一条第九項」に、「第九十三条第六項」を「第九十三条第八項」に改め、「組合員」との下に「第八十六条の四」中「第十一条第一項第一号及び第二号」とあるのは「第九十三条第一項第一号及び第二号」と、同条第三項及び第四項」とあるのは「同条第二項及び第三項」と、第十六条の五第一項中「第十一条第一項第一号及び第二号」とあるのは「第九十三条第一項第一号及び第二号」と、同条第三項及び第四項」とあるのは「同条第二項及び第三項」と、第五十八條の二」に改め、「第五十四条の二第一項」の下に「及び第五十八條の二」を加え、「同条第三項」とあるのは「同条第二項」とを削る。

第九十七条第二項中「次項」の下に「若しくは第四項」を加え、同条第七項中「連合会は」の下に「第七項の規定にかかわらず」を加え、同項を同条第九項とし、同条第六項を同条第八項と

し、同条第五項中「(第七項の規定によるものを除く。)」を削り、同項を同条第七項とし、同条第四項中「前項第五号」を「第三項第五号」に、「第十一條第四項」を「第十一條第六項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 第一項第一号及び第二号の事業を併せ行ふ連合会は、これらの事業の遂行を妨げない限度において、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により信託業務に係る事業を行うことができる。

5 連合会が前項の規定により信託業務に係る事業を行おうとする場合には、第十一條第五項の規定を準用する。

第百条第一項中「第十六條の三まで及び第八十七條の二の規定を」と「第十六條の四まで、第八十七條の二及び第八十七條の三の規定を、連合会の証券子会社等の株式の所有に関する事項については、第八十七條の四及び第八十七條の五の規定をそれぞれに、」第十一條第七項を「第十一條第九項」に、「第九十七條第七項」を「第九十七條第九項」に改め、「所屬員」との下に、「第十六條の四」中「第十一條第一号及び第二号」とあるのは「第九十七條第一号及び第二号」とを、「第九十七條第一項第七号」との下に、「第八十七條の三第一項、第八十七條の四第一項及び第八十七條の五中「第八十七條第一項第一号及び第二号」とあるのは「第九十七條第一項第一号及び第二号」とを加え、同条第三項中「第五十八條」を「第五十八條の二」に改め、「第五十四條の二第一項」の下に「及び第五十八條の二」を加える。

第百二十二條中若しくは内国為替取引規程を、内国為替取引規程若しくは信託業務規程に改め、同条に次の三項を加える。

2 行政庁は、第八十七條第一項第二号の事業を行う漁業協同組合連合会又は第九十七條第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会(以下この条、次条及び第百二十九條において「連合会」という。)が法令、法令に基づいて行政庁の処分又は定款、規約、内国為替取引規程若しくは信託業務規程を守つてい

るかどうかを知るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該連合会の子会社、当該連合会が発行済株式(議決権のあるものに限る。)(の総数又は出資の総額の百分の五十を超える数又は額の株式(議決権のあるものに限る。))又は持分(次項において「株式等」という。))を所有する会社のうち省令で定めるものをいう。以下この条、次条及び第百二十九條において同じ。に對し、当該連合会の業務又は会計の状況に關し參考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

3 第八十七條の四第二項の規定は、前項の場合において連合会が所有する株式等について準用する。

4 連合会の子会社は、正当な理由があるときは、第二項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

第百二十三條第一項及び第二項中「若しくは内国為替取引規程」を「内国為替取引規程若しくは信託業務規程」に改め、同条に次の二項を加える。

5 行政庁は、前各項の規定により連合会の業務又は会計の状況を検査する場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該連合会の子会社の業務又は会計の状況を検査することができる。

6 前項の検査については、前条第四項の規定を準用する。

第百二十三條の二中「若しくは内国為替取引規程」を「内国為替取引規程若しくは信託業務規程」に改め、同条第三項中「又は内国為替取引規程」を「内国為替取引規程又は信託業務規程」に改め、同条第十六條の二第一項若しくは第二項(これらの規定を)に改める。

第百二十四條第一項中「若しくは内国為替取引規程」を「内国為替取引規程若しくは信託業務規程」に改め、同条第三項中「又は内国為替取引規程」を「内国為替取引規程又は信託業務規程」に改め、同条第十六條の二第一項若しくは第二項(これらの規定を)に改める。

第百二十六條の次に次の一條を加える。

(認可等の条件)
第百二十六條の二 この法律の規定による認可、許可又は承認(次項において「認可等」という。))には、条件を付し、及びこれを變更することができる。

2 前項の条件は、認可等の趣旨に照らして、又は認可等に係る事項の確実な実施を図るため必要最小限のものでなければならぬ。

第百二十九條第一項中「十萬元」を「二十萬元」に改め、同条第二項中「組合の代表者」を「組合又は連合会の子会社(以下この項において「組合等」という。))の代表者」に、「その組合」を「その組合等」に、「罰する外」を「罰するほか」に改める。

第百三十條第一項第二号を次のように改める。

二 第十一條第七項ただし書、第八十七條第八項ただし書、第九十三條第六項ただし書、第九十七條第七項ただし書又は第百條の二第二項ただし書の規定に違反したとき。

第百三十條第一項第二号の三「第十六條の二第一項」を「第十六條の二第一項又は第二項(これらの規定を)」に改め、同項第二十号を同項第二十三号とし、同項第十九号を同項第二十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十二 第百二十六條の二第一項の規定により付した条件(第八十七條の四第一項(第百條第一項)において準用する場合を含む。))の規定による認可に係るものに限る。に違反したとき。

第百三十條第一項第十八号の次に次の二号を加える。

十九 第八十七條の四第一項(第百條第一項)において準用する場合を含む。))の認可を受けないで同項に規定する株式を取得し、又は所有したとき。

二十 第八十七條の四第四項(第百條第一項)において準用する場合を含む。))の規定に違反したとき。

(農林中央金庫法の一部改正)
第百三十一條 農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。
第十三條第一項第四号イ中「団体」の下に「若ハ其ノ構成員又ハ同項ニ掲グル団体ガ主タル構成員若ハ出資者タル団体」を加え、同号中ルを

ヲとし、ヌをルとし、リをヌとし、チをリとし、トをチとし、ヘをトとし、同号ホ中「第十四条ノ二第一号乃至第三号」を「第十四条ノ二第一号、第二号若ハ第四号」に、「ロ及ハ」を「ハ及ニ」に改め、同号ホ中をヘとし、ニをホとし、ハをニとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ イニ掲グル団体ノ役員

第十三条第一項第四号に次のように加える。

ワ イ乃至ヲニ掲グル者以外ノ者ニシテ其ノ者ヨリ預リ金ヲ為スコトガ農林中央金庫ノ経常的経費ノ円滑ナル支払ニ資スト認メラルル者ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノ

第十三条第一項第七号中「前号」の下に「第九号ノ二」を加え、同項中第九号ノ二を第九号ノ三とし、第九号の次に次の一号を加える。

九ノ二 有価証券ノ私募ノ取扱ヲ為スコト

第十三条第一項第十号を次のように改める。

十 国、地方公共団体、会社等ノ金銭ノ収納其ノ他金銭ニ係ル事務ノ取扱ヲ為スコト

第十三条第三項中「第一項第九号ノ二」を「第一項第九号ノ三」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

ホ 証券業者

第十四条ノ二第二号イ中「法人」を「団体」に改め、同号ロ中「法人の下に」又ハ其ノ役員」を加え、同号ハ中「地方公共団体其ノ他ノ官制ヲ目

的トセザル法人ガ主タル構成員若ハ出資者タルモノ」を「命令ヲ以テ定ムルモノ」に改め、同条第三号を削り、同条第四号中「当該農林債券又ハ國債等ヲ担保トスル」を削り、同号を同条第三号とし、同条に次の一号を加える。

四 農林債券ノ所有者タリシ者ニ対シ命令ノ定ムル所ニ依リ貸付（其ノ所有者タリシ間ニ締結シタル契約ニ基クモノニ限ル）ヲ為スコト

第十四条ノ三第一項中「第十三条第一項第六号乃至第九号」を「第十三条第一項第六号乃至第九号ノ二」に改め、同項第四号中「（命令ヲ以テ定ムルモノニ限ル）」を削る。

第十四条ノ四第一項中「規定」の下に「又ハ他ノ法律ノ規定」を加え、「為シタル者其ノ他ノ貸付先」を「為スコトヲ得ル者」に改める。

第十五条第三号中「金銭信託」を「金銭ノ信託（命令ヲ以テ定ムルモノニ限ル）」に改め、同条第四号中「前二号」を「前三号」に改める。

第三章に次の二条を加える。

第十六条ノ二 主務大臣ハ農林中央金庫ノ業務ノ健全ナル運営ニ資スル為農林中央金庫ガ其ノ保有スル資産等ニ照シ自己資本ノ充塞ノ状況ガ適當ナルヤ否ヤ其ノ他経営ノ健全性ヲ判断スル為ノ基準ヲ定ムルコトヲ得

第十六条ノ三 農林中央金庫ノ同一人ニ対スル信用ノ供与ハ政令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ為スコトヲ要ス第二十二条ノ二第一項ノ認可ヲ受ケ信託業務ヲ営ム銀行ノ株式ヲ所有スル場合ニ於ケル農林中央金庫及当該銀行ノ同一人ニ

対スル信用ノ供与ニ付亦同ジ
第四章の次に次の一章を加える。

第四章ノ二 子会社

第二十二条ノ二 農林中央金庫ハ証券会社（証券取引法第二條第九項ニ規定スル証券会社ヲ謂フ以下同ジ）又ハ信託業務ヲ営ム銀行（銀行法第二條第一項ニ規定スル銀行ニシテ金融機關ノ信託業務ノ兼営等ニ関スル法律ニ依リ同法第一條第一項ノ信託業務ヲ営ムモノヲ謂フ以下同ジ）ノ株式（議決権アルモノニ限ル以下同ジ）ニ付テハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ発行済株式（議決権アルモノニ限ル以下同ジ）ノ総數ノ百分ノ五十ヲ超ユル數ノ株式ヲ取得シ又ハ所有スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ農林中央金庫ガ取得シ又ハ所有スル株式ニハ農林中央金庫ガ担保権ノ実行ニ因リ取得シ又ハ所有スル株式其ノ他命令ヲ以テ定ムル株式ヲ含マザルモノトシ信託財産タル株式ニシテ農林中央金庫ガ委託者又ハ受益者トシテ議決権ヲ行使シ又ハ議決権ノ行使ニ付指図ヲ為スコトヲ得ルモノヲ含ムモノトス

農林中央金庫ハ第一項ノ規定ニ依リ証券会社又ハ信託業務ヲ営ム銀行ノ同項ノ株式ヲ取得シ又ハ所有セムトスルトキハ其ノ旨ヲ定數ニ記載スベシ

農林中央金庫ガ第一項ノ認可ヲ受ケ証券会社又ハ信託業務ヲ営ム銀行ノ同項ノ株式ヲ所有スル場合ニ於テハ理事長ハ当該証券会社又ハ信託業務ヲ営ム銀行ノ業務及財産ノ状況ヲ命令ノ定ムル所ニ依リ出資者總會ニ報告スベシ

第二十二条ノ三 農林中央金庫ハ其ノ証券子会社等（農林中央金庫ガ前條第一項ノ認可ヲ受ケ株式ヲ所有スル証券会社又ハ信託業務ヲ営

ム銀行ヲ謂フ以下同ジ）又ハ顧客トノ間ニ於テ左ニ掲グル取引又ハ行為ヲ為スコトヲ得ズ但シ当該取引又ハ行為ヲ為スコトニ付公益上必要アル場合ニ於テ主務大臣ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 証券子会社等トノ間ニ於テ其ノ条件ガ農林中央金庫ノ取引ノ通常ノ条件ニ照シテ農林中央金庫ニ不利益ヲ与フルモノト認メラル取引ヲ為スコト

二 証券子会社等トノ間又ハ証券子会社等ニ係ル顧客トノ間ニ於ケル前号ニ掲グルモノニ準ズル取引又ハ行為ニシテ農林中央金庫ノ業務ノ適正ナル遂行ニ支障ヲ及ボス虞アルモノトシテ命令ヲ以テ定ムル取引又ハ行為

第二十二條ノ四 農林中央金庫ハ左ニ掲グル会社ノ株式又ハ持分（以下「株式等」ト謂フ）ニ付テハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ発行済株式ノ總數又ハ出資ノ總額ノ百分ノ五十ヲ超ユル數又ハ額ノ株式等ヲ取得シ又ハ所有スルコトヲ得

一 銀行業（銀行法第二條第二項ニ規定スル銀行業ヲ謂フ）ヲ営ム外国ノ会社

二 証券業（証券取引法第二條第八項各号ニ掲グル行為ノ一ヲ為ス營業ヲ謂フ）ヲ営ム外国ノ会社（前号ニ掲グル会社ニ該當スルモノヲ除ク）

前項ノ規定ハ農林中央金庫ガ同項ノ認可ヲ受ケ同項各号ニ掲グル会社ノ株式等ヲ所有スル場合ニ於テ当該会社が当該各号中他ノ号ニ掲グル会社トナルトキニ農林中央金庫ガ所有スル当該株式等ニ付之ヲ準用ス

第二十二條ノ二第二項ノ規定ハ前二項ノ場合ニ於テ農林中央金庫ガ取得シ又ハ所有スル株式等ニ付之ヲ準用ス

第二十二條ノ二第三項及第四項ノ規定ハ農林中央金庫ガ第一項各号ニ掲グル会社ノ株式等ヲ取得シ又ハ所有スル場合ニ付之ヲ準用ス

第五章に次の一条を加える。

第二十四條ノ三 農林中央金庫ハ毎事業年度ニ於テ業務及財産ノ状況ニ関スル事項ヲ記載シタル説明書類ヲ作成シ之ヲ主要ナル事務所ニ備置キ公衆ノ縦覧ニ供スルモノトス但シ信用秩序ヲ損フ虞アル事項、農林債券権利者、預金者其ノ他ノ取引者ノ秘密ヲ害スル虞アル事項及農林中央金庫ノ業務ノ遂行上不当ナル不利益ヲ与フル虞アル事項並ニ其ノ記載ノ為過大ナル費用ノ負担ヲ要スル事項ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第二十八條に次の三項を加える。

主務大臣特ニ必要アリト認ムルトキハ其ノ必要ノ限度ニ於テ農林中央金庫ノ子会社(農林中央金庫ガ其ノ発行済株式ノ総額又ハ出資ノ総額ノ百分ノ五十ヲ超ユル数又ハ額ノ株式等ヲ所有スル会社ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノヲ謂フ以下同ジ)ニ命ジテ農林中央金庫ノ業務及財産ノ状況ニ関シ参考トナルベキ報告ヲ為サシムルコトヲ得

農林中央金庫ノ子会社正當ノ理由アルトキハ前項ノ規定ニ依ル報告ヲ拒ムコトヲ得

第二十二條ノ二第二項ノ規定ハ第二項ノ場合ニ於テ農林中央金庫ガ所有スル株式等ニ付之ヲ準用ス

第二十九條に次の二項を加える。

主務大臣前項ノ規定ニ依ル検査ヲ為ス場合ニ於テ特ニ必要アリト認ムルトキハ其ノ必要ノ限度ニ於テ其ノ職員ヲシテ該検査ニ必要ナル事項ニ関シ農林中央金庫ノ子会社ノ業務及財産ノ状況ヲ検査セシムルコトヲ得

前条第三項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル農林中央金庫ノ子会社ニ對スル検査ニ付之ヲ準用ス

第三十四條ノ二第一項中「場合ニ於テハ其ノ違反行為ヲ為シタル農林中央金庫ノ役員、清算人又ハ職員」を「各号ノ一ニ該當スル者」に改め、同項第一号中「トキ」を「者」に改め、同項第二号中「第二十八條」を「第二十八條第一項若ハ第二項」に、「トキ」を「者」に改め、同項第三号中「第二十九條」を「第二十九條第一項又ハ第二項」に、「トキ」を「者」に改め、同条第二項を次のように改める。

法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者其ノ法人又ハ人ノ業務ニ関シ前項ノ違反行為ヲ為シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ同項ノ刑ヲ科ス

第三十五條第四号中「本法又ハ」を「本法(第二十四條ノ三ヲ除ク)又ハ」に改め、同条第十一号の次に次の一号を加える。

十一ノ二 第二十二條ノ二第一項若ハ第二十二條ノ四第一項ノ認可ヲ受ケズシテ此等ノ規定ニ規定スル取得者ハ所有ヲ為シタルトキ又ハ同条第二項ニ於テ準用スル同条第一項ノ認可ヲ受ケズシテ同項各号ニ掲グル会社ガ該各号中他ノ号ニ掲グル会社トナリタル後ニ於テ同項ニ規定スル数若ハ額ノ當該会社ノ株式等ヲ所有シタルトキ

(商工組合中央金庫法の一部改正)

第十二條 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第二十八條第一項第八号中「前号及」の下に「第十二号並ニ」を加え、同項中第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 有価証券ノ私募ノ取扱ヲ為スコト
第二十八條第三項中「第一項第十四号」を「第一項第十五号」に改め、同条第四項中「第一項第十二号」を「第一項第十三号」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

第一項第十二号「有価証券ノ私募ノ取扱」トハ有価証券ノ私募(証券取引法第二條第八項第六号ニ掲グル私募ヲ謂フ)ノ取扱ヲ謂フ
第二十八條ノ四第一項第四号に次のように加える。

ホ 商工債券又ハ国債等ノ所有者
第二十八條ノ五第四号中「イ乃至ハ」を「イ乃至ニ」に改め、同号中ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ 第二十八條第一項第四号ノ業務ノ相手方タル者(継続的取引關係ヲ有スル者ニ限ル)
第二十八條ノ六第一項中「及第十一号」を「第十一号及第十二号」に改め、同項第三号中「又ハ貸付」を削り、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 有価証券ノ貸付ヲ為スコト
第二十八條ノ六第二項中「前項第二号乃至第四号」を「前項第二号乃至第五号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第二十八條ノ七 商工組合中央金庫ハ第二十八條、第二十八條ノ二又ハ第二十八條ノ四ノ規定ニ依リ貸付ヲ為スコトヲ得ル者ノ為ニ左ニ掲グル業務ヲ営ムコトヲ得
一 地方債又ハ社債其ノ他ノ債券ノ募集ノ受託ヲ為スコト
二 担保附社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)ニ依リ担保附社債ニ関スル信託業務ヲ為スコト

商工組合中央金庫ハ前項ニ規定スル業務ニ関シテハ商法、担保附社債信託法及商法中改正法律施行法(昭和十三年法律第七十三号)並ニ政令ヲ以テ定ムル其ノ他ノ法令ノ適用ニ付テハ政令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ会社又ハ銀行ト看做ス
第三章に次の一条を加える。

第三十條ノ二 主務大臣ハ商工組合中央金庫ノ業務ノ健全ナル運営ニ資スル為商工組合中央金庫ガ其ノ保有スル資産等ニ照シ自己資本ノ充實ノ状況ガ適當ナルヤ否ヤ其ノ他經營ノ健全性ヲ判断スル為ノ基準ヲ定ムルコトヲ得
第五章に次の一条を加える。

第四十條ノ二 商工組合中央金庫ハ事業年度毎ニ業務及財産ノ状況ニ関スル事項ヲ記載シタル説明書類ヲ作成シ之ヲ主要ナル事務所ニ備置キ公衆ノ縦覧ニ供スルモノトス但シ信用秩序ヲ損フ虞アル事項、商工債券権利者、預金者其ノ他ノ取引者ノ秘密ヲ害スル虞アル事項及商工組合中央金庫ノ業務ノ遂行上不当ナル不利益ヲ与フル虞アル事項並ニ其ノ記載ノ為過大ナル費用ノ負担ヲ要スル事項ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第四十四条中「方法」の下に、「同一人ニ対スル信用ノ供与ヲ含ム」を加える。

第五十二条第三号中「本法又ハ」を「本法(第四十条ノ二ヲ除ク)又ハ」に改める。

(普通銀行の信託業務の兼営等に関する法律の一部改正)

第十三条 普通銀行の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「銀行法ニ依リ免許ヲ受ケタル銀行及長期信用銀行法ニ依リ免許ヲ受ケタル長期信用銀行(以下普通銀行)を「銀行其ノ他ノ金融機関(政令ヲ以テ定ムルモノニ限ル)以下金融機関」に、「主務大臣」を「大蔵大臣」に改め、同条第二項を次のように改める。

金融機関ハ命令ノ定ムル所ニ依リ信託業務ノ種類及方法ヲ定メ前項ノ認可ヲ受ケベシ

第一条に次の一項を加える。

大蔵大臣第一項ノ認可ノ申請アリタルトキハ左ニ掲グル基準ニ適合スルカ否カラ審査スベシ

一 申請者ガ信託業務ヲ健全ニ遂行シ得ル財産的基礎ヲ有シ且信託業務ヲ的確ニ遂行シ得ルコト

二 申請者ニ依リ信託業務ノ遂行ガ金融秩序ヲ乱ス虞ナキコト

第四十条中「第十條」の下に、「第十三条第一項、第十七条及第十八条」を加え、「普通銀行」を「金融機関」に改め、同条に次のただし書を加える。

但シ同法第七條中資本金トアルハ之ヲ資本金又ハ出資ノ總額トシ同法第十三条第一項中業務報告書トアルハ之ヲ信託業務報告書トシ同

法第十七条及第十八条中業務トアルハ之ヲ信託業務トシ財産トアルハ之ヲ信託財産トス

第五条第一項中「普通銀行」を「金融機関」に、「当該業務」を「当該信託業務」に、「主務大臣」を「大蔵大臣」に改め、同項に後段として次のように加え、同条第二項を削る。

信託業務ニ係ル代理店ヲ設置シ又ハ廃止セントスルトキ亦同ジ

第五条ノ二中「普通銀行」を「金融機関」に、「第十三条第一項」長期信用銀行法第十七条ニ於テ準用スル場合ヲ含ム以下同ジ)ノを「第十三条ノ規定其ノ他ノ金融機関ノ同一人ニ対スル信用ノ供与ニ係ル」に、「同項」を「此等ノ規定」に改める。

第五条ノ三第一項中「普通銀行」を「金融機関」に、「主務大臣」を「大蔵大臣」に改める。

第六条中「普通銀行」を「金融機関」に改め、「合併」の下に「金融機関の合併及び転換に関する法律ニ依リ合併ヲ除ク以下同ジ」を、「規定」の下に「其ノ他ノ政令ヲ以テ定ムル規定」を加える。

第七条第一項中「普通銀行」を「金融機関」に改める。

第八条及び第九条を次のように改める。

第八条 信託業務ヲ営ム金融機関ガ信託業務ノ遂行ニ当リテ法令若ハ法令ニ基ク大蔵大臣ノ命令ニ違反シ又ハ公益ヲ害スベキ行為ヲ為シタルトキハ大蔵大臣ハ当該金融機関ニ対シ信託業務ノ停止ヲ命ジ又ハ第一条第一項ノ認可ヲ取消スコトヲ得

第九条 本法ニ定ムルモノノ外第一条第一項ノ認可ノ申請ノ手続其ノ他本法ヲ実施スル為必

要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第九条の次に次の四條を加える。

第九條ノ二 本法中大蔵大臣ノ職權ニ属スル事項ハ政令ノ定ムル所ニ依リ財務局長又ハ財務支局長ヲシテ之ヲ行ハシムルコトヲ得

第九條ノ三 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ一年以下ノ懲役又ハ百万円以下ノ罰金ニ処ス

一 第四條ニ於テ準用スル信託業務法第十八條ノ規定ニ依リ信託業務ノ種類若ハ方法ノ變更又ハ信託業務ノ停止ノ命令ニ違反シタル者

二 第八條ノ規定ニ依リ信託業務ノ停止ノ命令ニ違反シタル者

第九條ノ四 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ五十万円以下ノ罰金ニ処ス

一 第四條ニ於テ準用スル信託業務法第十三條第一項ノ規定ニ依リ信託業務報告書ノ提出ヲ為サズ又ハ之ニ記載スベキ事項ニシテ重要ナル事項ヲ記載セズ若ハ重要ナル事項ニ付不実ノ記載ヲ為シタル者

二 第四條ニ於テ準用スル信託業務法第十七條ノ規定ニ依リ報告ヲ為サズ若ハ虚偽ノ報告ヲ為シ又ハ同條ノ規定ニ依リ検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタル者

第九條ノ五 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務又ハ財産ニ関シ前二條ノ違反行為ヲ為シタルトキハ其ノ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ対シ各本条ノ罰金刑ヲ科ス

第十條中「普通銀行」を「金融機関」に改め、「役員」の下に「支配人、参事、信託業務ニ係ル代理店(代理店法人ナルトキハ其ノ業務ヲ執行

スル社員、取締役其ノ他ノ法人ノ代表者)を加え、同条第四号及び第五号を次のように改める。

四 第四條ニ於テ準用スル信託業務法第十八條ノ規定ニ依リ大蔵大臣ノ命令(信託業務ノ種類若ハ方法ノ變更又ハ信託業務ノ停止ノ命令ヲ除ク)ニ違反シタルトキ

五 第五條ノ認可ヲ受ケズシテ信託業務ノ種類若ハ方法ヲ變更シ又ハ同條ノ代理店ヲ設置シ若ハ廃止シタルトキ

(金融機関の合併及び転換に関する法律の一部改正)

第十四条 金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「及び相互銀行(以下「銀行」と総稱する。))」を削り、同項第三号を同項第六号とし、同項第二号を同項第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 労働金庫

第二条第一項第一号の次に次の二号を加える。

二 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)第二条(定義)に規定する長期信用銀行(以下「長期信用銀行」という。)

三 外国為替銀行法(昭和二十九年法律第六十七号)第二条第一項(定義)に規定する外国為替銀行(以下「外国為替銀行」という。)

第二条第四項中「信用金庫若しくは信用協同組合」を「協同組織金融機関」に改め、「第五十条第一項」の下に「又は中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)第五十五条第一

項」を加え、同項を同条第六項とし、同条中第三項を第五項とし、第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 この法律において「銀行」とは、普通銀行、長期信用銀行又は外国為替銀行をいう。

3 この法律において「協同組織金融機関」とは、信用金庫、労働金庫又は信用協同組合をいう。

第三条中の「各号」を削り、「行なう」を「行う」に改め、同条後段を削り、同条各号を次のように改める。

- 一 普通銀行及び長期信用銀行
 - 二 普通銀行及び外国為替銀行
 - 三 長期信用銀行及び外国為替銀行
 - 四 普通銀行及び協同組織金融機関
 - 五 長期信用銀行及び協同組織金融機関
 - 六 外国為替銀行及び協同組織金融機関
 - 七 信用金庫及び労働金庫
 - 八 信用金庫及び信用協同組合
 - 九 労働金庫及び信用協同組合
- 第三条に次の一項を加える。
- 2 前項の場合において、存続金融機関又は新設金融機関は、次の各号に掲げる合併の区分に応じ、当該各号に定める金融機関とする。
- 一 前項第一号から第三号まで及び第七号から第九号までに掲げる金融機関の合併 当該合併に係る金融機関のいずれか
 - 二 前項第四号から第六号までに掲げる金融機関の合併 当該合併に係る銀行（普通銀行及び信用金庫の合併にあつては、普通銀行又は信用金庫）
- 第四条第一号を次のように改める。

一 長期信用銀行又は外国為替銀行が普通銀行になること。

第四条第二号中「銀行」を「普通銀行」に改め、同条第三号中「銀行」を「普通銀行、労働金庫」に改め、同条第四号中「銀行又は信用金庫」を「普通銀行、信用金庫又は労働金庫」に改め、同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 労働金庫がその組織を変更して普通銀行、信用金庫又は信用協同組合になること。

第五条第三号中「昭和二十四年法律第八十一号」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 消滅金融機関、存続金融機関又は新設金融機関が労働金庫である場合には、この法律に定めるものを除くほか、当該労働金庫の合併に関する事項については、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）に定める合併の場合の例による。

第六条第二号中「中小企業金融」を「中小企業金融等」に改め、同条第五号中「若しくは存続金融機関（合併により異種の金融機関になつたものに限る。）」を削り、「相互銀行法（昭和二十六年法律第九十九号）第三号第一項若しくは信用金庫法第四号」を「長期信用銀行法第四号第一項、外国為替銀行法第四号第一項、信用金庫法第四号若しくは労働金庫法第六号」に改め、同条第七号中「前項」を「第七項」に改め、「第一項から第四項まで」の下に「及び第六項」を加え、同項を同条第九項とし、同条第六項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8 存続金融機関若しくは新設金融機関又は転換後の金融機関が労働金庫である場合における第一項から第四項まで及び前項の規定の適用については、これらの規定中「大蔵大臣」とあるのは、「大蔵大臣及び労働大臣」とする。

第六条第五項の次に次の一項を加える。

6 大蔵大臣は、第一項の認可をしようとする場合において、消滅金融機関又は転換前の金融機関が労働金庫であるときは、労働大臣の意見を聴かなければならない。

第七条第一項中「第三条第二号から第四号までの規定による合併（第十七条を除き、以下「合併」という。）を行なう」を「合併（第三号第一項第四号から第九号までに掲げる金融機関の合併に限る。第十条の二、第十一条の二及び第十七条から第十七条の三までを除き、以下同じ。）を行なう」に改め、同条第五号中「行なう信用金庫又は信用協同組合」を「行う協同組織金融機関」に改め、「第四十八条」の下に、労働金庫法第五十三条を加える。

第八条第二号中「信用金庫又は信用協同組合」を「協同組織金融機関」に、「行なう」を「行う」に改める。

第九条第一項中「信用金庫又は信用協同組合」を「協同組織金融機関」に改め、同条第二項中「行なう」を「行う」に、「信用金庫又は信用協同組合」及び「信用金庫若しくは信用協同組合」を「協同組織金融機関」に改め、同条第三項中「信用金庫又は信用協同組合」を「協同組織金融機関」に改める。

第十条第一項中「信用金庫又は信用協同組合」を「協同組織金融機関」に、「行なう」を「行う」に改める。

に、「行なわなければならない」を「行わなければならない」に改め、同条第二項第一号中「場合には」の下に「理事の定数の少なくとも三分の二は」を加え、同項第二号中「役員」を「理事の」に改め、同条を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 新設金融機関が労働金庫である場合には、理事の定数の少なくとも五分の四は、当該労働金庫の会員（個人会員を除く。）にならうとするものを代表する者のうちから選任するものとする。

第十一条の見出しを削り、同条第一項中「掛金者、定期積金の積金者」を「定期積金の積金者、掛金者」に改め、「受益者」の下に「債権の権利者」を加え、同条第五項を削る。

第十条の次に次の見出し及び一条を加える。

（債権者の異議）

第十条の二 銀行が合併（第三号第一項第一号から第三号までに掲げる金融機関の合併に限る。）の決議をした場合においては、預金者、定期積金の積金者、掛金者、金銭信託の受益者、債券の権利者その他政令で定める債権者に対する商法第百条第一項（債権者の異議の規定による催告は、することを要しない。）第十一号の次に次の一条を加える。

第十一号の二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第七号第二項（異議のある受益者の規定は、信託業務（同法第一号第一項（兼営の認可）に規定する信託業務をいう。第十七条第二項において同じ。）を営む金融機関の合併につき異議を述べた受益者がある場合について準用する。

平成四年六月四日 衆議院会議録第二十九号 金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律案及び同報告書

第十二条第一項中「信用金庫又は信用協同組合を「協同組織金融機関」に、「行なう」を「行う」に、「先だつて」を「先立って」に改める。

第十三条第一項中「銀行」を「普通銀行」に、「行なう」を「行う」に、「先だつて」を「先立って」に改め、同条第三項中「銀行」を「普通銀行」に改める。

第十四条第一項中「行なう信用金庫又は信用協同組合」を「行う協同組織金融機関」に、「先だつて当該信用金庫又は信用協同組合」を「先立って当該協同組織金融機関」に改め、「通知したもの」の下に「(第三項の規定に該当するものを除く。）」を加え、「信用金庫又は信用協同組合」を「協同組織金融機関」に改め、同条第二項中「第十八条」の下に「労働金庫法第十八条」を加え、「終り」を「終わり」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第三条第一項第七号から第九号までに掲げる金融機関の合併を行う協同組織金融機関の会員又は組合員で、存続金融機関又は新設金融機関たる協同組織金融機関の会員又は組合員となる資格を有しないものは、合併の日に当該協同組織金融機関を脱退したものとみなして、信用金庫法第十八条、労働金庫法第十八条又は中小企業等協同組合法第二十条(脱退者の持分の払戻し)の規定を適用する。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

第十七条第二項を次のように改める。

2 信託業務を営む金融機関が合併により消滅する場合には、前項の規定は、当該信託業務については、適用しない。

第十七条に次の一項を加える。

3 存続金融機関又は新設金融機関は、第一項に規定する契約に関する業務の利用者の利便等に照らし特別の事情がある場合において、合併の日における当該契約の総額を超えない範囲内において、かつ、期間を定めて当該業務を整理することを内容とする計画を作成し、当該計画につき大蔵大臣の承認を受けたときは、当該計画に従い、同項の期限が満了した契約を更新して、又は同項の期間を超えて、当該業務を継続することができる。

第十七条の次に次の二条を加える。

(債券の発行の特例)

第十七条の二 普通銀行と長期信用銀行又は外国為替銀行とが合併を行う場合において、存続金融機関又は新設金融機関が普通銀行であるときは、当該普通銀行は、大蔵大臣の認可を受けて、当分の間、次の各号に掲げる消滅金融機関の種類に応じ、当該各号に定める金額を限度として、債券を発行することができる。

一 長期信用銀行 当該長期信用銀行の合併の日における資本及び準備金(長期信用銀行法第八条(債券の発行)に規定する準備金をいう。第三項において同じ。)の合計金額に三十倍を超えない範囲内において大蔵省令で定める倍率を乗じて得た金額

二 外国為替銀行 当該外国為替銀行の合併の日における資本及び準備金(外国為替銀行法第九条の二(債券の発行)に規定する準備金をいう。)の合計金額に十倍を超えない範囲内において大蔵省令で定める倍率を乗

じて得た金額

2 長期信用銀行法第九条から第十三条まで(債券の借換発行の場合の特例等)の規定は、前項の規定により発行する債券について準用する。

3 長期信用銀行と外国為替銀行との合併による存続金融機関又は新設金融機関が外国為替銀行である場合において、当該外国為替銀行が外国為替銀行法第九条の二(債券の発行)の規定により発行する債券の限度について大蔵大臣の認可を受けたときは、当該限度は、当分の間、同条に規定する限度と消滅金融機関たる長期信用銀行の合併の日における資本及び準備金の合計金額に二十倍を超えない範囲内において大蔵省令で定める倍率を乗じて得た金額との合計額とする。

(営業所の設置の特例)

第十七条の三 存続金融機関又は新設金融機関たる外国為替銀行は、消滅金融機関が合併の日において設置していた本店、支店その他の営業所又は事務所のうち、外国為替銀行法第九条(支店その他の営業所の設置)の規定に該当しない地に置いていたものを、同条の規定にかかわらず、合併の日から三年以内の期間に限り、大蔵大臣の認可を受けて、営業所として引き続き存置することができる。

2 大蔵大臣は、前項の外国為替銀行から申請があつた場合において、同項の規定により存置される当該外国為替銀行の営業所の地域における利用者の利便等に照らし特別の事情があると認めるときは、同項の期間を延長することができる。

3 外国為替銀行が前二項の規定により存置する営業所については、当該外国為替銀行を外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第十条第一項(外国為替業務の認可等)の認可を受けた銀行とみなして、同条第三項及び第四項の規定を適用する。

第十八条中「行なつた」を「行つた」に、「こえ」を「超える」に改め、同条第一号中「同条第二項」を「同条第三項」に改め、同条第二号中「信用金庫又は信用協同組合」を「協同組織金融機関」に、「これらの金融機関」を「当該協同組織金融機関」に改める。

第二十一条第一項中「行なう信用金庫又は信用協同組合」を「行う協同組織金融機関」に改め、同条第二項第一号中「信用金庫又は信用協同組合」を「協同組織金融機関」に改め、同項第二号中「銀行」を「普通銀行」に改める。

第二十二条中「行なう信用金庫又は信用協同組合」を「行う協同組織金融機関」に改める。

第二十三条第一項中「行なう」を「行う」に改め、「含む」の下に「労働金庫法第五十三条」を、「第五十三条」の下に「同法第五十五条第六項において準用する場合を含む。」を加え、「行なう銀行」を「行う普通銀行」に改め、同条第二項中「同条第二号から第四号まで」を「同条第二号から第五号まで」に改め、同条第三項中「信用金庫又は信用協同組合」を「協同組織金融機関」に改め、同条に次の一項を加える。

5 中小企業等協同組合法第五十五条の二(信用協同組合等の総代会の特例)の規定は、信用協同組合の転換について準用する。

第二十四条第一項中「掲げる場合」を「定める場合」に、「行なう」を「行う」に、「信用金庫又は信用協同組合」を「協同組織金融機関」に、「銀行」を「普通銀行」に、「第十一條第一項から第四項まで」を「第十一條、第十一條の二」に、「第四條第二号から第四号まで」を「第四條第二号から第五号まで」に改め、同項に次の一号を加える。

七 第十七條の二第一項及び第二項 長期信用銀行又は外国為替銀行が普通銀行に転換を行う場合

第二十四條第二項中「議案の要領」との下に「第十四條第三項中「第三條第一項第七号から第九号までに掲げる金融機関」とあるのは「協同組織金融機関の異種の協同組織金融機関へ」とを加える。

第二十五條第二項中「銀行」を「普通銀行」に、「信用金庫若しくは信用協同組合」を「協同組織金融機関」に改める。

第二十七條第二項中「銀行」を「普通銀行」に、「添附」を「添付」に改める。

第二十九條第四項中「第六條第六項」を「第六條第七項」に、「前項」を「第三項」に改め、同項を同條第五項とし、同條第三項の次に次の一項を加える。

4 存続金融機関若しくは新設金融機関又は転換後の金融機関が労働金庫である場合における第一項及び前項の規定の適用については、これらの規定中「大蔵大臣」とあるのは、「大蔵大臣及び労働大臣」とする。

第三十三條中「金融機関の役員（銀行にあつては、）を、普通銀行の役員（に、）を含む。第三十九條において同じ。」を「（第三十九條において

「役員職務代行者」という。）を含む。）又は協同組織金融機関の役員」に改める。

第三十六條第一項第三号中「銀行」を「普通銀行」に改める。

第三十九條中「役員」の下に「（銀行にあつては、役員職務代行者を含む。）」を加え、同條第九号を同條第十号とし、同條第八号の次に次の一号を加える。

九 第十七條の二第二項（第二十四條第一項第七号において準用する場合を含む。）において準用する長期信用銀行法第十條第一項若しくは第十一條第六項の規定による届出若しくは公告をせず、又は虚偽の届出若しくは公告をしたとき。

（証券取引法の一部改正）

第十五條 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「左に」を「次に」に改め、同條第四号中「担保附又は無担保の」を削り、同條第六号中「新株の引受権」を「新株引受権」に、「証券」を「証券若しくは証券」に改め、同條第九号を削り、第八号を第九号とし、同号の次に次の二号を加える。

十 外国法人の発行する証券又は証券で銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権又はこれに類する権利を表示するもののうち、大蔵省令で定めるもの

十一 前各号に掲げるもののほか、流通性その他の事情を勘案し、公益又は投資者の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定める証券又は証券

第二條第一項第七号の次に次の一号を加える。

八 法人が事業に必要な資金を調達するために発行する約束手形のうち、大蔵省令で定めるもの

第二條第二項中「みなす」を「みなし、次に掲げる権利は、証券又は証券に表示されるべき権利以外の権利であつても有価証券とみなして、この法律を適用する」に改め、同項に次の各号を加える。

一 銀行、信託会社その他政令で定める金融機関又は主として住宅（住宅の用に供する土地及び土地の上に存する権利を含む。）の取得に必要な長期資金の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権のうち、政令で定めるもの

二 外国法人に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

三 前二号に掲げるもののほか、流通の状況が前項の有価証券に準ずるものと認められ、かつ、同項の有価証券と同様の経済的性質を有することその他の事情を勘案し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当と認められるものとして政令で定める金銭債権

第二條第三項中「不特定且つ多数の者に対し均一の条件で、あらたに発行される有価証券の取得の申込を勧誘すること」を「新たに発行される有価証券の取得の申込みの勧誘（これに類するものとして大蔵省令で定めるものを含む。以下同じ。）のうち、次に掲げる場合に該当するもの」に改め、同項に次の各号を加える。

一 多数の者を相手方として行う場合として政令で定める場合（有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有する者として大蔵省令で定める者（以下「適格機関投資家」という。）のみを相手方とする場合を除く。）

二 前号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合のいずれにも該当しない場合

イ 適格機関投資家のみを相手方として行う場合で、当該有価証券がその取得者から適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合

ロ 前号の政令で定める場合及びイに掲げる場合以外の場合（政令で定める要件に該当する場合を除く。）で、当該有価証券がその取得者から多数の者に譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合

第二條第四項中「売出し」を「売出し」に改め、「不特定且つ多数の者に対し均一の条件で」を削り、「売付の申込をし、又はその買付の申込を勧誘すること」を「売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘のうち、均一の条件で、多数の者を相手方として行う場合として政令で定める場合に該当するもの」に改め、同條第五項中「発行者」を「発行者」に、「いう」を「いうもの」とし、証券又は証券に表示されるべき権利以外の権利で第二項の規定により有価証券とみなされるものについては、権利の種類ごとに大蔵省令で定める者が大蔵省令で定める時に当該権利を有価証券として発行するものとみなす」に改

め、同条第八項中「一」を「いづれかを」に改め、同項第六号中「又は売出し」を「若しくは売出しの取扱又は新たに発行される有価証券の取得の申込みの勧誘であつて有価証券の募集に該当しないもの（以下「私募」という。）」に改め、同条第十項中「又は売出のために、公衆」を「若しくは売出し（第四条第一項第二号に掲げるものを除く。）又は同条第二項に規定する適格機関投資家向け証券の一般投資者向け勧誘（有価証券の売出しに該当するものを除く。）のためにその相手方」に改め、「事業」の下に「その他の大蔵省令で定める事項」を加え、同条第十三項中「有価証券及び」を「有価証券（政令で定めるものを除く。）以下この項及び第十五項第一号において同じ。）及び」に改める。

第三号中「から第三号まで」を「及び第二号に掲げる有価証券、同項第三号に改め、「掲げる有価証券」の下に「（企業内容等の開示を行わせることが公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして政令で定めるものを除く。）」を加える。

第四条第一項本文中「売出し」を「売出し（次項に規定する適格機関投資家向け証券の一般投資者向け勧誘に該当するものを除く。以下この項において同じ。）」に改め、同項ただし書を次のように改める。

- ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては、この限りでない。
- 一 その有価証券に関して開示が行われている場合における当該有価証券の売出し
 - 二 その発行の際にその取得の申込みの勧誘が第二条第三項第二号に掲げる場合に該当するものであつた有価証券の売出しで、適格機関投資家のみを相手方とするもの（前号に掲げるものを除く。）

三 発行価額又は売出価額の総額が五億円未満の有価証券の募集又は売出しで大蔵省令で定めるもの（前二号に掲げるものを除く。）

第四条第二項中「売出し」を「売出し（第一項第二号に掲げる有価証券の売出しを除くものとし、適格機関投資家向け証券の一般投資者向け勧誘（有価証券の売出しに該当するものを除く。）を含む。次項及び第五項を除き、以下この章及び次章において同じ。）が、前項」を「前二項」に改め、同条第三項中「第一項ただし書の規定により同項本文の規定の適用を受けないこととなる」を「第一項第一号若しくは第三号に掲げる」に、「売出し」を「又は当該募集若しくは売出し」を「売出し若しくは第二項ただし書の規定により同項本文の規定の適用を受けない適格機関投資家向け証券の一般投資者向け勧誘のうち、有価証券の売出しに該当するもの若しくは有価証券の売出しに該当せず、かつ、開示が行われている場合に該当しないもの（以下この項及び次項において「特定募集等」という。）を、又は当該特定募集等に、「募集又は売出しが同項本文」を「特定募集等が第一項本文又は第二項本文」に改め、同条第四項本文中「第一項ただし書の規定により同項本文の規定の適用を受けないこととなる有価証券の募集又は売出しが行なわれる」を「特定募集等が行われる」に、「当該有価証券の発行者は」を「当該特定募集等に係る有価証券の発行者は、当該特定募集等が開始される日の前日までに」に、「当該有価証券の募集又は売出し」を「当該特定募集等」に改め、同項ただし書中「発行価額又は売出価額の総額が百万円以下である有価証券の募集又は売出し」を「開示が行われている場合における第三項に規定する有価証券の売出しでその売出価額の総額が五億円未満のもの及び第一項第三号に掲げる有価証券の募集又は売出しでその発行価額又は売出価額の総額が大蔵省令で定める金額以下のもの」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

その発行の際にその取得の申込みの勧誘が第二条第三項第二号に掲げる場合に該当するものであつた有価証券の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘で、適格機関投資家が適格機関投資家以外の者に対して行うもの（以下「適格機関投資家向け証券の一般投資者向け勧誘」という。）は、発行者が当該適格機関投資家向け証券の一般投資者向け勧誘に關し大蔵大臣に届出をしていなければならない。ただし、当該有価証券に關して開示が行われている場合及び大蔵省令で定めるやむを得ない理由により行われることその他の大蔵省令で定める要件を満たす場合は、この限りでない。

第四条に次の一項を加える。

第一項第一号、第二項、第四項及び前項に規定する開示が行われている場合とは、次に掲げる場合をいう。

- 一 当該有価証券について既に行われた募集若しくは売出し（適格機関投資家向け証券の一般投資者向け勧誘に該当するものを除く。）に關する第一項の規定による届出又は当該有価証券について既に行われた適格機関投資家向け証券の一般投資者向け勧誘に關する第二項の規定による届出がその効力を生じている場合（当該有価証券の発行者が第二十四条第一項ただし書（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けている者である場合を除く。）

二 前号に掲げる場合に準ずるものとして大蔵省令で定める場合

第五条第一項本文中「前条第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項ただし書中「その他の大蔵省令」を「その他の大蔵省令」に改め、同項第二号中「その他公益を」を「その他の公益」に改め、同条第二項中「継続して有価証券報告書」の下に「（第二十四条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する報告書をいう。以下この条において同じ。）のうち大蔵省令で定めるものを、前条第一項」の下に「又は第二項」を、「半期報告書」の下に「（第二十四条の五第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）に規定する報告書をいう。以下この条において同じ。）を加え、「同項第二号」を「前項第二号」に改め、同条第三項中「前条第一項」の下に「又は第二項」を、「臨時報告書」の下に「（第二十四条の五第三項に規定する報告書をいう。）を加え、「同項第二号」を「第一項第二号」に改め、同項第一号中「有価証券報告書」の下に「のうち大蔵省令で定めるもの」を加える。

第六条及び第七条中「第四条第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第八条第一項中「第四条第一項の下に」又は「第二項」を加え、同条第三項中「又は前条」を若しくは前条に、「第一項」を「当該届出者に対し、第一項に」、「指定する」を「指定し」、又は「第四条第一項若しくは第二項の規定による届出が、直ちに若しくは第一項に規定する届出書を受理した日の翌日に、その効力を生ずる旨を通知する」に、「においては、第四条第一項」において、同条第一項又は第二項に、「その期間」を「当該満たない期間を指定した場合にあつてはその期間に」、「その効力」を「当該通知をした場合にあつては直ちに若しくは当該翌日に、その効力」に改める。

第九条第二項及び第四項中「第四条第一項の下に」又は「第二項」を加える。

第十条第一項中「何時でも」を「いつでも」に改め、「第四条第一項」の下に「又は第二項」を加え、同条第二項中「第四条第一項」の下に「又は第二項」を加え、「場合に、これを」を「場合について」に改める。

第十三条第一項中「第四条第一項本文」の下に「又は第二項本文」を加え、同項に後段として次のように加える。

開示が行われている場合（同条第一項第一号に規定する開示が行われている場合をいう。以下この章において同じ。）における有価証券の売出し（その売価額の総額が五億円未満であるものその他大蔵省令で定めるものを除く。）に係る有価証券（次項及び第十五条第二項において「既に開示された有価証券」という。）の発行者についても、同様とする。

する」を、その募集又は売出しにつき第四条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受ける有価証券にあつては第五条第一項の規定による「に改め、（除く。）」の下に、「既に開示された有価証券にあつてはその売出しにつき第四条第一項ただし書の規定の適用がないものとしたときに第五条第一項の規定による届出書に記載すべきこととなる事項（大蔵省令で定めるものを除く。）」を加え、同項ただし書中「第五条第三項」を「その募集若しくは売出しにつき第四条第一項本文若しくは第二項本文の規定の適用を受ける有価証券に係る目論見書のうち第五条第三項に改め、「係る目論見書」の下に「又は大蔵省令で定める要件を満たす目論見書」を加え、同条第三項中「第四条第一項」の下に「又は第二項」を加え、「行なう」を「行う」に改め、同条第六項中「売出し」を「売却」に、「若しくは募集」を「若しくは募集し」に改め、「引受人」の下に（発行者のために適格機関投資家向け証券の一般投資者向け勧誘（開示が行われている場合における有価証券に係るものを除く。以下この項において同じ。）の取扱いをする者その他直接又は間接に適格機関投資家向け証券の一般投資者向け勧誘を分担する者で、通常有価証券の売りさばき人に支払われる手数料を超える額の手数料、報酬その他の対価を受けるものを含む。以下この章において同じ。）を加え、「取扱」を「取扱ひ」に改める。

三十一条第一項第三号に改め、「第六十六条の二」の下に「第六十六条の三」を加え、「同じ。」は「を（同じ。）又は認可を受けた金融機関（第六十五条の二第三項に規定する認可を受けた金融機関をいう。次項において同じ。）は」に改め、「第四条第一項本文」の下に「又は第二項本文」を加え、「同項の」を「これらの」に、「取得させ又は」を「取得させ、又は」に改め、同条第二項本文中「又は証券会社」の下に（認可を受けた金融機関を含む。以下この項、第二十一条第一項及び第四項、第二十三条の三第一項、第二十三条の八第一項並びに第六十六条の三において同じ。）を、「規定する有価証券」の下に「又は既に開示された有価証券」を加え、「あらかじめ」を「あらかじめ」に改め、同項ただし書中「又は」を「又は」に改め、「場合」の下に「その他大蔵省令で定める場合」を加え、同条第三項中「証券取引所に上場されている」を「第二十四条第一項第一号及び第二号に掲げるものに該当する」に改め、「第四条第一項」の下に「又は第二項」を加え、「三箇月」を「三月」に、「取得させ又は」を「取得させ、又は」に、「準用する」を「ついで準用する」に改める。

第二十条中「又は目論見書」を「若しくは目論見書」に、「行なわない」を「行わない」に、「又は売出し」を「若しくは売出し」に改め、「第四条第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

第二十三条第一項中「第四条第一項」を「第四条第一項若しくは第二項」に改める。

第二十三条の二中「当該届出書に係る目論見書」の下に「若しくは第十三条第二項ただし書の」を加え、同条第三項中「当該目論見書」を「当該目論見書又は第十三条第二項ただし書の」に改める。

え、「第二十三条まで」を「前条まで」に、「第二十三条第一項」を「前条第一項」に改める。

第二十三条の三第一項に次のただし書を加える。

ただし、その発行の際にその取得の申込みの勧誘が第二十三条の三第一項に規定する適格機関投資家向け勧誘（同項本文の規定の適用を受けるものに限る。）に該当するものであつた有価証券の売出し（当該有価証券に關して開示が行われている場合を除く。）及びその発行の際にその取得の申込みの勧誘が同条第三項に規定する少数人向け勧誘（同項本文の規定の適用を受けるものに限る。）に該当するものであつた有価証券の売出し（当該有価証券に關して開示が行われている場合を除く。）を予定している場合は、この限りでない。

第二十三条の三第三項中「第四条第一項」の下に「及び第二項」を加え、同条第四項中「第二十四条第一項」の下に（同条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）を加え、「同項」を「同条第一項」に改める。

第二十三条の五第一項中「第五条又は前条」を「第五条若しくは前条」に改める。

第二十三条の八第三項中「第四条第三項及び第四項」を「第四条第四項及び第五項」に、「場合」を「場合について」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第四項中「当該特定募集等に係る」とあるのは「当該募集若しくは売出しに係る」と、「当該特定募集等が」と

あるのは「当該募集又は売出しが」と、同条第五項中「当該特定募集等に係る」とあるのは「当該」と、「当該特定募集等」とあるのは「当該募集又は売出しが」と、「当該特定募集等に関する」とあるのは「当該募集又は売出しに関する」と、「開示が行われている場合における第三項に規定する有価証券の売出しでその売価額の総額が五億円未満のもの及び第一項第三号に掲げる有価証券の募集又は売出しでその発行価額」とあるのは「発行価額」と、「以下の」とあるのは「以下の有価証券の募集又は売出し」と読み替えるものとする。

第二十三条の十二第二項後段中「第五条第一項に規定する」と「その募集又は売出しにつき第四条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受ける有価証券にあつては第五条第一項の規定による」とを改め、「ものを除く。」の下に「既に開示された有価証券にあつてはその売出しにつき第四条第一項ただし書の規定の適用がないものとしたときに第五条第一項の規定による届出書に記載すべきこととなる事項（大蔵省令で定めるものを除く。）を加え、「第五条第三項」を「その募集若しくは売出しにつき第四条第一項本文若しくは第二項本文の規定の適用を受ける有価証券に係る目論見書のうち第五条第三項」に改め、「係る目論見書」の下に「又は大蔵省令で定める要件を満たす目論見書」を加え、同条第三項中「第四条第一項」の下に「又は第二項」を加え、同条第六項前段中「場合」を「場合について」に改め、同項後段中「第四条第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、同条第八項中「第四条第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

第二十三条の十二の次に次の二条を加える。

第二十三条の十三 適格機関投資家向け勧誘（新たに発行される有価証券の取得の申込みの勧誘のうち第二条第三項第二号に掲げる場合に該当するものをいう。以下この項において同じ。）又はこれに係る有価証券の売付けの申込み若しくはその買付けの申込みの勧誘で第四条第二項本文の規定の適用を受けないもの（次項において「適格機関投資家向け勧誘等」という。）を行う者（大蔵省令で定める者に限る。）は、当該有価証券の発行に係る取得の申込みの勧誘が第二条第三項第二号に該当することにより当該取得の申込みの勧誘に関し第四条第一項の規定による届出が行われていないことその他の大蔵省令で定める事項を、その相手方に対して告知しなければならない。ただし、当該有価証券に関して開示が行われている場合及び発行価額の総額が五億円を超えない範囲内で大蔵省令で定める金額未満である適格機関投資家向け勧誘に係る有価証券について行う場合は、この限りでない。

前項本文の規定の適用を受ける適格機関投資家向け勧誘等を行う者は、同項本文に規定する有価証券を当該適格機関投資家向け勧誘等により取得させ、又は売り付ける場合には、あらかじめ又は同時にその相手方に対し、同項の規定により告知すべき事項を記載した書面を交付しなければならない。

において同じ。）又はこれに係る有価証券の売付けの申込み若しくはその買付けの申込みの勧誘で第四条第一項本文の規定の適用を受けないもの（次項において「少数向け勧誘等」という。）を行う者は、当該有価証券の発行に係る取得の申込みの勧誘が第二条第三項第二号に該当することにより当該取得の申込みの勧誘に関し第四条第一項の規定による届出が行われていないことその他の大蔵省令で定める事項を、その相手方に対して告知しなければならない。ただし、当該有価証券に関して開示が行われている場合及び発行価額の総額が五億円を超えない範囲内で大蔵省令で定める金額未満である少数向け勧誘に係る有価証券について行う場合は、この限りでない。

前項本文の規定の適用を受ける少数向け勧誘等を行う者は、同項本文に規定する有価証券を当該少数向け勧誘等により取得させ、又は売り付ける場合には、あらかじめ又は同時にその相手方に対し、同項の規定により告知すべき事項を記載した書面を交付しなければならない。

第二十三条の十四 外国で既に発行された有価証券（政令で定めるものを除く。）その他これに準ずるものとして政令で定める有価証券の売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘で、第四条第一項本文の規定の適用を受けないもの（以下この条において「海外発行証券の少数向け勧誘」という。）は、当該有価証券がその買付者から多数の者に譲渡されるおそれを少なくするために必要な条件として政令で定める条件が当該有価証券の売付けに付さ

れることを明らかにして、しなければならない。ただし、当該有価証券に関して開示が行われている場合、当該有価証券の売付けの総額が五億円を超えない範囲内で大蔵省令で定める金額未満である場合その他当該有価証券の売付けに当該条件を付さなくても公益又は投資者保護に欠けることがないものとして大蔵省令で定める要件を満たす場合については、この限りでない。

前項本文の規定の適用を受ける海外発行証券の少数向け勧誘を行う者は、同項本文に規定する有価証券を当該海外発行証券の少数向け勧誘により売り付ける場合には、あらかじめ又は同時にその相手方に対し、同項に規定する条件の内容その他の大蔵省令で定める内容を記載した書面を交付しなければならない。

第二十四条第一項本文中「次に掲げる有価証券の発行者である会社は」を「有価証券の発行者である会社は、その発行する有価証券（政令で定める有価証券（以下この条において「特定有価証券」という。）を除く。第一号から第三号までを除き、以下この条において同じ。）が次に掲げる有価証券のいずれかに該当する場合には」、「その他公益」を「その他の公益」に改め、同項ただし書中「第三号に掲げる有価証券の発行者である会社で、」を「当該有価証券が第四号に掲げる有価証券に該当する場合において、その発行者である会社の資本の額が当該事業年度の末日において五億円未満であるとき、及び当該事業年度の末日における当該有価証券の所有者の数が政令で定める数未満であるとき、並びに当該

有価証券が第三号又は第四号に掲げる有価証券に該当する場合において、「受けたもの」を「受けたとき」に改め、同項第三号中「第四号第一項本文」の下に「若しくは第二項本文」を加え、同項に次の一号を加える。

四 当該会社が発行する有価証券(株券その他の政令で定める有価証券に限る。)で、当該事業年度又は当該事業年度の開始の日前四年以内に開始した事業年度のいずれかの末日におけるその所有者の数が政令で定める数以上であるもの(前三号に掲げるものを除く。)

第二十四条第二項中「前項」を「前項本文」に、「又は第二号」を「から第三号まで」に改め、「なつたとき」の下に「(大蔵省令で定める場合を除く。)」を加え、同条第四項中「前三項」を「第一項及び第二項(これらの規定を第四項において準用する場合を含む。)」並びに前項に、「添附書類」を「添付書類」に、「場合に」を「場合について」に改め、同条第二項の次に次の二項を加える。

第一項第四号に規定する所有者の数の算定に關し必要な事項は、大蔵省令で定める。

第一項及び第二項の規定は、特定有価証券が第一項第一号から第三号までに掲げる有価証券のいずれかに該当する場合について準用する。この場合において、同項本文中「事業年度」とあるのは、当該特定有価証券につき、大蔵省令で定める期間(以下この条において「特定期間」という。)と、「当該事業年度」とあるのは「当該特定期間」と、同項ただし書中「当該有価証券が第四号に掲げる有価証券に該当する場合において、その発行者である会社の資本の額が当該事業年度の末日において五億円未満であるとき、及び当該事業年度の末日における当該有価証券の所有者の数が政令で定める数未満であるとき、並びに当該有価証券が第三号又は第四号」とあるのは「当該有価証券が第三号」と、第二項中「前項本文」とあるのは「第四項において準用する前項本文」と、「有価証券が」とあるのは「特定有価証券が」と、「その該当することとなつた日」とあるのは「当該特定有価証券につき、その該当することとなつた日」と、「事業年度」とあるのは「特定期間」と読み替えるものとする。

第二十四条の二第一項中「添附書類」を「添付書類」に、「同項中」提出」を「第七条中」第四第一項又は第二項の規定による届出の日以後当該届出がその効力を生ずることとなる日以前において、第五項の規定による届出書類」とあるのは「有価証券報告書及びその添付書類」と、「届出者」とあるのは「有価証券報告書の提出者」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、第九第一項中「届出者」とあるのは「有価証券報告書の提出者」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、第十第一項中「届出者」とあるのは「有価証券報告書の提出者」と、「訂正届出書」とあるのは「有価証券報告書の提出者」と、「訂正届出書の提出」に改め、「第四第一項」の下に「又は第二項」を加え、「提出」を「訂正報告書の提出」に改める。

第二十四条の五第一項中「第二十四条第一項の規定により」を「第二十四条第一項の規定による」に、「有価証券報告書を提出した」を「当該有価証券報告書を提出した」に、「次項」を「第三項」に、「その他」を「その他の」に改め、同条第二項中「第二十四条第一項の規定により」を「第二十四条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定による」に改め、同条第三項を次のように改める。

第七条、第九第一項及び第十第一項の規定は半期報告書及び臨時報告書について、第二十二條の規定は半期報告書及び臨時報告書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている場合について、それぞれ準用する。この場合において、第七条中「第四第一項又は第二項の規定による届出の日以後当該届出がその効力を生ずることとなる日以前において、第五項の規定による届出書類」とあるのは「半期報告書(第二十四条の五第一項(同条第二項において準用する場合を含む。))に規定する半期報告書をいう。以下この条、第九第一項、第十第一項及び第二十二條において同じ。又は臨時報告書(第二十四條の五第三項に規定する臨時報告書をいう。以下この条、第九第一項、第十第一項、第二十二條及び第二十三條において同じ。)」と、「届出者」とあるのは「半期報告書又は臨時報告書の提出者」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、第九第一項中「届出者」とあるのは「訂正報告書の提出者」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書の提出者」と、第十第一項中「届出者」とあるのは「半期報告書又は臨時報告書の提出者」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書の提出者」と、第二十二條中「届出者」とあるのは「半期報告書又は臨時報告書の提出者」と、第二十三條中「届出者」とあるのは「半期報告書又は臨時報告書の提出者」と、第二十四條の五第四項において準用する前項」と読み替えるものとする。

の提出を命じ、必要があると認めるときは、第四第一項又は第二項の規定による届出の効力の停止」とあるのは「訂正報告書の提出」と、第二十二條第一項中「有価証券届出書の届出者」の発行する有価証券を取得した者(募集又は売出しに応じて取得した者を除く。）」とあるのは「半期報告書又は臨時報告書の提出者の発行する有価証券を取得した者」と、同条第二項中「前項」とあるのは「第二十四條の五第四項において準用する前項」と読み替えるものとする。

第二十四条の五第四項中「又は第二項」を「(第二項において準用する場合を含む。)」又は「第三項」に改め、「第二十四條の二第一項において準用する」を削り、「場合に」を「場合について」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項の規定は、第二十四条第四項において準用する同条第一項の規定による有価証券報告書を提出しなければならない会社(第二十三條の三第四項の規定により当該有価証券報告書を提出した会社を含む。次項において同じ。))について準用する。この場合において、前項中「その事業年度」とあるのは「当該特定有価証券(第二十四条第一項に規定する特定有価証券をいう。))に係る特定期間(同条第四項において準用する同条第一項に規定する特定期間をいう。以下この項において同じ。)」と、「事業年度」とあるのは「特定期間」と、「当該事業年度」とあるのは「当該特定期間」と読み替えるものとする。

第二十五條第三項中「第二十四條第四項」を「第二十四條第六項」に、「前条第四項」を「前条第五項」に改める。

第二十七条の四第一項中「第四条第一項本文」の下に「又は第二項本文」を加え、「同項の」を「これらの」に改め、同条第三項中「第四条第一項の下に」若しくは第二項を加える。
第二十七条の二十九第一項中「第四条第一項」の下に「又は第二項」を加える。
第三十一条に次の一項を加える。

大蔵大臣は、前項の審査に当たつては、証券業務における公正な競争が確保されるよう配慮しなければならない。

第三十三条第七号を削る。

第三十七条中第六号を第八号とし、第五号の次に次の二号を加える。

六 第四十三条の二第一項の認可を受けてその株式又は出資を所有している銀行、信託会社その他政令で定める金融機関、外国においてこれらの者が営む業務と同種類の業務を営む会社、証券業務を営む外国の会社その他大蔵省令で定める会社が合併し、解散し、又は業務の全部を廃止したとき。

七 その過半数の株式(発行済株式)議決権のあるものに限る。の総数に百分の五十を乗じて得た数を超える株式(議決権のあるものに限る。)をいう。第四十二条の二第一項及び第二項、第四十三条の二第一項、第五十五条第一項並びに第六十五条の三において同じ。が他の一の法人その他の団体によつて所有されることとなつたとき。

第三十七条に次の一項を加える。
前項第七号に規定する過半数の株式の所有の判定に關し必要な事項は、その所有の態様の

その他の事情を勘案して、大蔵省令で定める。

第四十二条の次に次の二条を加える。
第四十二条の二 証券会社の取締役又は監査役は、前条の規定の適用がある場合を除き、親

法人等(当該証券会社の過半数の株式を所有していることその他の当該証券会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいう。第五十条の二において同じ。)の取締役若しくは監査役(理事、監事その他これに準ずる者を含む。以下この条において同じ。)又は使用人を兼ねてはならない。ただし、大蔵大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。

証券会社の取締役若しくは監査役又は使用人は、前条の規定の適用がある場合を除き、子法人等(当該証券会社が過半数の株式を所有していることその他の当該証券会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいう。第五十条の二において同じ。)の取締役又は監査役を兼ねてはならない。ただし、大蔵大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。

大蔵大臣は、証券会社の取締役若しくは監査役又は使用人が前二項の規定に違反した場合に、当該証券会社に対し当該取締役又は監査役の解任その他当該違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができ

る。
第三十六条の規定は、前項の処分について準用する。

第四十二条の三 第四十二条又は前条第一項ただし書若しくは第二項ただし書の規定による大蔵大臣の承認は、第四十二条の他の会社又は前条第一項若しくは第二項の親法人等若しくは子法人等が、当該証券会社の親銀行等又は子銀行等(同条第一項又は第二項に規定する親法人等又は子法人等のうち、銀行、信託会社その他政令で定める金融機関に該当するものをいう。第五十五条第二項において同じ。)でない場合に限り、することができ

る。
第四十三条の次に次の一条を加える。
第四十三条の二 証券会社は、銀行、信託会社その他政令で定める金融機関、外国においてこれらの者が営む業務と同種類の業務を営む会社、証券業務を営む外国の会社その他大蔵省令で定める会社については大蔵大臣の認可を受けて、その過半数の株式又は過半数の出資(出資)議決権のあるものに限る。以下この項において同じ。の総額に百分の五十を乗じて得た数を超える出資をいう。第五十五条第一項において同じ。を取得し、又は所有することができ

る。
前項に規定する過半数の出資の所有の判定に關し必要な事項は、その所有の態様のその他の事情を勘案して、大蔵省令で定める。
第三十六条第二項の規定は、第一項の認可について準用する。

第五十条第一項第四号中「普通銀行の信託業務の兼営等に関する法律」を「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に、「銀行」を「金融機関」に、「次条第一項第一号」を「第五十条の三第一項第一号」に改める。

第五十条の二を第五十条の三とし、第五十条の次に次の一条を加える。

第五十条の二 証券会社又はその役員若しくは使用人は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、公益又は投資者保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして大蔵大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

一 通常の取引の条件と異なる条件であつて取引の公正を害するおそれのある条件で、当該証券会社の親法人等又は子法人等と有価証券の売買その他の取引を行うこと。

二 当該証券会社との間で第二十八条各号に掲げる行為に関する契約を締結することを条件としてその親法人等又は子法人等がその顧客に対して信用を供与していることを知りながら、当該顧客との間で当該契約を締結すること。

三 その他当該証券会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であつて投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は証券業務の信用を失墜させるおそれのあるものとして大蔵省令で定める行為を行うこと。

第五十五条中「且つ」を「かつ」に、「若しくは」と取引をなす者」を「これと取引をする者若しくは当該証券会社の子会社(当該証券会社がその過半数の株式又は過半数の出資を所有する会社のうち大蔵省令で定める会社をいう。以下この項において同じ。)」に、「資料」を「資料(子会社にあつては、当該証券会社の財産に關し参考となるべき報告又は資料に限る。)」に、「当該職

員をして当該証券会社を、当該職員をして当該証券会社若しくはその子会社を、「物件を検査させる」を「物件の検査(子会社にあつては、当該証券会社の財産に必要の検査に限る。)をさせる」に改め、同条に次の一項を加える。

大蔵大臣は、前項の規定による場合を除き、第四十二條、第四十二條の二第一項若しくは第二項又は第五十條の二の規定の遵守を確保するため必要かつ適當であると認めるときは、証券会社の親銀行等若しくは子銀行等に対し当該証券会社の営業若しくは財産に關し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員をして当該証券会社の親銀行等若しくは子銀行等の営業若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件の検査をさせることができる。

第六十五條第二項第二号ハ中「第二條第一項第八号」を「第二條第一項第九号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第一号の次に次の三号を加える。

二 前号に掲げる有価証券以外の有価証券で第二條第一項第八号に掲げる有価証券その他政令で定めるもののうち、発行の日から償還の日までの期間が一年未満のもの 第三條第八項各号に掲げる行為(同項第一号から第三号までに掲げる行為については、有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものに限る。)

三 第二條第一項第一号から第七号までに掲げる有価証券(同項第九号に掲げる有価証券で同項第一号から第七号までに掲げる有価証券の性質を有するものを含む。)以外の

有価証券のうち、同項第十号に掲げる有価証券その他政令で定める有価証券(前号に掲げるものを除く。) 同條第八項各号に掲げる行為(同項第一号から第三号までに掲げる行為については、有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものに限る。)

四 前三号に掲げる有価証券以外の有価証券 私募の取扱

第六十五條の二第二項中「及び第三十一條第一号を除く。」を「第三十一條第一項(第一号を除く。)及び第二項並びに第三十六條第二項」に改め、同條第四項中「第五十條の二第一項」を「第五十條の三第一項」に改め、同條第五項及び第八項中「前條第二項第二号」を「前條第二項第五号」に改める。

第六十五條の二の次に次の一條を加える。

第六十五條の三 第六十五條の規定は、大蔵大臣が、銀行、信託会社その他政令で定める金融機関が過半数の株式を所有する株式会社、に、第二十八條第一項の免許をすることを妨げるものではない。

第六十六條中「前條第七項」を「第六十五條の二第七項」に、「國債証券等」を「有価証券」に、「第六十五條第二項第二号」を「第六十五條第二項第五号」に改める。

第六十六條の四を第六十六條の五とし、第六十六條の三を第六十六條の四とし、第六十六條の二の次に次の一條を加える。

第六十六條の三 大蔵大臣は、証券会社を監督するに当たつては、業務の運営についての証券会社の自主的な努力を尊重するよう配慮しなければならない。

第六十七條の二第二項第二号中「第六十五條第

二項第二号イ」を「第六十五條第二項第五号イ」に改める。

第六十六條第五項第六号中「又は当該社債券」を「その他の政令で定める有価証券又は当該有価証券」に改める。

第七十條第一項中「第二條第一項第六号又は第七号に掲げる有価証券(元本補てんの契約の存する貸付信託の受益証券を除く。以下この条において同じ。の募集又は売出し(均一でない条件で、既に発行された有価証券の売付けの申込みをし、又はその買付けの申込みを勧誘することを含む。次条において同じ。を「新たに発行される有価証券の取得の申込みの勧誘又は既に発行された有価証券の売付けの申込み若しくはその買付けの申込みの勧誘のうち、不特定かつ多数の者に対するもの(次条において「有価証券の不特定多数者向け勧誘等」という。)を行う」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該有価証券が、第二條第一項第一号から第五号までに掲げる有価証券その他大蔵省令で定める有価証券である場合は、この限りでない。

第七十條第二項を削る。

第七十一條第一項中「第二條第一項第六号又は第七号に掲げる有価証券の発行者若しくは売出しを行う者」を「有価証券の不特定多数者向け勧誘等(第二條第一項第一号から第五号までに掲げる有価証券その他大蔵省令で定める有価証券に係るものを除く。以下この条において同じ。を「する者」に、「当該有価証券の募集又は売出し」を「当該有価証券の不特定多数者向け勧誘等」に、「この項」を「この条」に改め、「利息の配

当」の下に「その他大蔵省令で定めるもの」を加え、同條第二項を削る。

第九十三條の二第二項に次のただし書を加える。

ただし、監査証明を受けなくても公益又は投資者保護に欠けることがないものとして大蔵省令で定めるところにより大蔵大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。

第九十七條第一号中「若しくは第二十四條の二第一項(これらの規定を)」を「これらの規定を同條第四項(第二十七條において準用する場合を含む。及び第二十七條において準用する場合を含む。若しくは第二十四條の二第一項)に改める。

第九十八條第一号中「又は売出し」について、その届出を若しくは売出し又は同條第二項の規定による届出を必要とする適格機関投資家向け証券の一般投資者向け勧誘について、これらの届出に、「募集若しくはその取扱又は売出し若しくはその」を「募集、売出し若しくは適格機関投資家向け証券の一般投資者向け勧誘又はこれらの」に改め、同條第一号の二中「第二十四條第四項」を「第二十四條第六項」に、「第二十四條第五項」を「第二十四條第五項」に改め、同條第三号中「第二十四條第一項から第三項まで」を「第二十四條第一項若しくは第二項(これらの規定を同條第四項(第二十七條において準用する場合を含む。及び第二十七條において準用する場合を含む。若しくは第二十四條第五項)に、「添付書類」を「添付書類に改め、同條第四号中「第二十四條第三項、第二十四條第二項若しくは第二十四條の五第一項から第

三項まで」を「第二十四条第五項若しくは第二十四条の二第二項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）」を「第二百七十一条」に改める。

第二百七十一条に改める。

第二百七十一条第一号中「第四項第二項、同条第四項」を「第四項第三項、同条第五項」に改め、同条第五号中「第三十七項」を「第三十七条第一項」に改める。

第二百七十一条第二号中「第九十九条第一号の五」を「第九十九条第一号の六」に改め、同項第三号中「第一号の五」を「第一号の六」に改める。

第二百八条第一号中「第四項第三項」を「第四項第四項」に改め、同条第三号中「第五十四条第一項」を「第四十二條の二第三項又は第五十四条第一項」に改め、同条第三項又は第五十四条第一項に「又は」を「若しくは」に改める。

一の五 第四十三條の二第二項の規定による認可を受けないで、同項の規定により大蔵大臣の認可を受けてできるとされる行為をしたとき。

第二百条第一号中「第二十四条第四項」を「第二十四条第六項」に、「第二十四条の五第四項」を「第二十四条の五第五項」に改め、同条第二号の四中「若しくは第二項（これらの規定を）」を「（同条第二項において準用する場合を含む。）」に改め、第二十四條の五第三項に「同条第三項」を「第二十四條の五第四項」に改め、「第二十四條の二第二項において準用する」を削り、同条第三号の三中「第五十條の二第二項」を「第五十條の三第二項」に改め、同条第三号の四中「第五十條の二第五項」を「第五十條の三第五項」に改め、同条第四号中「第六十六條の四」を「第六十六條の五」に改め、同条第七号中「第七十條第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）」又は「第七十一條第一項（同条第二項にお

いて準用する場合を含む。）」を「第二百七十一条」に改める。

第二百七十一条第一号中「第四項第二項、同条第四項」を「第四項第三項、同条第五項」に改め、同条第五号中「第三十七項」を「第三十七条第一項」に改める。

第二百七十一条第二号中「第九十九条第一号の五」を「第九十九条第一号の六」に改め、同項第三号中「第一号の五」を「第一号の六」に改める。

第二百八条第一号中「第四項第三項」を「第四項第四項」に改め、同条第三号中「第五十四条第一項」を「第四十二條の二第三項又は第五十四条第一項」に改め、同条第三項又は第五十四条第一項に「又は」を「若しくは」に改める。

第二百九条中第五号を第七号とし、第一号から第四号までを二号ずつ繰り下げ、同条に第一号及び第二号として次の二号を加える。

一 第二十三條の十三第一項若しくは第三項又は第二十三條の十四第一項（これらの規定を第二十七條において準用する場合を含む。）」の規定に違反した者

二 第二十三條の十三第二項若しくは第四項又は第二十三條の十四第二項（これらの規定を第二十七條において準用する場合を含む。）」の規定に違反して、書面の交付をしなかつた者

（外国証券業者に関する法律の一部改正）

第十六条 外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「証券取引法」の下に「（昭和二十三年法律第二十五号）」を、「第六十五條の二第一項」の下に「（金融機関の証券業務の認可）」を加え、同条第三号中「（昭和二十三年法律第二

十五号）」を削り、「第二百八條の二第三項」の下に「（先物取引のための標準物の設定）」を加え、「第六十五條第二項第二号ハ」を「第六十五條第二項第五号ハ（金融機関の証券業務の禁止）」に、「規定する有価証券の売出し」を「規定する有価証券の売出し」に改める。

第五条に次の一項を加える。

2 大蔵大臣は、前項の審査に当たつては、証券業における公正な競争が確保されるよう配慮しなければならない。

第六條第三号中「又はその者と密接な関係を有する者として政令で定める要件に該当する者（これらの者のうち政令で定める者を除く）」を「（政令で定める者を除く）」に改める。

第十三條第二項中「第五條第一号」を「第五條第一項第一号」に改める。

第十四條中、「大蔵大臣」を「大蔵大臣」に、「若しくは前条第三項の規定に基づく」を、「前条第三項若しくは第十七條第一項において準用する同法第四十二條の二第三項の規定に基づく」に、「若しくは第十條」を「又は第十條」に、「附する」を「付する」に、「又は第十二條第一項」を「及び第十二條第一項」に、「若しくは前条第三項の規定に基づいて」を、「前条第三項又は第十條第一項において準用する同法第四十二條の二第三項の規定に基づいて」に、「準用する」を「それれ準用する」に改める。

第十五條中第七號を第十號とし、第六號の次に次の三號を加える。

七 銀行、信託会社その他政令で定める金融機関その他大蔵省令で定める会社について、その過半数の株式（発行済株式）（議決権のあるものに限る。）の総数に百分の五十を

乗じて得た数を超える株式（議決権のあるものに限る。）をいう。第九号において同じ。又は過半数の出資（議決権のあるものに限る。以下この号において同じ。）の総額に百分の五十を乗じて得た額を超える出資をいう。第九号において同じ。）を所有することとなつたとき。

八 この項の規定による届出に係る前号の銀行、信託会社その他政令で定める金融機関その他大蔵省令で定める会社が合併し、解散し、又は業務の全部を廃止したとき。

九 その過半数の株式又はその過半数の出資が他の一の法人その他の団体によつて所有されることとなつたとき。

第十五條に次の一項を加える。

2 前項第七号に規定する過半数の株式又は過半数の出資の所有の判定に關し必要な事項は、その所有の態様その他の事情を勘案して、大蔵省令で定める。

第十七條第一項中「兼職等の制限」を「兼職等の制限、第四十二條の二第二項及び第三項（取締役等の兼職の制限）並びに第四十二條の三（大蔵大臣の承認）」に、「監査役」を「同法第四十二條に於ては、監査役」に、「から第五十條まで（兼業の制限）」を「（兼業の制限、第四十四條から第五十條の二まで）」に、「及び不正取引の禁止」を「不正取引の禁止及び親法人等又は子法人等が関与する行為」に、「第五十條の二第一項」を「第五十條の三第一項」に、「準用する」を「それれ準用する」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同法第四十二條の二第一項中「前条」とあるのは「外国証券業者に関

する法律第十七条第一項において準用する前条」と、「親法人等(当該証券会社の過半数の株式を所有していることその他の当該証券会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいう。第五十条の二において同じ。)(の取締役若しくは監査役」とあるのは「特定法人等(当該外国証券会社と密接な関係を有することその他の政令で定める要件に該当する法人その他の団体をいう。)(の取締役又は監査役」と、「含む。以下この条において同じ。)(又は使用人を」とあるのは「含む。を」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十七条第一項において準用する第一項」と、同法第四十二条の三中「第四十二条又は前条第一項ただし書若しくは第二項ただし書」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十七条第一項において準用する第四十二条又は前条第一項ただし書」と、「第四十二条の他の会社又は前条第一項若しくは第二項の親法人等若しくは子法人等」とあるのは「同法第十七条第二項において準用する第四十二条の他の会社又は同項において準用する前条第一項の特定法人等」と、「親銀行等又は子銀行等(同条第一項又は第二項に規定する親法人等又は子法人等)」とあるのは「特定金融機関(同法第十七条第一項において準用する前条第一項に規定する特定法人等)」と、「第五十五条第二項において同じ。でない」とあるのは「でない」と、同法第五十条の二第一号中「親法人等又は子法人等」とあるのは「特定法人等(外国証券業者に関する法律第十七条第一項において

準用する第四十二条の二第二項に規定する特定法人等をいう。以下この条において同じ。)」と、同条第二号及び第三号中「親法人等又は子法人等」とあるのは「特定法人等」と読み替えるものとする。

第十七条第三項中「第五十条の二第二項」を「第五十条の三第二項」に改める。

第二十一条中「(対し若しくはその支店と取引を行なう者)」を「その支店と取引を行う者又は特定法人等(第十七条第一項において準用する証券取引法第四十二条の二第一項に規定する特定法人等をいう。以下この条において同じ。)」に、「資料」を「資料(特定法人等にあつては、当該外国証券会社の支店の財産に關し参考となるべき報告又は資料に限る。)」に、「当該支店」を「当該支店又は当該特定法人等」に、「物件を検査させる」を「物件の検査(特定法人等にあつては、当該外国証券会社の支店の財産に關し必要な検査に限る。をさせる)」に改め、同条に次の一項を加える。

2 大蔵大臣は、前項の規定による場合を除き、第十七条第一項において準用する証券取引法第四十二条、第四十二条の二第一項又は第五十条の二の規定の遵守を確保するため必要かつ適當であると認めるときは、特定金融機関(第十七条第一項において準用する同法第四十二条の三に規定する特定金融機関をいう。以下この条において同じ。)(に對し、当該外国証券会社の支店の業務若しくは財産に關し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員をして当該特定金融機関の業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類

その他の物件の検査をさせることができる。

第三十一条第一項中「含むものとし、外国証券会社を除く。以下この条において「外国証券業者等」というを「含む。以下この条において同じ」に改め、同条第二項中「外国証券業者等」を「外国証券業者」に改め、同条第三項中「外国証券業者等」を「外国証券業者」に、「又は業務を廃止した」を「若しくは業務を廃止したとき、又は同項の規定により届け出た事項を変更した」に改める。

第三十四条第六号中「第五十条の二第一項」を「第五十条の三第一項」に改める。

第三十五条第六号中「第五十条の二第五項」を「第五十条の三第五項」に改め、同条第八号中「第五十条の二第二項」を「第五十条の三第二項」に改める。

第三十七条第一号中「第十五条」を「第十五条第一項」に改める。

附 則

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(銀行法等の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に一の銀行等(第一条の規定による改正後の銀行法(以下「新銀行法」という。)(第四十五条第五項に規定する銀行等をいう。以下この条において同じ。)(が新銀行法第十六条の四第一項第二号(第二条の規定による改正後の長期信用銀行法(以下「新長期信用銀行法」という。)(第十七条又は第三条の規定による改正後の外国為替銀行法(以下「新外国為替銀行

法」という。)(第十一条において準用する場合を含む。次項において同じ。)(に掲げる会社の発行済株式(議決権のあるものに限る。)(の総数又は出資の総額(以下「発行済株式等」という。)(の百分の五十を超える数又は額の株式(議決権のあるものに限る。)(又は持分(以下「株式等」という。)(を所有しているときは、当該銀行等は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)(から起算して三月以内にその旨を大蔵大臣に届け出なければならぬ。

2 この法律の施行の際銀行等が第一号に掲げる許可を受け、又は第二号に掲げる届出をしている株式等の取得(施行日において実行していないうものに限る。)(が、新銀行法第十六条の四第一項第二号に掲げる会社の発行済株式等の百分の五十を超える株式等の取得となるときは、当該銀行等は、施行日から起算して三月以内にその旨を大蔵大臣に届け出なければならぬ。

一 外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十一条第二項の規定による許可

二 外国為替及び外国貿易管理法第二十一条第二項第四号の規定による届出(当該届出につき、同法第二十三条第二項の規定による大蔵大臣の勧告を受けることなく同条第一項の規定により当該届出に係る当該株式等の取得を行つてはならない期間を経過している場合又は当該勧告を受け同条第四項の規定により当該勧告を承諾する旨の通知がなされている場合に限る。)

3 新銀行法第十六条の四第三項(新長期信用銀行法第十七条又は新外国為替銀行法第十一条に

において準用する場合を含む。において準用する場合を含む。新銀行法第十六条の二第二項の規定は、前二項の場合において銀行等が取得し、又は所有する株式等について準用する。

4 第一項又は第二項の規定により届出をした銀行等は、当該届出に係る株式等の取得又は所有につき、施行日において新銀行法第十六条の四第一項（新長期信用銀行法第十七条又は新外国為替銀行法第十一条において準用する場合を含む。次項において同じ。）の認可を受けたものとみなす。

5 施行日前に第一条の規定による改正前の銀行法（以下「旧銀行法」という。）第九条第一項（第二條の規定による改正前の長期信用銀行法（以下「旧長期信用銀行法」という。）第十七条若しくは第三条の規定による改正前の外国為替銀行法（以下「旧外国為替銀行法」という。）第十一条において準用する場合又は旧銀行法第九條第二項（旧長期信用銀行法第十七条又は旧外国為替銀行法第十一条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定によつてした認可、当該認可に付した条件、当該認可に係る承認又は当該認可に係る申請とみなす。

（長期信用銀行法の一部改正に伴う経過措置）
第三条 施行日前に銀行（銀行法第二条第一項に規定する銀行をいう。次条及び附則第十二条において同じ。）が長期信用銀行（長期信用銀行法第二条に規定する長期信用銀行をいう。）になつた場合において、施行日以後に継続する旧長期信用銀行法第十五条後段に規定する業務については、同条後段の規定は、なおその効力を有する。

（外国為替銀行法の一部改正に伴う経過措置）
第四条 施行日前に、外国為替銀行（外国為替銀行法第二条第一項に規定する外国為替銀行をいう。以下同じ。）が合併により旧外国為替銀行法第十條に規定する権利義務を承継した場合又は銀行が外国為替銀行になつた場合において、当該銀行が外国為替銀行が同条の認可を受けているときは、施行日以後に継続する同条に規定する業務については、同条の規定は、なおその効力を有する。

（信用金庫法の一部改正に伴う経過措置）
第五条 施行日から起算して九月以内に、信用金庫連合会が第五条の規定による改正後の信用金庫法（以下「新信用金庫法」という。）第三十二條第四項の規定によりその理事のうち会員たる信用金庫の業務を執行する役員の数で定め数までの間は、当該信用金庫連合会の役員の数に限り、は、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に信用金庫又は信用金庫連合会の理事又は監事のうち、その定数の三分の一を超えるものが欠けているときは、施行日から起算して三月以内に補充しなければならぬ。

3 この法律の施行の際現に信用金庫連合会が新信用金庫法第五十四條の十六第一項各号に掲げる会社の発行済株式等の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有しているときは、当該信用金庫連合会は、施行日から起算して三月以内にその旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

4 この法律の施行の際信用金庫連合会が第一号に掲げる許可を受け、又は第二号に掲げる届出をしていないものに限る。が、新信用金庫法第五十四條の十六第一項各号に掲げる会社の発行済株式等の百分の五十を超える数又は額の株式等の取得となるときは、当該信用金庫連合会は、施行日から起算して三月以内にその旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

1 外国為替及び外国貿易管理法第二十一条第二項の規定による許可

2 外国為替及び外国貿易管理法第二十二條第一項第四号の規定による届出（当該届出につき、同法第二十三條第二項の規定による大蔵大臣の勧告を受けることなく同条第一項の規定により当該届出に係る当該株式等の取得を行つてはならない期間を経過している場合又は当該勧告を受け同条第四項の規定により当該勧告を承諾する旨の通知がされている場合に限る。）

3 新信用金庫法第五十四條の十六第三項において準用する新信用金庫法第五十四條の十五第二項の規定は、前二項の場合において信用金庫連合会が取得し、又は所有する株式等について準用する。

4 第三項又は第四項の規定により届出をした信用金庫連合会は、当該届出に係る株式等の取得又は所有につき、施行日において新信用金庫法第五十四條の十六第一項の認可を受けたものとみなす。

5 新信用金庫法第八十九條第一項において準用する新銀行法第十三條第一項本文の規定は、この法律の施行の際現に同一人に対する同項本文に規定する信用の供与が同項本文に規定する信用供与限度額を超えている信用金庫連合会の当該信用の供与については、施行日から起算して三月間は、適用しない。

（労働金庫法の一部改正に伴う経過措置）
第六条 この法律の施行の際現に全国労働金庫協会の名称を用いている民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四條の規定による法人で労働金庫及び労働金庫連合会が設立したものについては、施行日から起算して九月以内に、第六條の規定による改正後の労働金庫法（以下「新労働金庫法」という。）第八十九條の二第二項に規定する目的に適合する定款の変更の認可を受けた場合には、当該認可を受けた日において同条第一項の規定による全国労働金庫協会となり、同一性をもつて存続するものとする。

2 前項に規定する法人は、新労働金庫法第八十九條の二第三項の規定にかかわらず、前項の認可を受けるまでの間は、全国労働金庫協会という名称を用いることができる。

7 信用金庫連合会が第三項又は第四項の規定により届出をした新信用金庫法第五十四條の十六第一項各号に掲げる会社の株式等の取得又は所有について施行日から起算して九月以内にその旨を定款に記載したときは、同条第四項において準用する新信用金庫法第五十四條の十五第三項の規定の適用については、施行日においてその旨を定款に記載したものとみなす。

8 新信用金庫法第八十九條第一項において準用する新銀行法第十三條第一項本文の規定は、この法律の施行の際現に同一人に対する同項本文に規定する信用の供与が同項本文に規定する信用供与限度額を超えている信用金庫連合会の当該信用の供与については、施行日から起算して三月間は、適用しない。

3 新労働金庫法第九十四条第一項において準用

する新銀行法第十三条第一項本文の規定は、この法律の施行の際現に同一人に対する同項本文に規定する信用の供与が同項本文に規定する信用供与限度額を超えている労働金庫連合会の当該信用の供与については、施行日から起算して三月間は、適用しない。

(協同組合による金融事業に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第七条 第八条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律(以下「新協金法」という。第六條第一項において準用する新銀行法第十三条第一項本文の規定は、この法律の施行の際現に同一人に対する同項本文に規定する信用の供与が同項本文に規定する信用供与限度額を超えている信用協同組合連合会(新協金法第二条第一項に規定する信用協同組合連合会をいう。この当該信用の供与については、施行日から起算して三月間は、適用しない。

(農業協同組合法の一部改正に伴う経過措置)

第八条 この法律の施行の際第九条の規定による改正前の農業協同組合法(以下「旧農協法」という。)(第十条第一項第二号の事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会(以下この条において「組合」という。が、施行日から起算して一年六月を超えない範囲内において、第九条の規定による改正後の農業協同組合法(以下「新農協法」という。)(第十一条第一項の規定により同項の承認を受けるまでの間は、当該組合の同項に規定する信用事業規程に係る事項並びに当該組合が行う旧農協法第十条第一項第一号及び第二号の事業(これらの事業に附帯する事業を含む

む。並びに同条第六項の事業については、なお従前の例による。

2 新農協法第十一条の三第一項本文の規定は、この法律の施行の際現に同一人に対する同項本文に規定する信用の供与が同項本文に規定する信用供与限度額を超えている組合の当該信用の供与については、施行日から起算して三月間は、適用しない。

3 新農協法第五十四条の二の規定は、平成五年四月一日以後に開始する事業年度に係る同条に規定する書類について適用する。

(水産業協同組合法の一部改正に伴う経過措置)

第九条 第十条の規定による改正後の水産業協同組合法(以下「新水協法」という。)(第十六条の五第一項本文(新水協法第八十七条の三第一項(新水協法第百条第一項において準用する場合を含む。及び第九十六条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。の規定は、この法律の施行の際現に同一人に対する新水協法第十六条の五第一項本文に規定する信用の供与が同項本文に規定する信用供与限度額を超えている漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会の当該信用の供与については、施行日から起算して三月間は、適用しない。

2 新水協法第五十八條の二(新水協法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。の規定は、平成五年四月一日以後に開始する事業年度に係る新水協法第五十八條の二に規定する書類について適用する。

(農林中央金庫法の一部改正に伴う経過措置)

第十条 この法律の施行の際現に農林中央金庫が第十一条の規定による改正後の農林中央金庫法(以下「新農林中央金庫法」という。)(第二十二條ノ四第一項各号に掲げる会社の発行済株式等の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有しているときは、農林中央金庫は、施行日から起算して三月以内にその旨を主務大臣に届け出なければならぬ。

2 この法律の施行の際農林中央金庫が第一号に掲げる許可を受け、又は第二号に掲げる届出をしていないものに限る。が、新農林中央金庫法第二十二條ノ四第一項各号に掲げる会社の発行済株式等の百分の五十を超える数又は額の株式等の取得となるときは、農林中央金庫は、施行日から起算して三月以内にその旨を主務大臣に届け出なければならない。

一 外国為替及び外国貿易管理法第二十一条第二項の規定による許可

二 外国為替及び外国貿易管理法第二十二條第二項第四号の規定による届出(当該届出につき、同法第二十三條第二項の規定による大蔵大臣の勧告を受けることなく同条第一項の規定により当該届出に係る当該株式等の取得を行つてはならない期間を経過している場合又は当該勧告を受け同条第四項の規定により当該勧告を承諾する旨の通知がされている場合に限る。)

3 新農林中央金庫法第二十二條ノ四第三項において準用する新農林中央金庫法第二十二條ノ二第二項の規定は、前二項の場合において農林中

央金庫が取得し、又は所有する株式等について準用する。

4 農林中央金庫が第一項又は第二項の規定により届出をしたときは、当該届出に係る株式等の取得又は所有につき、施行日において新農林中央金庫法第二十二條ノ四第一項の認可を受けたものとみなす。

5 農林中央金庫が第一項又は第二項の規定により届出をした新農林中央金庫法第二十二條ノ四第一項各号に掲げる会社の株式等の取得又は所有について施行日から起算して九月以内にその旨を定款に記載したときは、同条第四項において準用する新農林中央金庫法第二十二條ノ二第三項の規定の適用については、施行日においてその旨を定款に記載したものとみなす。

6 新農林中央金庫法第二十四條ノ三の規定は、平成五年四月一日以後に開始する事業年度に係る同条に規定する書類について適用する。

(商工組合中央金庫法の一部改正に伴う経過措置)

第十一条 第十二條の規定による改正後の商工組合中央金庫法第四十條ノ二の規定は、平成五年四月一日以後に開始する事業年度に係る同条に規定する書類について適用する。

(普通銀行の信託業務の兼営等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十二條 この法律の施行の際第十三條の規定による改正前の普通銀行の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けている銀行(他の法令により当該認可を受けたものとみなされる銀行を含む。以下この条において同じ。は、施行日において、その管轄している信託

業務の種類及び方法について、第十三条の規定による改正後の金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(以下「新兼営法」という。)第一条第一項の認可を受けたものとみなす。

2 前項の規定により新兼営法第一条第一項の認可を受けたものとみなされる銀行は、施行日から三月以内に、施行日において管んでいる信託業務の種類及び方法について、大蔵省令で定めるところにより、大蔵大臣に届け出なければならぬ。

3 前項の規定により届出をした銀行は、その届け出たところに従って、新兼営法第一条第二項の規定によりその管む信託業務の種類及び方法を定めたものとみなす。

(金融機関の合併及び転換に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十三条 施行日前に第十四条の規定による改正前の金融機関の合併及び転換に関する法律(以下「旧合併転換法」という。)の規定により行われた旧合併転換法第三条に規定する合併又は旧合併転換法第四条に規定する転換については、なお従前の例による。

2 施行日以後に行われる第十四条の規定による改正後の金融機関の合併及び転換に関する法律(以下「新合併転換法」という。)第三条に規定する合併(旧合併転換法第三条に規定する合併に該当するものに限る。)又は新合併転換法第四条に規定する転換(旧合併転換法第四条に規定する転換に該当するものに限る。)については、施行日前に旧合併転換法の規定によつてした合併若しくは転換の認可、当該認可に付した条件又は当該認可に係る申請その他の手続は、新合併

転換法の相当の規定により行われたものとみなす。

3 新合併転換法第二条第一項第一号から第三号までに掲げる金融機関が施行日以後に行う合併(新合併転換法第三条第一項第一号から第三号までに掲げる金融機関の合併に限る。)については、施行日前に旧銀行法第三十条第一項(旧長期信用銀行法第十七条又は旧外国為替銀行法第十一條において準用する場合を含む。)の規定によりされた合併の認可、当該認可に付した条件又は当該認可に係る申請は、新合併転換法第六条第一項の規定による合併の認可、同条第四項の規定により当該認可に付した条件又は当該認可に係る申請とみなして、新合併転換法の規定を適用する。この場合において、存続金融機関又は新設金融機関が外国為替銀行であるときは、新合併転換法第十七条の規定にかかわらず、旧外国為替銀行法第十條前段の規定は、なおその効力を有する。

(証券取引法の一部改正に伴う経過措置)

第十四条 第十五条の規定による改正後の証券取引法(以下「新証券取引法」という。)第二章の規定は、この附則に別段の定めのある場合を除き、施行日以後に開始する新証券取引法第二条第一項各号に掲げる有価証券及び同条第二項各号に掲げる権利(以下「新有価証券」という。)の取得の申込みの勧誘(新証券取引法第二条第三項に規定する取得の申込みの勧誘をいう。以下同じ。)又は売付けの申込み若しくは買付けの申込みの勧誘(以下「取得の申込みの勧誘等」という。)及び当該取得の申込みの勧誘等に係る新有価証券の取引について適用し、施行日前に開始

した第十五条の規定による改正前の証券取引法(以下「旧証券取引法」という。)第二条第一項各号に掲げる有価証券(以下「旧有価証券」という。)の取得の申込みの勧誘等及び当該取得の申込みの勧誘等に係る旧有価証券の取引については、なお従前の例による。

2 前項の規定にかかわらず、施行日前にした旧証券取引法第四条第一項の規定による届出及び旧証券取引法第二十三条の三第一項の規定による登録に係る旧有価証券の取得の申込みの勧誘等並びに当該取得の申込みの勧誘等に係る旧有価証券の取引については、なお従前の例による。

第十五条 施行日前に発行された新有価証券で、その発行の際にその取得の申込みの勧誘が新証券取引法第二条第三項の規定が適用されていたとした場合に同項第二号イに掲げる場合に該当するものであったものの施行日以後における売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘については、なお従前の例による。

第十六条 新証券取引法第二十四条の規定は、施行日以後に終了する事業年度(同条第四項において準用する同条第一項に規定する特定期間を含む。)以下この条及び附則第十八条において同じ。)に係る新証券取引法第二十四条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定による有価証券報告書(その添付書類及びこれらの訂正報告書を含む。)又は施行日以後に新証券取引法第二十四条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)に規定する事実が生じた場合について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る旧証券取引法

第二十四条第一項の規定による有価証券報告書(その添付書類及びこれらの訂正報告書を含む。)又は施行日前に同条第二項に規定する事実が生じた場合については、なお従前の例による。

第十七条 施行日前にその募集又は売出しにつき旧証券取引法第四条第一項の規定による届出があった旧有価証券の発行者である会社は、施行日において新証券取引法第四条第一項本文の規定の適用を受けた新有価証券の発行者である会社とみなして、新証券取引法第二十四条第一項の規定を適用する。

第十八条 新証券取引法第二十四条の五第一項(同条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定は、事業年度開始の日から六月を経過する日が施行日以後である場合における同条第一項の規定による半期報告書(その訂正報告書を含む。)について適用し、事業年度開始の日から六月を経過する日が施行日前である場合における旧証券取引法第二十四条の五第一項の規定による半期報告書(その訂正報告書を含む。)については、なお従前の例による。

第十九条 大蔵大臣は、当分の間、一の銀行等(銀行、信託会社その他新証券取引法第四十二条の三に規定する政令で定める金融機関をいう。以下この条及び附則第二十七条において同じ。)一の銀行等に係る銀行等の子会社(一の銀行等に大蔵省令で定めるところにより発行済株式(議決権のあるものに限る。)の総数に百分の五十を乗じて得た数を超える株式(議決権のあるものに限る。)又は出資(議決権のあるものに限る。以下この項において同じ。)の総額に百

分の五十を乗じて得た額を超える出資を所有されてゐる会社をいう。以下この条及び附則第二十七條において同じ。又は一の銀行等及び当該銀行等に係る銀行等の子会社が、大蔵省令で定めるところにより過半数の株式（新証券取引法第三十七條第一項第七号に規定する過半数の株式をいう。以下この条から附則第二十五條までにおいて同じ。）を所有する株式会社（新証券取引法第二十八條第二項第二号に掲げる免許をする場合には、次に掲げる株券等（株券及び新証券取引法第二條第一項第九号に掲げる有価証券のうち株券の性質を有するものをいう。以下この条及び附則第二十七條において同じ。）の売付けに係るものを除き株券等に係る新証券取引法第二條第八項第二号及び第三号に掲げる行為をしてはならない旨の条件を付してするものとする。

一 新証券取引法第二條第八項第六号に掲げる行為（以下この項及び附則第二十七條において「募集の取扱い等」という。）により顧客に取得させる株券等（取得の時から継続して当該顧客のために保護預りをするものに限る。以下この項において同じ。）

二 募集の取扱い等により顧客に取得させる新株引受権を表示する証券又は証券及び新証券取引法第二條第一項第九号に掲げる証券又は証券のうち新株引受権を表示する証券又は証券の性質を有するもの（附則第二十七條において「新株引受権証券等」という。）で当該顧客に取得させた時から継続して当該顧客のために保護預りをするものに表示される新株引受権の行使により取得される株券等

三 募集の取扱い等により顧客に取得させる転換社債券及び新証券取引法第二條第一項第九号に掲げる有価証券で転換社債券の性質を有するもの（附則第二十七條において「転換社債券等」という。）で当該顧客に取得させた時から継続して当該顧客のために保護預りをするものの転換により取得される株券等

四 募集の取扱い等により顧客に取得させる新株引受権付社債券及び新証券取引法第二條第一項第九号に掲げる有価証券で新株引受権付社債券の性質を有するもの（附則第二十七條において「新株引受権付社債券等」という。）で当該顧客に取得させた時から継続して当該顧客のために保護預りをするものに表示される新株引受権の行使により取得される株券等

2 大蔵大臣は、当分の間、一の銀行等、一の銀行等に係る銀行等の子会社又は一の銀行等及び当該銀行等に係る銀行等の子会社が、大蔵省令で定めるところにより新証券取引法第二十八條第二項第二号の免許を受けている証券会社の過半数の株式を所有することとなる場合には、当該証券会社の免許に、株券等に係る新証券取引法第二條第八項第二号及び第三号に掲げる行為（前項各号に掲げる株券等の売付けに係るものを除く。）をしてはならない旨の条件を付することができる。

第二十條 この法律の施行の際現に新有価証券（旧有価証券に該当するものを除く。）につき新証券取引法第二條第八項に規定する証券業を営んでいる者については、施行日から三月間（当該期間内に新証券取引法第三十二條の規定による免許の拒否の処分があったときは、当該処分の

あつた日までの間）は、新証券取引法第二十八條の規定にかかわらず、引き続き当該証券業を営むことができる。その者がその期間内に同条の免許を申請した場合において、その申請について免許をする旨の通知を受ける日又はその申請についてその期間の経過後免許をしない旨の通知を受ける日までの間も、同様とする。

第二十一條 この法律の施行の際現に旧証券取引法第二十八條第二項第四号の免許を受けている証券会社は、新証券取引法第二條第八項第六号に掲げる私募の取扱いを営業として行おうとするときは、大蔵省令で定めるところにより、施行日から三月以内に業務の内容その他の事項を大蔵大臣に届け出ることができる。

2 前項の規定による届出をした証券会社は、施行日において新証券取引法第二十八條第二項第四号の免許及び新証券取引法第三十三條の規定による同条第三号に係る認可を受けたものとみなす。

第二十二條 この法律の施行の際現にその過半数の株式が他の一の法人その他の団体によつて所有されている証券会社は、施行日において新証券取引法第三十七條第一項第七号に該当することとなつたものとみなして同項の規定を適用する。この場合において、同項中「遅滞なく」とあるのは、「金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律（平成四年法律第 号）の施行の日から三月以内」とする。

第二十三條 この法律の施行の際現に証券会社の常務に従事する取締役である者が旧証券取引法第四十二條の規定による承認を受けて他の会社

の常務に従事している場合において、当該他の会社が当該証券会社の新証券取引法第四十二條の三に規定する親銀行等又は子銀行等であるときは、当該承認は、施行日の前日を限り、その効力を失う。この場合において、その者が施行日から一月以内に大蔵省令で定めるところにより大蔵大臣に届出をしたときは、新証券取引法第四十二條の規定にかかわらず、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、引き続き当該届出に係る当該他の会社の常務に従事することができる。

第二十四條 この法律の施行の際現に証券会社の取締役又は監査役である者が当該証券会社の新証券取引法第四十二條の二第一項に規定する親法人等の取締役若しくは監査役（理事、監事その他これに準ずる者を含む。以下この条において同じ。）又は使用人を兼ねてゐる者（新証券取引法第四十二條の承認を受けている者を除く。）が、施行日から一月以内に大蔵省令で定めるところにより大蔵大臣に届出をしたときは、同項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、引き続き当該届出に係る当該親法人等の取締役若しくは監査役又は使用人を兼ねることができ。

2 この法律の施行の際現に証券会社の取締役若しくは監査役又は使用人である者で当該証券会社の新証券取引法第四十二條の二第二項に規定する子法人等の取締役又は監査役を兼ねてゐる者（新証券取引法第四十二條の承認を受けている者を除く。）が、施行日から一月以内に大蔵省令で定めるところにより大蔵大臣に届出をしたときは、同項本文の規定にかかわらず、施行日

から起算して一年を経過する日までの間は、引き続き当該届出に係る当該法人等の取締役又は監査役を兼ねることができる。

第二十五条 この法律の施行の際現に証券会社が外国において銀行、信託会社その他新証券取引法第四十三条の二第一項に規定する政令で定める金融機関が営む業務と同種類の業務を営む者又は同項の大蔵省令で定める会社（次項において「外国銀行等」という。）の過半数の株式又は過半数の出資（新証券取引法第四十三条の二第一項に規定する過半数の出資をいう。次項において同じ。）を所有しているときは、当該証券会社は、施行日から起算して三月以内にその旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

2 この法律の施行の際証券会社が第一号に掲げる許可を受け、又は第二号に掲げる届出をしていない株式又は出資の取得（施行日において実行していないものに限る。）による当該証券会社の株式又は出資の所有が、外国銀行等の過半数の株式又は過半数の出資の所有となるときは、当該証券会社は、施行日から起算して三月以内にその旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

一 外国為替及び外国貿易管理法第二十一条第二項の規定による許可

二 外国為替及び外国貿易管理法第二十二條第二項第四号の規定による届出（当該届出につき、同法第二十三條第二項の規定による大蔵大臣の勧告を受けることなく同条第一項の規定により当該届出に係る当該株式又は出資の取得を行つてはならない期間を経過している場合又は当該勧告を受け同条第四項の規定により当該勧告を応諾する旨の通知がされてい

る場合に限る。）

3 前二項の規定により届出をした証券会社は、当該届出に係る株式又は出資の所有につき、施行日において新証券取引法第四十三条の二第一項の認可を受けたものとみなす。

4 施行日前に旧証券取引法第三十三条の規定によつてした同条第七号に係る認可（この法律の施行の際現に過半数の株式を所有している会社に係るものに限る。）は、新証券取引法第四十三条の二第一項の規定によつてした認可とみなす。

第二十六条 この法律の施行の際現に次の各号に掲げる有価証券について、当該各号に定める行為のいずれかを営業として行つて銀行、信託会社その他旧証券取引法第六十五条の二第一項に規定する政令で定める金融機関（次項において「銀行等」という。）は、大蔵省令で定めるところにより、施行日から三月以内に業務の内容その他の事項を大蔵大臣に届け出ることができる。

一 新証券取引法第六十五条第二項第二号又は第三号に掲げる有価証券 新証券取引法第二條第八項各号に掲げる行為（同項第一号から第三号までに掲げる行為については、有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものに限る。）

二 新証券取引法第六十五条第二項第四号に掲げる有価証券 新証券取引法第二條第八項第六号に掲げる私募の取扱い
前項の規定による届出をした銀行等は、施行日において新証券取引法第六十五条の二第一項の規定による認可を受けたものとみなす。

（外国証券業者に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十七条 大蔵大臣は、当分の間、一の銀行等、一の銀行等に係る銀行等の子会社又は一の銀行等及び当該銀行等に係る銀行等の子会社が、大蔵省令で定めるところにより外国証券会社（第十六條の規定による改正後の外国証券業者に関する法律（以下「新外国証券業者法」という。）第三條第三項第二号の免許を受けているものに限る。）の新外国証券業者法第十五條第一項第九号に規定する過半数の株式又は過半数の出資を所有することとなる場合には、当該外国証券会社の免許に、次に掲げる株券等の売付けに係るものを除き株券等に係る新外国証券業者法第三條第三項第二号に掲げる行為をしてはならない旨の条件を付することができる。

一 募集の取扱い等により顧客に取得させる株券等（取得の時から継続して当該顧客のために保護預りをするものに限る。以下この条において同じ。）

二 募集の取扱い等により顧客に取得させる新株引受権証券等で当該顧客に取得させた時から継続して当該顧客のために保護預りをするものに表示される新株引受権の行使により取得される株券等

三 募集の取扱い等により顧客に取得させる転換社債券等で当該顧客に取得させた時から継続して当該顧客のために保護預りをするものの転換により取得される株券等

四 募集の取扱い等により顧客に取得させる新株引受権付社債券等で当該顧客に取得させた時から継続して当該顧客のために保護預りをするもの

するものに表示される新株引受権の行使により取得される株券等

第二十八条 この法律の施行の際現に第十六條の規定による改正前の外国証券業者に関する法律（以下「旧外国証券業者法」という。）第三條第三項第四号の免許を受けている外国証券会社は、新証券取引法第二條第八項第六号に掲げる私募の取扱いを営業として行おうとするときは、大蔵省令で定めるところにより、施行日から三月以内に業務の内容その他の事項を大蔵大臣に届け出ることができる。

2 前項の規定による届出をした外国証券会社は、施行日において新外国証券業者法第三條第三項第四号の免許及び新外国証券業者法第十條の規定による同条第二号に係る認可を受けたものとみなす。

第二十九条 この法律の施行の際現に新外国証券業者法第十五條第一項第九号に規定する過半数の株式又は過半数の出資が他の一の法人その他の団体によつて所有されている外国証券会社は、施行日において同号に該当することとなつたものとみなして同項の規定を適用する。この場合において、同項中「遅滞なく（第三号及び第四号の場合にあつては、あらかじめ）」とあるのは、「金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律（平成四年法律第 号）の施行の日から三月以内」ととする。

第三十条 この法律の施行の際現に外国証券会社の支店の代表者又は当該支店に駐在する役員（監査役及びこれに類する役職にある者を除く。）である者が旧外国証券業者法第十七條第一

項において準用する旧証券取引法第四十二条の規定による承認を受けて他の会社の常務に従事している場合において、当該他の会社が当該外国証券会社の新外国証券業者法第十七条第一項において準用する新証券取引法第四十二条の三に規定する特定金融機関であるときは、当該承認は、施行日の前日を限り、その効力を失う。

この場合において、その者が施行日から一月以内に大蔵省令で定めるところにより大蔵大臣に届出をしたときは、新外国証券業者法第十七条第一項において準用する新証券取引法第四十二条の規定にかかわらず、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、引き続き当該届出に係る当該他の会社の常務に従事することができ。

第三十一条 この法律の施行の際現に外国証券会社の支店の代表者又はその支店に駐在する役員である者で当該外国証券会社の新外国証券業者法第十七条第一項において準用する新証券取引法第四十二条の二第二項に規定する特定法人等の取締役又は監査役（理事、監事その他これに準ずる者を含む。以下この条において同じ。）を兼ねている者（新外国証券業者法第十七条第一項において準用する新証券取引法第四十二条の承認を受けている者を除く。）が、施行日から一月以内に大蔵省令で定めるところにより大蔵大臣に届出をしたときは、新外国証券業者法第十七条第一項において準用する新証券取引法第四十二条の二第二項の規定にかかわらず、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、引き続き当該届出に係る当該特定法人等の取締役又は監査役を兼ねることができ。

（罰則の適用に関する経過措置）

第三十二条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十三条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（経済関係罰則の整備に関する法律の一部改正）

第三十四条 経済関係罰則の整備に関する法律（昭和十九年法律第四号）の一部を次のように改正する。

別表乙号第十九号ノ二及び第十九号ノ三を削り、同表乙号第二十号を次のように改める。

二十 削除

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正）

第三十五条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第九条の二第一項中、「相互銀行業」を削る。

（相続税法の一部改正）

第三十六条 相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第七号中「兼営する銀行」を「営む金融機関」に改め、「営業所の下に」又は「事業所」を加える。

第五十九条第一項第三号中「兼営する銀行」を「営む金融機関」に改める。

（地方税法の一部改正）

第三十七条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の三第一項中「信託業務を兼営する銀行」を「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）により同法第一条第一項に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関」に改める。

第七十一条の七第一項及び第七十二条の三第一項中「信託業務を兼営する銀行」を「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関」に改める。

第七十二条の四十八第三項中「相互銀行」を削る。

第二百九十四条の三第一項及び第三百四十三条第八項中「信託業務を兼営する銀行」を「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関」に改める。

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第三十八条 前条の規定による改正後の地方税法第七十二条の四十八第三項の規定は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。

（中小企業信用保険法の一部改正）

第三十九条 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「相互銀行法（昭和二十六年法律第九十九号）第二条第一項第一号」を「銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第四項の契約に基づく」に改める。

法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第四項に改める。

（農業共済基金法の一部改正）

第四十条 農業共済基金法（昭和二十七年法律第二百二号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第四項中「同条第十三項」を「同条第二十五項」に改める。

（信用保証協会法の一部改正）

第四十一条 信用保証協会法（昭和二十八年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中「こえない」を「越えない」に、「相互銀行法（昭和二十六年法律第九十九号）第二条第一項第一号の契約に基づく」を「銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第四項の契約に基づく」に改め、「又は同法附則第三項の規定によりなおその効力を有する改正前の無尽業法（昭和六年法律第四十二号）第一条の無尽による給付」を削る。

（輸出水産業の振興に関する法律の一部改正）

第四十二条 輸出水産業の振興に関する法律（昭和二十九年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二十五条中「並びに第五十三条第四号及び第五号」を「第五十三号第四号及び第五号並びに第五十五号の二」に改める。

（住宅融資保険法の一部改正）

第四十三条 住宅融資保険法（昭和三十年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「相互銀行法（昭和二十六年法律第九十九号）第二条第一項第一号の契約に基づく」を「銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第四項の契約に基づく」に改める。

(自動車損害賠償保障法の一部改正)

第四十四条 自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第五十四條の九第一項第一号中「第十條の二第一項又は第三項」を「第十一條の四第一項又は第三項」に改め、同條第四項中「第十條の二第二項」を「第十一條の四第二項」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第四十五條 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第八條第一項第一号中「信託業務を兼営する銀行」を「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)により同法第一條第一項に規定する信託業務を営む金融機関」に改める。

第三十四條の二第二項第八号中「第十條の十二」を「第十一條の十四」に改める。

第五十七條の五第一項第四号中「第十條の三」を「第十一條の五」に改める。

第六十五條の四第一項第八号中「第十條の十二」を「第十一條の十四」に改める。

(準備預金制度に関する法律の一部改正)

第四十六條 準備預金制度に関する法律(昭和三十一年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「第四号から第九号まで」を「第四号から第八号まで」に改め、同項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。

(預金等に係る不当契約の取締に関する法律の一部改正)

第四十七條 預金等に係る不当契約の取締に関する法律(昭和三十一年法律第三十六号)の一部

る法律(昭和三十一年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第一條第二項中「相互銀行法(昭和二十六年法律第九十九号)第二條第一項第一号」を「銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二條第四項」に改め、「掛金」の下に「(次項において「掛金」という。)」を加え、同條第三項中「次に掲げるもの」を「臨時金利調整法(昭和二十二年法律第八十一号)第二條の規定により定められた最高限度の金利による利息(定期積金又は掛金にあつては、これらの契約に係る給付金額から払込み又は掛金の金額の合計額を控除した金額に相当するもの)及び配当」に改め、同項各号を削る。

(電話加入権質に関する臨時特例法の一部改正)

第四十八條 電話加入権質に関する臨時特例法(昭和三十三年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二條中「相互銀行」を削る。

(倉庫物の価格安定等に関する法律の一部改正)

第四十九條 倉庫物の価格安定等に関する法律(昭和三十六年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第四十六條第一項第一号中「行なう」を「行う」に改め、同項第二号中「相互銀行」を削り、「あわせ行なう」を「併せ行う」に改める。

(所得税法の一部改正)

第五十條 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二條第二項第一号中「信託業務を兼営する銀行」を「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)により同法

第一條第一項(兼営の認可)に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関」に改める。

第六十七條第四号中「相互銀行法(昭和二十六年法律第九十九号)第二條第一項第一号(相互銀行の業務)」を「銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二條第四項(定義等)」に改める。

第七十六條第一項及び第二項二十七條中「信託業務を兼営する銀行」を「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一條第一項(兼営の認可)に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関」に改める。

(所得税法の一部改正に伴う経過措置)

第五十一條 施行日以後に支払を受けるべき前条の規定による改正前の所得税法第七十四條第四号に規定する契約に基づく同号の給付補てん金については、前条の規定による改正後の所得税法第七十四條第四号に規定する契約に基づく同号の給付補てん金とみなして、同条の規定を適用する。

(法人税法の一部改正)

第五十二條 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二條第二十七号中「信託業務を兼営する銀行」を「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)により同法第一條第一項(兼営の認可)に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関」に改める。

第十二條第二項中「信託業務を兼営する銀行」を「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一條第一項(兼営の認可)に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関」に改める。

第八十四條第二項第三号イ中「第十條の三」を「第十一條の五」に改める。

(日本勤労者住宅協会法の一部改正)

第五十三條 日本勤労者住宅協会法(昭和四十一年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第三十九條中「第五十八條の下に」及び第五十八條の二を加える。

(印紙税法の一部改正)

第五十四條 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第十八号の課税物件の物件名欄中「相互銀行」を「銀行」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第五十五條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十四号(中)「外国為替銀行及び相互銀行」を「及び外国為替銀行」に改め、同号(中)「合併」(当該合併後存続する法人又は当該合併により設立する法人が同条第五項の規定により、当該合併を行う法人の当該合併直前において受けていた免許と異なる種類の免許を受けたものとみなされるものに限る。)又は「を削り、転換後の法人が」の下に「労働金庫又は」を加え、「合併又は」を削る。

(預金保険法の一部改正)

第五十六條 預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同條第二項第三号中「相互銀行法(昭和二十六年法律第九十九号)第二條第一項第一号」

を「銀行法第二條第四項」に改める。

第六十六條第二項中「第二條第一項第一号から第四号まで」を「第二條第一項第一号から第三号まで」に改める。

第六十七條第一項中「金融機関の合併及び転換に関する法律第十七條の規定により継続することが出来る業務に係るものを除く。」及び「合併又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、同条第二項を削る。

第六十八條第一項中「第三條第二号から第四号まで」を「第三條第一項第四号から第九号まで」に改める。

第八十一條中「(相互銀行法第十四條において準用する場合を含む。)」を削り、「外国為替銀行法第十一條及び相互銀行法第十四條」を「及び外国為替銀行法第十一條」に改め、「相互銀行法第十四條」を削り、「第九條の八」を「第九條の九」に改め、「中小企業等協同組合法」の下に「第五十五條の二第二項から第四項まで」を加える。

(勤労者財産形成促進法の一部改正)

第五十七條 勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項第一号イ中「第六十六條の四」を「第六十六條の五」に改める。

(農水産業協同組合貯金保険法の一部改正)

第五十八條 農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二條第四項第一号中「同條第六項」を「同條第六項から第九項まで」に改め、同項第二号中

「同條第三項」を「同條第三項及び第四項」に改め、同項第三号中「同條第二項」を「同條第二項及び第三項」に改める。

(日本国有鉄道清算事業団法の一部改正)

第五十九條 日本国有鉄道清算事業団法(昭和六十一年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

第四十條第九項中「同條中「掲げる有価証券」を「同條中」掲げる有価証券(企業内容等)に、「日本国有鉄道清算事業団特別債券を除く。」を「日本国有鉄道清算事業団特別債券その他企業内容等」に改める。

(金融先物取引法の一部改正)

第六十條 金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項第二号中「第二條第一項」を「第二條第十三項」に改める。

(消費税法の一部改正)

第六十一條 消費税法(昭和六十三年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

第十四條第二項中「信託業務を兼営する銀行」を「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)により同法第一條第一項(兼営の認可)に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関」に、「同項」を「前項」に改める。

(地価税法の一部改正)

第六十二條 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第九條第二項中「信託業務を兼営する銀行」を「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)により同法第一條第一項(兼営の認可)に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関」に、「同項」を「前項」に改める。

和十八年法律第四十三号)により同法第一條第一項(兼営の認可)に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関」に改める。

(証券投資信託法等の一部改正)

第六十三條 次に掲げる法律の規定中「第六十五條第二項第二号ハ」を「第六十五條第二項第五号ハ」に改める。

一 証券投資信託法(昭和二十六年法律第百九十八号)第二條第二項

二 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和六十一年法律第七十四号)第二條第五項

(大蔵省設置法の一部改正)

第六十四條 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第四條第九十二号及び第五條第三十一号中「相互銀行業」を削る。

理 由

内外の社会経済情勢の変化に即応し、金融機関の経営の健全性の確保による預金者等の保護及び投資者保護の徹底を図りつつ、内外の利用者のため、金融機関及び証券会社の有効かつ適正な競争の促進等による金融・資本市場の効率化及び活性化並びに諸外国と調和のとれた金融制度及び証券取引制度の構築を図る必要性にかんがみ、金融機関及び証券会社の各種の業務分野への参入をはじめることとする金融制度及び証券取引制度の包括的な改革を実施するため、所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、内外の社会経済情勢の変化に即応し、金融機関の経営の健全性の確保による預金者等の保護及び投資者保護の徹底を図りつつ、内外の利用者のため、金融機関及び証券会社の有効かつ適正な競争の促進等による金融・資本市場の効率化及び活性化並びに諸外国と調和のとれた金融制度及び証券取引制度の構築を図る必要性にかんがみ、金融機関及び証券会社の各種の業務分野への参入をはじめとする金融制度及び証券取引制度の包括的な改革を実施するため、金融及び証券取引に関する銀行法等十六法律の整備等を行うとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 金融に関する法律の一部改正等

(一) 子会社による証券業務及び信託業務への参入

銀行、長期信用銀行、外国為替銀行、信用金庫連合会、信用協同組合連合会、労働金庫連合会、農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合連合会及び農林中央金庫について、子会社により証券業務及び信託業務に参入できるようにするため、証券会社及び信託業務を営む銀行の株式の所有に関する所要の規定を設けることとする。

(二) 銀行等の本体での取扱い業務

(1) 証券取引法改正に対応して、各業法において、コマニシャル・ペーパー等の証

券化関連商品の取扱いに関する業務の規定の整備を図ることとする。

(2) 証券取引法改正に対応して、各業法において、有価証券の私募の取扱いに関する業務の規定の整備を図ることとする。

(3) 信用金庫、信用協同組合、労働金庫、農業協同組合、漁業協同組合、水産加工業協同組合及びこれらの連合会について、認可を受けて信託業務を兼営できることとする。

(三) 協同組織金融機関の業務規制の緩和等
(1) 信用協同組合、労働金庫、農業協同組合及びこれらの連合会について、国債等の窓口販売、ディールリング業務を行うことができることとする。

(2) 信用協同組合、労働金庫、農業協同組合及びこれらの連合会について、外国為替業務を行うことができることとする。

(3) 信用協同組合、労働金庫、農業協同組合及びこれらの連合会について、有価証券、貴金属その他の物品の保護預り業務を構成員以外のもののためにも行うことができることとする。

(4) 農業協同組合及び同連合会について、金銭債権の取得及び譲渡の業務を行うことができることとする。

四 金融機関の健全性の確保等

(1) 経営の健全性の確保

主務大臣は、銀行、長期信用銀行、外国為替銀行、信用金庫及び同連合会、信用協同組合及び同連合会、労働金庫及び同連合会、農業協同組合及び同連合会、

漁業協同組合及び同連合会、水産加工業協同組合及び同連合会、農林中央金庫並びに商工組合中央金庫について、自己資本比率規制等の経営諸比率規制に関する所要の規定を設けるとともに、大口信用供与規制に関する所要の規定の整備を行うこととする。

(2) 弊害防止措置

金融機関とその証券子会社等との間の取引を他者との同様な取引と異なる条件で行うこと等を禁止することとする。

(3) ディスクロージャー規定の整備

農業協同組合及び同連合会、漁業協同組合及び同連合会、水産加工業協同組合及び同連合会、農林中央金庫並びに商工組合中央金庫について、業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧に関する所要の規定を設けることとする。

(4) 金融機関の合併及び転換に関する規定の整備

金融機関の合併及び転換に関する法律の対象に長期信用銀行、外国為替銀行及び労働金庫を加え、長期信用銀行及び外国為替銀行の普通銀行への転換及び異種の金融機関との合併の手續きを明確化するとともに、労働金庫の異種の金融機関への転換及び合併を可能とすることとする。金融債の発行及び外国為替銀行の営業所の設置についての経過措置を設けることとする。

2 証券取引法等の一部改正
(一) 有価証券概念の整備
有価証券の定義を整備し、コーポレート・ペーパー等を証券取引法上の有価証券とするとともに、新たに有価証券とされるものの仲介業務については、銀行等も行えることとする。

(二) 公募概念の見直し、私募についての法整備及びディスクロージャー制度の整備
(1) 公募概念について、人数基準を明確化するとともに、勧誘対象者が一定の資格機関投資家のみである場合には人数基準を超えることなくても募集に該当しないこと等の措置を講ずることとする。

(2) 募集によらないで発行される有価証券について、転売を通じて多数の者に渡ること等により、募集に係るディスクロージャーが回避されることを防止するための措置を講ずることとする。

(3) 私募（新たに発行される有価証券の取得の申込みの勧誘であつて有価証券の募集に該当しないもの）の取扱いを証券業務とするとともに、銀行等も私募の取扱いを行えることとする。

(4) 新たに有価証券とされるものについて、その実態に即したディスクロージャーを行いうるようすることとする。

(5) 企業内容等が開示されないまま流通し多数の者に所有されることとなった証券につき投資者保護を図るため、株券等一

定の有価証券について、所有者が一定数以上になった場合にはディスクロージャーを求めることとする。

(三) 新規参入の促進
(1) 証券取引法第六十五条の規定は、銀行等が過半数の株式を所有する株式会社、大蔵大臣が証券業の免許をすることを妨げるものではない旨の規定を設けることとする。

(2) 証券会社が銀行等の過半数の株式を所有する場合の手續き規定を設けることとする。

(3) 証券会社とその親会社又は子会社との間の役員の兼職を禁止するとともに、証券会社が通常の条件と異なる条件でその親会社又は子会社と有価証券の売買その他の取引を行うことを禁止する等新規参入に伴う弊害防止措置を設けることとする。

(4) 大蔵大臣は、当分の間、銀行等の証券子会社のブローカー業務の免許については、株券に係る業務を行つてはならない旨の条件を付するものとする。

四 外国証券業者に関する法律の一部改正
証券取引法の一部改正に準じ、新規参入に伴う弊害防止措置を設けること等の規定の整備を行うこととする。

施行期日
この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

二 議案の可決理由

本案は、金融の自由化、国際化等の進展に対応し、金融機関及び証券会社の有効かつ適正な競争の促進等を通じて、金融・資本市場の効率化及び活性化並びに諸外国と調和のとれた金融制度及び証券取引制度の構築を図ろうとするもので、時宜に適した妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

平成四年六月三日

大蔵委員長 太田 誠一

衆議院議長 櫻内 義雄殿

〔別紙〕

金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について十分配慮すべきである。

一 個人、中小企業、農林漁業者等がその需要に応じた金融商品・サービスの提供を受けられるなど、小口利用者に対するサービスの向上が図られるよう努めるとともに、中小金融機関の業務範囲の拡大に引き続き配慮すること。

二 一連の証券・金融不祥事により低下した国民の信頼を回復するため、引き続き、金融機関及び証券会社の経営姿勢の是正を促すとともに、仮名取引の防止及び顧客情報の適正管理について、厳正な指導を行うこと。

三 金融機関及び証券会社の業務運営についての経営責任を自覚した自主的な努力を尊重すると

ともに、銀行法等に基づく金融機関の業務及び不良債権を含め財産の状況に関する開示について一層の充実を図ること。また、労働時間短縮についても精力的に取り組むこと。

四 業態別子会社の設立に当たっては、今後の経済情勢、銀行、証券会社等の営業状況等の正常化を見極め、漸進的・段階的に慎重かつ適切に対処すること。

五 銀行による既存の証券会社の買収及び銀行の証券子会社と既存の証券会社の合併に際しては、銀行の証券子会社の株式ブローカー業務が禁止されている趣旨が損なわれることのないよう慎重に対処すること。

六 金融機関及び証券会社の相互参入に伴い発生する可能性のある弊害の防止については、適正な競争促進を旨とする制度改革の意義を損なうことなく、かつ、実効性のある明確な措置を講ずるとともに、政省令の制定については、法律施行後に混乱を生ずることのないよう早急に具体的・的確な内容を規定すること。

七 金融・資本市場における適正な競争を確保するため、免許基準の明確化により新規参入の推進を図るとともに、行政裁量を極力抑制し、諸規制・諸慣行の見直しを速やかに完了すること。また、小口取引等について配慮しつつ株式等売買委託手数料の自由化を推進すること。

八 ノンバンクの融資業務の健全性を確保するため、業界団体に対して自主ルールの策定を要請すること。

九 金融機関の関連ノンバンクの管理体制の強化を図り、ノンバンクに対する金融機関の融資業務の適正化を求めるとともに、法改正後、ノン

バンクの実効ある実態把握に努め、今後の事態の推移に適切に対応すること。

十 消費者金融に係る多重債務者の急増傾向に対応し、過剰借入れを抑制するため、業界団体に対して自主規制措置の推進を指導すること。

衆議院会議録第二十六号中正誤

ペシ段行誤 正

セニ末ニ できる。 できる。

同 第二十七号中正誤

ペシ段行誤 正

五ニ元 図及び 国及び

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

〒一〇五 東京都港区
虎ノ門二丁目一番四号
大蔵省印刷局

電 話

03
(3587)
4302

定 価

（税 別） 本号一部
二六円
（税 別） 六円七角五分